

令和3年第1回定例会

# 西川町議会会議録

令和3年 3月2日 開会

令和3年 3月11日 閉会

西川町議会

令和三年

第一回〔三月〕定例会

西川町議会議録

令和三年

第一回〔三月〕定例会

西川町議会議録

## 令和3年第1回西川町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 ( 3月2日 )

議事日程.....	1
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者.....	3
事務局職員出席者.....	3
開会の宣告.....	4
開議の宣告.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
議会諸報告.....	5
行政報告.....	6
議案の上程.....	9
施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明.....	10
人事案の審議・採決.....	29
予算特別委員会の設置及び委員会付託.....	30
請願の常任委員会付託.....	30
散会の宣告.....	30

### 第 2 号 ( 3月3日 )

議事日程.....	31
出席議員.....	32
欠席議員.....	32
説明のため出席した者.....	32
事務局職員出席者.....	32
開議の宣告.....	33
一般質問.....	33
荒木俊夫議員.....	33

菅野邦比克議員.....	49
大泉奈美議員.....	64
佐藤仁議員.....	78
散会の宣告.....	96

### 第3号(3月4日)

議事日程.....	97
出席議員.....	98
欠席議員.....	98
説明のため出席した者.....	98
事務局職員出席者.....	98
開議の宣告.....	99
一般質問.....	99
佐藤耕二議員.....	99
佐藤光康議員.....	117
散会の宣告.....	134

### 第4号(3月11日)

議事日程.....	137
出席議員.....	139
欠席議員.....	139
説明のため出席した者.....	139
事務局職員出席者.....	139
開議の宣告.....	140
日程の追加.....	140
議案の審議・採決.....	140
予算特別委員会審査報告書の提出.....	190
予算案の審議・採決.....	192
請願の審査報告.....	195
議員派遣について.....	198

閉会中の継続調査申出.....	199
閉議・閉会の宣告.....	199
署名議員.....	201

令和 3 年 3 月 2 日

## 令和3年第1回西川町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和3年3月2日(火)午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案の上程

同意第1号 西川町教育委員会教育長の任命について

議第 2号 町道路線の廃止及び認定について

議第 3号 西川町いじめ問題調査委員会条例の設定について

議第 4号 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定について

議第 5号 西川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第 6号 西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議第 7号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第 8号 西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

議第 9号 西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について

議第10号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第10号)

議第11号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第12号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議第13号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議第14号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第3号)

議第15号 令和3年度西川町一般会計予算

- 議第 1 6 号 令和 3 年度西川町国民健康保険特別会計予算
- 議第 1 7 号 令和 3 年度西川町公共下水道事業特別会計予算
- 議第 1 8 号 令和 3 年度西川町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第 1 9 号 令和 3 年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算
- 議第 2 0 号 令和 3 年度西川町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 2 1 号 令和 3 年度西川町介護保険特別会計予算
- 議第 2 2 号 令和 3 年度西川町宅地造成事業特別会計予算
- 議第 2 3 号 令和 3 年度西川町病院事業会計予算
- 議第 2 4 号 令和 3 年度西川町水道事業会計予算

日程第 6 施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明

日程第 7 人事案の審議・採決

同意第 1 号 西川町教育委員会教育長の任命について

日程第 8 予算特別委員会の設置及び委員会付託

日程第 9 請願の常任委員会付託

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
病院長	須貝昌博	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議会事務局長 補佐 兼議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開会 午前 9時30分

#### 開会の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年西川町議会第1回定例会を開会します。

#### 開議の宣告

古澤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

#### 会議録署名議員の指名

古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、2番、佐藤仁議員、3番、佐藤光康議員を指名します。

#### 会期の決定

古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から3月11日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月11日までの10日間に決定しました。

## 議会諸報告

古澤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

12月16日、本町議会で実施しました令和2年度事務事業評価の結果を小川一博町長に報告するとともに、政策提言書を提出いたしました。

事務事業評価では、まちづくり総合支援事業、6次産業化加工・直売推進事業など9事業について評価を行っております。また、政策提言では、「安全・安心に暮らせるまちづくりを目指して」並びに「農業担い手育成事業の充実を目指して」の2項目について行ったところであります。

政策提言は、議会の総意として、今後の町の発展を願い、施策に反映するよう求めるものであります。2月12日に町長から提言への回答をいただいておりますので、今定例会の常任委員会等で再度検証する運びとしております。

12月23日には、大江・西川両町議会議員協議会と大江・西川両町道路整備促進期成同盟会合同の知事要望会が開催され、私が出席し、主要地方道貫見・間沢線及び主要地方道大江・西川線の整備促進等について要望してまいりました。新型コロナウイルス感染症対策から人数を制限しての訪問となりましたが、吉村知事からは要望に対し、前向きなご回答をいただいたところであります。

2月18日には、山形県町村議会議長会第72回定期総会が山形県自治会館で開催されました。

議事では、令和3年度の事業計画に当たって、町村においては、少子高齢化や過疎化、本格的な人口減少社会により、厳しい経済・雇用情勢に悩まされ、さらに昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症対策による外出制限要請による飲食店等の営業時間短縮や休業要請に加え、観光業にも大きな痛手となり、地域の活力が減退している現状にあり、住民の利益代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は格段に重いものとなっていることを全体で共有したところであります。

このような現状を十分に認識し、会務運営の合理化、適正化に努めつつ、経費の効率化を通じて、研修事業の充実、政務活動の積極的な推進を図り、議会制民主主義の健全なる発展

と町村自治振興事業の充実強化に寄与することを決定いたしました。

また、議事に入る前に、全国町村議会議長会自治功労者及び町村議会広報コンクール表彰が行われ、西川町議会だより113号が入選し表彰を受けており、3年連続の受賞となりました。

2月8日、本町議会議員研修会をオンライン形式で開催しました。

今回は、ローカルマニフェスト推進連盟主催のオンライン研修会に議員全員が参加する形で、議会改革の新たなツール、オンラインの可能性を探るというテーマのもと、新型コロナウイルス感染症対策として全国の地方議会に広がってきているオンライン会議について学びました。

第一部は、早稲田大学の北川正恭名誉教授と法政大学の廣瀬克哉教授の基調講演が行われ、続いて、早稲田大学マニフェスト研究所の中村健事務局長から、昨年11月に全ての地方議会を対象に行われた、コロナ禍における議会のICT活用調査の結果から、全国の地方議会におけるオンラインの活用状況が報告されました。

第二部は、全国でもいち早くオンライン会議を取り入れた茨城県取手市議会の議員と事務局の皆さんによる、これまでの取組の状況と今後の方向性についての説明が、クイズ番組のような形式で紹介されました。

取手市議会は、昨年5月に情報通信技術の積極的活用を議会基本条例に明記し、オンライン会議の根拠を明確にするために、取手市議会感染症対応規程の制定と同災害対応規程の改正を行い、議会としてオンライン会議ができる旨を規定しました。9月には、オンラインによる委員会出席を可能にするために、会議規則と委員会条例を改正し、翌10月には、議員全員がオンラインで参加する形の完全オンライン模擬議会を実施しています。

西川町議会においても、オンライン会議の導入やタブレットPCの活用について今後検討を行うこととしており、その最先端の事例を学ぶことができました。

以上で議長報告といたします。

以上で、議会諸報告は終わりました。

## 行政報告

古澤議長 日程第4、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

本日、令和3年第1回定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

初めに、啓翁桜の今シーズンの出荷出発式についてご報告申し上げます。

さきの12月定例会におきましては、このたびも啓翁桜議会として開催いただき、町内外に広くPRをいただきありがとうございました。

その後、12月15日に吉川の啓翁桜促成施設内におきまして、今年度の啓翁桜出荷出発式を開催し、出荷作業の安全並びに販売促進の祈願をいたしました。このたびの出発式はコロナ禍により、参加者を抑え、少人数の関係者の方々により、神事のみで開催とさせていただきました。

また、例年実施してきました東京大田市場でのトップセールスにつきましては、コロナ禍により中止とさせていただいたところであります。

今年度は、5月の干ばつや7月の長雨、豪雨など厳しい栽培環境にありながらも、生産者によるしっかりとした栽培管理のもと、安定した品質の啓翁桜の出荷ができており、コロナ禍による影響でイベントや業務量は減りましたが、自宅用などの増加や海外輸出などの伸びもあり、例年並みの出荷となっているところであります。

次に、大江・西川両町道路整備促進期成同盟会並びに大江・西川両町議会議員協議会合同の要望活動についてご報告申し上げます。

12月23日に、山形県知事に対し、大江・西川両町道路整備促進期成同盟会並びに大江・西川両町議会議員協議会合同による、主要地方道大江・西川線の道路整備促進及び主要地方道貫見・間沢線の道路整備促進について、要望活動を行ってまいりました。

県庁では、吉村知事をはじめ、工藤道路整備課長、阿部道路保全課長からご対応いただき、主要地方道大江・西川線大井沢地内の災害復旧については、公共災害の査定を受け、令和3年秋頃の完成を目指すこと、また、主要地方道貫見・間沢線沼山地内の道路改良につきましては、用地の協力を得ながら取り組んでいきたいとの所見をいただいたところであります。

今後も継続して要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、生涯学習関係についてご報告申し上げます。

1月16日に、今年度のスポーツや文学関係において優秀な成績を収めた方々を表彰する西

川町生涯学習総合表彰式を開催いたしました。

西川町スポーツ振興功労者表彰では、全国大会で優勝を収めた個人4名を表彰いたしたところでありまして、また、西川町体育協会優秀選手表彰では、栄光賞、殊勲賞、優秀賞など全体で17名、2団体が受賞されております。

今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、インターハイや国体などの全国大会が中止となり、練習の成果を発揮する機会が大幅になくなり、受賞者も昨年度の3分の1程度となったところであります。そのような中でも、本町の選手たちは開催された大会において優秀な成績を収められ、特に、全日本学生カヌースプリント大会では、本町出身の大学生が6種目で優勝し、カヌー競技以外でも、バレーボールやサッカー、水泳、野球など多くの種目において活躍が光ったところであります。今後も多くの方々の活躍に期待をいたすものであります。

第27回丸山薫少年少女文学賞、青い黑板賞コンクールには、西川小学校、西川中学校のほか、寒河江西村山管内の小学校、中学校から計527点の応募がありました。

審査員5名による厳選なる審査の結果、青い黑板賞に輝いたのは、西川小学校1年生、土田晴三君の作品「ゆきのにおい」でありました。審査員の評にもありましたが、冬の到来の気配を「におい」の発見として捉えた感覚が評価されました。

平成6年度に、西川町制40周年記念事業の一環として創設されたこのコンクールも27回を迎え、四半世紀を超える文芸事業に育ってきております。これもひとえに、小中学校の先生方や審査員の方々をはじめ、関係各位の皆さんのご尽力のたまものであり、そのお力添えに感謝を申し上げます。

次に、2つの冬の誘客の取組についてご報告申し上げます。

初めに、月山スノーランドの状況についてであります。

昨年12月に弓張平にオープンしました月山スノーランドは、4月上旬まで毎週土日祝日に開催することとしておりまして、これまで400名ほどの来場者を数えております。

オープンの12月から年末年始にかけては記録的な大雪に見舞われ、来場者は低調でありましたが、独自のSNSを活用した情報発信に加え、新聞紙上やメディアからも数回にわたり取り扱われたこともあり、利用者は増加傾向を示すようになってきました。

月山スノーランドを主宰する月山冬の誘客推進協議会では、新型コロナウイルス感染症や大雪の影響により、利用者は計画どおりとはいかないものの、青く晴れ渡った弓張平にこだまする子どもたちや青年層の明るい歓声に、新たな可能性を実感するとともに、今後の確か

な手応えを感じているようであります。3月上旬から4月以降においては絶好のコンディションが想定されるため、今後の誘客に大きな期待を寄せているところであります。

2月初旬には、議会産業建設常任委員会委員の皆さんの来訪もあり、大変心強いとの話も聞き及んでいるところであります。

次に、第16回雪旅籠の灯りの実施状況についてご報告申し上げます。

今回は月山志津温泉において、2月6日から28日までの23日間、初めてのロングランで開催されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊者限定とし、国道からの入り口には警備員を配置し、入場制限を徹底するなど、感染症対策を万全にして、また、静かな夜を楽しむという意味のサイレントナイトを掲げての開催となりました。

開催時期が長かったことから、日常の除雪作業に加えて、実行委員会の方々には雪像全面修正や連日の明かりの点火など、例年とは異なる大変なご苦勞をいただいたの開催となりました。それでも、守り続けてきた雪旅籠の灯りは、明るい未来のための明かりであり、消すことはできないとの思いに支えられながらの開催であったものと推察し、衷心から敬意を表すものであります。

期間中の来訪者は、宿泊者のみの336名程度であり、例年の10分の1以下ほどではあったものの、訪れた来訪者からは毎週土曜日に打ち上げられた花火にプレミアム感があったと好評で、来年度の来訪を確約する方々もおられるなど、将来につながる雪旅籠の灯りとなりました。

宿泊者の中には、日中は月山スノーランドを楽しみ、夜は志津に宿泊して温泉を楽しみながら、雪旅籠の灯りを満喫する方々もおられたところであります。町が推進する新たな冬の観光の姿の推進に展望が持てる今期の冬の誘客イベントとなりました。

新型コロナウイルス感染症対策の徹底と万全な準備を進められ、実行されました月山志津温泉旅館組合や月山冬の誘客推進協議会の方々に改めて敬意を表すものであります。

以上を申し上げます、3月定例会の行政報告といたします。

古澤議長 以上で行政報告は終わりました。

議案の上程

古澤議長 日程第5、議案の上程を行います。

同意第1号 西川町教育委員会教育長の任命についてから、議第24号 令和3年度西川町水道事業会計予算までの24議案を一括して上程いたします。

#### 施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明

古澤議長 日程第6、施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 本日、令和3年第1回定例会が開催されるに当たり、令和3年度の町政運営における基本的な考え方と主要施策の概要をご説明申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆さんのご理解を賜りたいと存じます。

初めに、平成30年4月の町長選挙において、町民の皆様方から再度負託を受け、3期目の町政を担わせていただくことになってから、令和3年度で早くも4年目となり、任期の総仕上げの年に当たります。

この3期目の町政を担うに当たりまして、平成22年の町長就任以来、政治姿勢として掲げてきました、「西川町を元気に！若者に夢を！」を引き続きモットーにし、初心に返って、元気な西川町を目指し、所得向上と定住化推進、人材育成を全力で進めるべく、健康長寿のまちづくりや地域包括ケア体制の充実、災害に強い安全、安心で持続できるコミュニティづくり、1年を通して収入を得られる地域資源を活用した産業体系の構築、日本一の自然研究・学習先進地づくりと保小中一貫教育の推進、女性や若者による行政参画の推進、次世代を担う人材育成などを重点事項として掲げ、町民の皆さんと行政のそれぞれの役割を確認しながら、町民の皆さんと行政が一体となったまちづくりを進めてまいりました。令和3年度も各界、各層、そして町民の皆さんのご意見をお伺いしながら、リーダーシップを発揮し、町政を進めてまいる所存であります。

さて、令和2年は世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまででは考えることのできなかつた全国的な医療提供体制の逼迫や経済危機、休業者の急増、さらに東京オリンピック・パラリンピックの延期など各種イベントの中止など、まさに国難とも言うべき局面に立たされました。国では、緊急事態宣言を発出し、ウィズコロナ時代に対応すべく新

たな日常や新たな生活様式を取り入れながらの感染拡大防止対策や経済政策に取り組んでまいりました。しかしながら、第2波、第3波といった言葉にも表されますように、感染者の数は一進一退を繰り返しており、ワクチン接種が感染収束の特効薬となることを期待しております。

本町におきましては、本年1月27日に初めて町民1名の感染が確認されましたが、その後の感染拡大には至っておりません。これも町民の皆さん一人一人が小まめな手洗い、うがいや咳エチケットの徹底、不要不急の外出自粛や密閉、密集、密接のいわゆる3密の排除といった感染予防対策を常に行っているためのものであり、感染拡大防止に対する日頃からの行動に対し感謝を申し上げます。

また、町内産業を取り巻く経済状況等においても、非常に厳しい状況に追い込まれながらも、自らを奮い立たせ、前に向かって果敢に挑戦する事業者の姿勢に対しましては、衷心から敬意を表するものであります。

加えて、昨年7月の豪雨は、町内に大きな被害をもたらしました。県道及び町道は20か所以上が一時通行止めとなり、5か所の集落が孤立、住宅においては、床下浸水や土砂崩落による家屋の損壊等もありました。町は大井沢地区に避難準備情報を発令、町内全域に自主避難を呼びかけ、町内7か所の避難所に最大54人の方が避難されました。また、町内至るところで道路や河川、農林業施設の被害が確認されましたが、幸い、けが人などの人的被害はありませんでした。これらにつきましても、町民の皆様の高い防災意識や日頃からの備えに加え、各地区の自主防災組織及び消防団などの取組による成果であり、心から感謝を申し上げます次第であります。

令和3年度は、第6次総合計画後期基本計画のテーマである「“キラリ 月山”健康元気にしかわ!」の実現を目指し、将来の活力とにぎわいのある、そして、町民の皆さんが生き生きと暮らすことができるまちづくりに向かって、次のことについて注力し、町政の運営を行ってまいります。

まず1点目は、定住人口の維持確保であります。

ご案内のとおり、後期基本計画では、定住人口維持確保を最重要目標に、産業振興、生活環境対策、地域づくりと人材育成を主要施策とし、展開を図っております。

しかしながら、本町の住民基本台帳人口は、平成29年3月には5,500人を割り、その後も自然動態、社会動態ともに減少が続き、昨年11月末では、5,093人と5,100人台をも割り込み、このままの推移では、後期基本計画で具体的な数値目標として掲げている、令和5年度で確

保したい人口5,000人の維持が厳しい状況になっており、定住人口の維持確保は町の喫緊の課題であると捉えております。

この対策といたしましては、令和2年度は庁内に、若者子育て支援プロジェクト会議を立ち上げ、みどり団地第2期造成計画について本格的に検討を行ってまいりました。検討に当たっては、町内企業に勤める45歳未満、保育園、小学校の子どもを持つ子育て世代などへの住宅意向アンケート調査や町内企業の経営者への対面調査を行い、これらの調査検討結果を踏まえ、令和3年度からアパートやメゾネット形式の集合型賃貸住宅や戸建ての長期賃貸住宅の整備を進めてまいります。また、アパート形式の住宅については、今回の調査で要望がありました単身者用の住宅を整備し、若者の町外転出を食い止めたいと考えております。

2点目は、新型コロナウイルス感染症に対応した施策の展開であります。

町内の感染状況につきましては、先ほど申し上げましたとおり、全国的な感染拡大の影響により、外需を中心とする観光業や飲食業界など町内経済に大きな痛手を受けたところであります。このため町では、公共施設の資器材整備や民間事業者が実施する感染対策への支援といった感染防止対策、特別定額給付金や子育て世帯臨時特別給付金の給付などの生活支援、そして、飲食小売商品券の交付や宿泊割引キャンペーン、小規模事業者持続事業や持続化給付金などの経済対策の3つを柱とし、国の地方創生臨時交付金なども活用しながら、補正予算を編成し、数次にわたり各種施策を実施してまいりました。今後もPCR検査費用の助成やワクチン接種、経済対策など令和2年度の繰越予算により引き続き行うとともに、必要に応じて補正予算を編成し、実施してまいります。まずはワクチンの接種により、1日も早い収束を願うものであります。また、収束後においても、今回のコロナ禍によって課題が浮き彫りにされたりリモートワークなどのデジタル化への対応を町が率先して行っていきたいと考えております。

3点目は、豪雨災害の着実な復旧であります。

先ほども申し上げましたが、昨年7月の豪雨は、本町の各所に甚大な被害をもたらしました。この豪雨災害は国による激甚災害の指定を受け、令和4年度までの3年間で被災箇所の復旧に際し、国の補助率がかさ上げされて財源措置されることとなります。令和3年度は本格的な復旧に当たる年度と位置づけ、着実にかつ計画的に事業実施を図ってまいります。また、地区などが実施主体となって施工する令和2年度豪雨による災害復旧事業に対しましても、引き続き、従来の災害よりも補助率をかさ上げし、迅速な災害復旧の支援を行ってまいります。

4点目は、健全な財政運営の維持であります。

先ほども申し上げましたとおり、令和3年度は昨年の豪雨災害の本格的な復旧に当たることから、町単独での道路改良や側溝整備事業などの投資的事業を先送りしたところであります。

また、昨年の豪雨災害に代表されるように、近年頻繁に発生する想定外の大規模な自然災害復旧や新型コロナウイルス感染症対策など、これまででは予想のできなかった支出が今後いつ発生するか見通しのつかない状況になっております。このような事態に備えるために、町としては、一般家庭での貯金に当たる財政調整基金が枯渇することのないよう確保していかなければなりません。協働のまちづくりの理念のもと、事業者や住民が主体的に行う事業への支援の在り方など各種事務事業においても、最少の費用で最大の効果を上げることができるよう、限られた財源の中で、効果的な施策の展開を図り、町として持続するための健全な財政運営の維持に努めてまいります。

さて、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症対策として要請した活動自粛等の影響により、個人消費を中心とした大幅な内需の減少と、より強制力のある感染症対策を実施した諸外国への輸出が大幅に減少したことなどにより、これまでにない厳しい状況に陥りました。その後、国の政策支援の効果もあり、消費は一時反転したものの、感染者数の増加が行動抑制へつながり、需要の下振れが顕在化するリスクが大きくなっています。今後も、需要回復のテンポが鈍化すれば、物価への下押し圧力は高まり、需要の弱さは設備投資にも影響し、潜在成長力が低下することになり、早急に、感染防止を図りながら需要の喚起、回復を図ることが極めて重要になっています。

このような状況の中で編成された国の一般会計予算の規模は、前年度に比べて3.8%増の106兆6,097億円となり、9年連続で過去最大を更新したところであります。この予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期しつつ、デジタル社会、グリーン社会、活力ある地方、少子化対策等全世代型社会保障制度等の中長期的な課題に対応しながらも、新経済・財政計画のもと、骨太の方針で定めた歳出改革の取組を継続することとしております。

地方財政対策では、一般財源総額については実質的に前年度と同水準の約63兆1,000億円、うち地方交付税は、臨時財政対策特例加算などにより、前年度を8,500億円上回る17兆4,000億円が確保されております。新型コロナウイルス感染症の影響により歳入の税収が大幅に減収となる中、歳出において地方が地域社会のデジタル化を推進する経費の創設や防災減災、

国土強靱化に対する取り組む事業が延長されました。地方財政は国の政策によって大きく影響を受けることから、今後においても国の状況を常に注視してまいります。

山形県の予算につきましては、コロナ克服・未来創造予算と位置づけ、新型コロナウイルスへの対応をはじめ、ポストコロナ予算を見据えた子育て支援の充実に力を置くとし、また、1人当たり県民所得の向上に向け、創業支援センター、仮称であります、を新設し、創業や新ビジネス創出を支援することとしております。さらに、Y a m a g a t a 幸せデジタル化構想を掲げ、様々な分野のデジタル化を目指すこととしております。

一般会計の総額は6,823億4,300万円で前年度比11.2%の増となります。11年連続の6,000億円超で、前年度比プラスは3年連続となったところであります。

それでは、本町の令和3年度当初予算案の概要について申し上げます。

初めに、本町の財政状況について申し上げます。

令和元年度の決算における経常収支比率は92.2%と、依然として財政の硬直化が続いているものの、財政の健全化判断比率である実質公債費比率が9.6%、将来負担比率が5.7%と、財政指標においては財政健全化が保たれていることを示しております。

しかし、生産年齢人口の減少や企業の設備投資である償却資産の減少などによる税収の減少はもとより、国勢調査人口などの基礎数値の減少による地方交付税の減少など、一般財源の確保が年々厳しくなることが予想されます。

また、歳出面においても、公共施設や道路・橋梁・上下水道施設などの社会資本の長寿命化対策経費や高齢化による医療費の増加、国税及び地方税の減収に伴う臨時財政対策債の増加による後年度の公債費の増加に加え、近年頻繁に発生する想定外の大規模な自然災害の復旧費や新型コロナウイルス感染症対策経費など、これまででは予想のできなかった支出が町の財政を圧迫することとなります。

本町の財政は、地方交付税等に大きく依存しており、国の政策や財政状況に左右されやすい状況にあり、国の財政見通しが不透明な中にあることは、毎年の財源不足額を財政調整基金や各種基金の取崩しに頼らざるを得なくなり、令和元年度末では22億ある財政調整基金と減債基金の残高は、令和5年度には10億円を割り、10年以内には基金が底をつくことも予想されるところであります。

こうした中において、町として持続していくためには、町民への支援の在り方など各種事務事業の見直しや職員数の適正化、各種事業の選択と集中、公共施設の除却も含めた適正配置、近隣市町と連携した事務事業の取組など、身の丈に合った行財政運営を行っていくこと

が重要であると考えております。

予算編成に当たっては、直面する新型コロナウイルス感染症に関する対策や豪雨災害の復旧への対応など財政的に厳しい状況の中において、将来の活力とにぎわいのある、そして町民が生き生きと暮らすことができるまちづくりに向かって、定住人口維持確保を最重要目標とした第6次総合計画後期基本計画主要施策の推進、直面する新型コロナウイルスとの共存に向けた施策の展開、豪雨災害の着実な復旧、町として持続するための健全な財政運営の維持の4つの柱を基本方針としたところであります。また、安易な前例踏襲主義を排除し、全ての事業について内容をゼロベースで精査の上、必要性や効果の低い事務事業は廃止し、新規事業の構築に当たっては、既存事業のスクラップを原則とし、各種補助金等の財源確保を図ることとして臨んだところであります。

予算規模であります。一般会計につきましては総額で54億2,500万円、豪雨災害復旧事業の増加などにより、前年度比13.6%、6億5,000万円の増としたところであります。

歳入の状況について申し上げます。

町税のうち、町民税については、納税義務者数の減少や法人税割の税率改正、固定資産税は、評価替えによる土地、家屋分の減や設備投資の減少、さらに入湯税は、新型コロナウイルス感染症の影響による入湯客数の減少により、町税全体では前年度比3.3%減の7億476万円を計上したところであります。

地方交付税は、地方財政計画における地方交付税総額が増加するものの、算定基礎となる人口が令和2年国勢調査人口へ置き換わることにより、基準財政需要額の減少が見込まれることから、前年度同額の21億5,000万円を計上したところであります。

国庫支出金は、豪雨災害による公共土木施設災害復旧費国庫負担金や啓翁桜関連施設整備事業に対する農山漁村交付金の増加などにより、前年度比28.1%増の3億9,413万円を計上しております。

県支出金につきましては、豪雨災害による農林業施設災害復旧費県負担金の増加などにより、前年度比69.8%増の4億8,297万円を計上しております。

町債では、豪雨災害復旧事業や住宅団地整備事業、観光施設管理整備事業など各事業費に発行を見込み、町債総額で前年度比96.1%増の6億9,700万円を計上し、令和3年度末の町債残高を60億5,608万円と見込んだところであります。

なお、歳出総額に不足する財源として、財政調整基金から4億円、減債基金から9,113万円などの繰入れを見込んだところであります。

それでは、第6次総合計画後期基本計画を展開する上での令和3年度の重点施策につきましてご説明申し上げます。

1つ目には、のぞみをつなぎ、未来を展望する人・商工観光業の創造であります。

商工観光業を取り巻く経済情勢等については、先ほどから申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、非常に厳しい状況にありますが、ワクチン接種による収束といった明るい兆しにも期待し、町民の皆さんと顔の見える取組を行いながら、引き続き、のぞみをつなぎ、未来を展望する人・商工観光業の創造の3年目として取組を進めてまいります。

商工業振興につきましては、令和2年度は町内事業所の事業継承を最大の目標とする西川町商工会経営発達支援計画の初年度で、仙台市宮町のほか、人通りが特に多い仙台クリスロード商店街内に新たな販売チャンネルを開拓するなど、県内外に販路を求め、自社製品や特産品を事業者自ら販売して、消費者のニーズを把握し、今後の商品づくりに生かそうとする、いわゆる対面販売活動を延べ10町内事業者が参加し展開を行ったところであります。

また、商工業団体の主体的な事業として、前年度比30%売上増となりました月山山菜そば新そばまつりを主催した月山山菜そば組合、ポイント5倍セールスの取組によりカード会員を着実に伸ばしている月山ふれあいカード加盟店会、月山モルトパークを町自慢の一品として定着させるため、SNSを活用した情報発信を行っている西川町飲食店会などの活動は、今後のまちづくりに活力を与えるものであり、歓迎するところであります。

町としても、このような積極的な取組が加速されますよう、西川町商工会経営発達支援計画に掲げる外貨を獲得するための取組であるお土産品開発や業務転換の試行、積極的な情報発信、販売チャンネルの拡大に対する支援を行うことで、事業者に寄り添った実施体制と相談体制等を整えるほか、仮称、商工観光事業者やる気応援事業などの創設により、前向きに頑張る事業者を積極的に支援してまいります。

さらに、町単独事業の融資制度、スーパーひかりや事業継承支援チーム、新型コロナウイルス対策支援チームの稼働により、厳しい経済状況にありながらも、引き続き、未来を展望し、意欲ある事業者の創造を目指してまいります。

観光業振興につきましては、交流人口100万人、観光消費額38億5,000万円を段階的な目標とするものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、月山夏スキーや宿泊客数が大幅に減少、今もなお厳しい状況下にあると認識しているところであります。

このような中におきましては、昨年末にオープンしました月山スノーランドは、これまで

の大きな課題でありました通年観光を現実のものとする画期的な取組で、多くのメディアからも注目を浴び、コロナ禍の状況にありながらも、順調な滑り出しを見せていると感じております。事業主体であります月山冬の誘客推進協議会に今後とも期待をいたすところでありまして、また、町特有の雪を最大の観光資源として捉え、一昨年12月に行いました日本一の月山雪国宣言により月山朝日のブランド力を再構築し、情報発信力を高め、近県、隣県からの誘客により、引き続き、通年観光を推進してまいります。

観光施設整備につきましては、志津会館の建設を完了し、公民館機能に併せて、公衆トイレや一部を観光案内や待合機能として活用することで、志津地区民だけでなく、志津・月山地区を訪れる観光客や観光イベントにも活用できる施設として整備してまいりたいと考えております。

また、一般社団法人月山朝日観光協会につきましては、新年度からより効率的な事業を執行するため、専任の事務局長を配置し、ツアー商品の積極的な造成や全国規模の各種力ヌー大会誘致に合わせた配宿の体制を整備していくこと、また、事務所を役場庁舎から他所へ移転し、効果的な事務執行を行う体制を整備することがさきの理事会において確認されたと伺っております。町としては、町内への観光誘客の拡大を図り、もって、会員の所得向上と産業の発展に寄与しようとするこの判断を歓迎し、支援してまいりたいと考えております。

このように、商工観光業の振興につきましては、町民の方々が主体となった協働のまちづくり、町民主役運動を一層推進することで、新しい生活様式に対応した暮らしと生活を守る経済活動を、事業者の方々と一丸となり、手を携え、顔が見える懸命の取組を行ってまいります。

2つ目には、活気づく農林業の推進であります。

農業の振興につきましては、引き続き、農業担い手の確保、育成を図るとともに、高収益作物への転換を進め、周年農業の確立を目指してまいります。

その核となる啓翁桜の生産振興につきましては、平成29年度から大規模園芸団地化計画により販売額1億円を目指し、園地拡大などを実施してきました。令和3年度は整備計画の最終年で、吉川に啓翁桜集出荷施設の加温施設並びに作業室の増設を図り、さらには海味団地に園地拡大の整備を推進してまいります。また、販売促進につきましては、地方創生推進交付金を活用し、近隣市町との広域連携を図りながら、認知度向上と販路拡大に向けた取組を強化してまいります。

転作作物のそばの生産振興につきましては、昨年はコロナ禍においても、月山山菜そばに

よる誘客促進など、飲食店での積極的なそばの活用が図られました。令和3年度も、そば生産組合や製麺所と連携強化を図り、品質向上と生産拡大を目指してまいります。

また、延期となりました第4回全国さるなし・こくわサミットを本年10月に本町で開催いたします。これを契機に、こくわ栽培発祥の地として、さらには、こくわビールなどの加工品なども合わせて全国に発信してまいります。

山菜、きのこの生産振興につきましては、町ぐるみ山菜きのこ産業振興プロジェクトにより実施しました山菜栽培の取組を各地域で生かしていただき、さらには、特用林産物振興対策事業による原木や菌床なめこの生産支援を実施してまいります。

畜産業につきましては、株式会社福寿館が西川牛継承牧場として、昨年の畜産クラスター事業により畜舎を増築し、肥育牛並びに繁殖牛の増頭を図っております。これらにより増加する堆肥の活用並びに必要となる飼料作物など耕畜連携を積極的に行い、併せて、町内農産物の生産振興に寄与してまいります。

林業の振興につきましては、森林環境譲与税を生かし、民有林の新たな森林管理システムの構築や、西山杉を活用し郷土への愛着を深めた森林環境教育推進を図るため、東京都品川区などの都市との交流事業や西山杉学習機プロジェクト事業などを実施し、林業資源の大切な管理と林業成長産業化への取組を強化してまいります。

3つ目には、婚活、プライダルサポートの本格的な支援であります。

これまでの婚活支援につきましては、結婚推進員による村山管内におけるマッチング活動の支援を行ってまいりました。この取組に加え、令和3年度からは、全国展開を行っているお見合いマッチングシステムの導入による婚活支援や町独自の婚活イベントを実施するほか、町内の団体などが自主企画して実施する婚活イベントに対して支援するなどの新たな事業に取り組んでまいります。

また、山形全域をカバーしているやまがた出会いサポートセンターへの会員登録の支援や新婚世帯に対し、結婚に伴う家賃、引っ越しなどにかかる費用を支援してまいります。

これらの婚活関連の事業強化により、結婚を希望する方々に出会いの機会やきっかけを創出し、少子化の要因となっておりません晩婚化、未婚化の解消を図ってまいります。

4つ目には、健診事業の充実・健康づくり町民運動であります。

健康診断は自らの健康状態を把握し、生活習慣の改善に取り組むための有効な手段であるとともに、毎年行うことで改善効果を数値で実感できるものでありまして、また、疾病の早期発見、早期治療に結びつくものと考えております。これまで健診内容の充実や個人負担の

軽減、未受診者への受診勧奨等により、受診率は県内でも高い水準となっておりますが、未受診者がより受けやすい健診体制を構築し、さらなる受診率の向上を図ってまいります。

また、本町の疾病の特徴から、糖尿病重症化の予防対策を強化する必要があり、病態別健康教室や各種運動教室、歯周疾患検診を行ってまいります。

健康づくりは、町民一人一人が大切さを認識し、取り組んでいくことが重要であります。そのきっかけづくりとして、引き続き、スポーツ推進委員やスポーツサポート西川と連携し、まちじゅう元気人運動を推進してまいります。また、健康な体を維持していくためには、食生活も重要であります。食のボランティア団体である食生活改善推進員と連携しながら、減塩活動、野菜一皿運動を推進し、食生活の改善につながる取組を行ってまいります。

5つ目には、公共交通対策の充実であります。

本町の公共交通については、町営路線バスの利便性の向上と経費の抑制が大きな課題となっております。このため、令和3年度においては、令和2年度から小山、入間、沼山、原地区を対象に行っているデマンド型乗合タクシーの実証実験に、新たに、本道寺、月岡、水沢、小沼、綱取、岩根沢区域を追加し、また利用者の状況に応じてルートを設定して運行を行う区域運行方式の導入や増便などを新たに試行し、評価を行っていくことといたしております。

さらに、市町村域をまたぐ幹線路線や、町内の幹線以外となる枝線となる路線に対しては、国の財政的支援が受けられるよう、本町における地域公共交通計画を策定してまいります。計画に関しましては、町営路線バスの幹線ルートの利便性の向上を図りながら、町内全域を網羅したデマンド型乗合タクシーの導入や運行方法の検討、スクールバスも含めた運行体制の見直しなど、本町の公共交通全般にわたり検討を行い、持続可能な公共交通体制につなげられるよう策定してまいります。

6つ目には、地域づくりと人材育成であります。

人口減少や少子高齢化に伴う担い手不足の影響から、町内各地域においては、これまで行ってきた地域に活力を与える各種行事や地域単位で守ってきた山林や導水路の維持活動などの共同作業を行うことが困難になってきております。

町といたしましては、人口が減少する中においても、町内の各地域が将来とも持続可能な体制を維持し、小さいながらも活力ある地域活動が展開できるよう、町全体としての地域コミュニティの在り方に関する明確な指針が必要であると判断しました。

令和3年度においては、本町におけるそれぞれの地域や町の役割分担の明確化、地域づくりに対する町の人的、財政的支援の在り方、自治組織としての機能を持ち得なくなった場合

の地域組織に対する考え方など、地域づくり・コミュニティ施策全般に関する地域コミュニティ推進プランを策定してまいります。このプランの策定に関しましては、今後の集落支援員の配置や各地区の自主活動や共同作業などに対する町の財政支援の在り方についても、現行の制度の見直しも含め検討を行い、方向性を示してまいります。

7つ目は、西川学園構想に基づく保小中連携した体験学習や英語教育の充実であります。

西川学園構想に基づく保小中一貫教育に取り組んで2年目となる令和2年度は、コロナ禍により行事等の制限がありましたが、着実に進めることができました。特に、にしかわ保育園で行いました保小中合同研修会は、実際の園児の活動から、幼児の発達や学びを滑らかに小中学校へとつなげる大切さを実感したとのことでした。

令和3年度の教育施策につきましては、次の2点について申し上げます。

1点目は、体験学習の推進であります。本町では、これまでも本町の豊かな自然、人、文化を生かした体験学習を実施しておりますが、保育園を加え、中学校まで発達段階に合わせた価値のある体験学習を進めてまいります。具体的には、それぞれが行っております内容について共通理解し、それぞれの年齢や発達段階に応じた活動内容を系統的に実施していくもので、同時に保小中12年間を見通した体験学習の系統表を作成してまいります。また、保育園では活動の増加や幅を広げること、小学校ではふるさと楽行を通して、より多くの地域の人とつながること、中学校では体験学習で学んだことを町内外に発信することなどを目標に、子どもたちの活動が町民の皆さんに、より身近に感じるように工夫してまいります。

2点目は、英語教育のさらなる充実であります。

本町では既に保小中一貫教育した系統的な英語教育に取り組んでいるところでありますが、新学習指導要領の実施を機に、さらに充実した英語教育を進めてまいります。

特に、ALT2人体制による保育園から小学校、中学校の英語学習は、ほぼ全ての授業でチームティーチングができるようになり、一人一人に対してきめ細かに指導できるようになりました。

また、子どもたちには英語に触れる体験を通して、より学習を深められるよう、令和2年度から実施した6年生修学旅行における体験型英語研修施設、プリティッシュヒルズでの英会話研修をさらに充実してまいります。また、中学3年生では、英語検定3級を目標とし、受験料を支援する英検チャレンジ事業において、英語検定3級取得率50%を目指してまいります。

これからも西川学園構想の実現に向け、教育環境のさらなる充実を目指してまいります。

8つ目には、カヌー競技の振興及び生涯学習の推進であります。

後期基本計画では、ひとり1趣味、1スポーツ運動を推進するとともに、スポーツ環境の整備を行い、町民の健康に関する意識の高揚とスポーツに親しむ機会の提供を行っていくこととしております。

令和3年度におきましては、昨年7月に完成しました月山湖カヌースプリント競技場1,000メートルコースを使用した各種大会など本格的な活用が始まる年となります。ただし、大会等の開催に当たりましては、新型コロナウイルスの感染状況に応じて感染拡大防止の対策を講じ、競技団体との入念な調整を行った上で開催可否の判断を行いながら進めてまいります。

また、競技のスタート時に使用する自動発艇装置を新たに整備いたします。さらに、まねきの丘に仮設艇庫を設置し、7月に予定されている東京オリンピックのホストタウン事前キャンプやその後の全国中学生大会、全日本大学選手権、日本選手権などの全国大会開催に向けて準備を進めてまいります。本競技場は、次世代を担う本町出身のジュニア選手の競技力向上はもとより、日本全国の選手の大会や練習会場として新たに位置づけられていくものと捉えております。令和3年度に開催の全国大会を成功させ、今後も定期的な全国レベルの大会の開催や、合宿での利用により、スポーツを通じた交流人口の拡大や新たな経済効果をもたらすようなスポーツ観光としての取組を進めてまいります。

生涯学習の分野では、町民の学びの場づくりを進めるため、引き続き、生涯学習推進事業において、各年代層に合わせた講座の充実を図り、対応を進めてまいります。

以上、町政運営に関する所信と主要施策を申し述べさせていただきました。

私は、これまで政治姿勢の一つに、町民との対話を掲げ、町政の運営を行ってまいりました。その代表的なものとして、例年9月から11月にかけて、各地区におきまして、町民の皆さんの声を町政に反映し、町民と行政が一体となったまちづくりを進めることを目的に、町長と語る会・地域座談会を開催していましたが、ご案内のとおり、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、平成22年の町長就任後初めて中止することとなりました。また、同様に、各種団体との座談会や春祭りも各地区で中止となり、この1年間はいろんな意味で我慢の年だったと感じているところであります。

同様に、町外や県外の公務も大幅に減り、私が公約に掲げております県内外へのトップセールスもかなわず、大変歯がゆい思いをしているところであります。

このコロナ禍を機会に、菅首相が提唱しておりますデジタル化が急速的に進み、国や県などの会議は、役場でも行えるオンライン会議が主流となってきております。デジタル化も今後は重要なものと認識はしておりますが、高齢者などが取り残されてしまうデジタル格差が生じない施策も必要だと考えております。

先ほどから申し上げておりますが、まずはコロナ禍が1日でも早く収束し、収束後の一つの新しい時代と捉え、町民の皆さんにお顔をお見せし、対話を行いながら、皆さんと一緒にあって、心温まる、幸せあふれるまちづくりを展開してまいります。

町政の両輪を共に担っていただく議員各位並びに町民各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和3年度の施政方針とさせていただきます。

次に、人事案、一般議案、条例案、令和2年度一般会計、特別会計及び企業会計の各補正予算案並びに令和3年度一般会計、特別会計及び企業会計の各予算案のご説明を申し上げます。

なお、議第15号 令和3年度西川町一般会計予算につきましては、先ほど申し上げました施政方針をもって提案理由とさせていただきます。

同意第1号につきましては、西川町教育委員会教育長の任命についてであります。

西川町教育委員会教育長、伊藤功君は、令和3年3月31日をもって任期満了となるので、その後任として前田雅孝君を任命するため提案するものであります。

伊藤教育長には2期6年間にわたり、子どもたちの確かな学力と生きる力を育てていくことを狙いとしている保小中一貫教育、西川学園の推進にご尽力をいただきました。

新たに任命する前田君は大井沢出身で、現在は睦合にお住まいであります。旧水沢小学校長、西川小学校長などを務められ、現在は町青少年育成町民会議会長を務められております。

議第2号につきましては、町道路線の廃止及び認定についてであります。

町道太郎・網取線の西川町大字海味地内の起点を一般国道112号に接続するため、町道路線の廃止及び認定をする必要があるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により提案するものであります。

議第3号につきましては、西川町いじめ問題調査委員会条例の設定についてであります。

西川町いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題調査委員会を設置するため提案するものであります。

議第4号につきましては、用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定についてであります。

用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止するため提案するものであります。  
議第5号につきましては、西川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

道路法施行令の一部改正に伴い、本町の道路占用料及び行政財産の使用料の額を改定するため提案するものであります。

議第6号につきましては、西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

新たな都市公園を設置するため提案するものであります。

議第7号につきましては、西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和3年度からの第8期介護保険事業計画期間の介護保険料について定めるため提案するものであります。

議第8号につきましては、西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定についてであります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第9号につきましては、西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の施行期日を改めるため提案するものであります。

議第10号につきましては、令和2年度西川町一般会計補正予算（第10号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,284万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億5,294万1,000円といたすものであります。

補正の内容は、人事異動及び令和2年7月豪雨災害対応などによる各款にわたる給料、職員手当など及び共済費の人員費の組替え、新型コロナウイルス感染症対策、令和2年7月豪雨災害対策や、その他新型コロナウイルス感染防止のために事業やイベントが中止、延期となったことや、各種事務事業の完了などに係る補正、翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費、債務負担行為の変更、さらには地方債の追加及び変更であります。

歳出から申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正につきまして申し上げます。

第2款総務費につきましては、納税のコンビニ収納事業費88万円を追加するものであります。

第3款民生費につきましては、にしかわ保育園の加湿機能付空気清浄器購入費12万円を追加するものであります。

第6款農林水産業費につきましては、西川町発芽胚芽米製造施設保管用倉庫空調設備設置工事請負費128万4,000円、肉用牛肥育経営緊急支援事業費補助金33万2,000円、計161万6,000円を追加するものであります。

第7款商工費につきましては、融資制度等利子補給金及び保証料補給金積立金1,353万3,000円、飲食業経営支援補助金460万円、プレミアム付商品券発行補助金429万円、西川町商工業団体等支援事業補助金90万円、飲食小売店等共通商品券交付事業費41万1,000円をそれぞれ追加し、持続化給付金400万円、起業支援事業補助金300万円、小規模事業者商店等リフォーム補助金200万円をそれぞれ減額し、合計1,473万4,000円を追加するものであります。

第10款教育費につきましては、西川小学校調理室の手洗器修繕料47万4,000円を追加し、G I G Aスクールの学習ソフト使用料536万8,000円、公民館等施設整備事業補助金155万円をそれぞれ減額し、計644万4,000円を減額するものであります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費といたしまして、総額1,090万6,000円を追加するものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今後とも町内の動向などを踏まえながら補正予算を編成いたしてまいりたいと考えております。

次に、令和2年7月豪雨災害対策に係る補正につきまして申し上げます。

第11款災害復旧費につきましては、2億1,262万2,000円を減額するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害に係る補正以外の補正につきまして申し上げます。

第2款総務費につきましては、町有地及び立木売払いに伴う地元配分金178万円などを追加し、社会保障・税番号制度通知カード・個人カード関連事務負担金137万1,000円などを減額し、計35万3,000円を減額するものであります。

第3款民生費につきましては、後期高齢者医療療養給付費負担金185万9,000円などを追加し、プライダルサポート事業費20万円などを減額し、計351万1,000円を追加するものであります。

第4款衛生費につきましては、病院事業会計繰出金2,000万円などを追加し、総合がん検診業務及び後期高齢者健康診査業務委託料2,000万円、町民健康温泉の日入浴料110万円などを減額し、計109万5,000円を減額するものであります。

第6款農林水産業費につきましては、ため池整備事業負担金420万円などを追加し、畜産経営競争力強化支援事業費補助金2,364万1,000円、町内産品販売出展事業費210万円、地域集積協力金135万円、経営転換協力金135万円、薪ストーブ等利用拡大支援事業補助金100万円などを減額し、計2,526万6,000円を減額するものであります。

第7款商工費につきましては、弓張平パークプラザ冬期活用補助金56万5,000円を追加し、日暮沢駐車場整備工事、ブナの泉埋設導水管修繕工事及び観光周知看板設置工事請負費327万3,000円、フルーツライン左沢線活用協議会負担金100万円などを減額し、計450万8,000円を減額するものであります。

第8款土木費につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金1,082万4,000円、県単独事業負担金290万円、計1,372万4,000円を追加するものであります。

第9款消防費につきましては、西村山広域消防費分担金233万8,000円を減額するものであります。

第10款教育費につきましては、スクールバス修繕料60万円などを追加し、西川町ホストタウン推進事業実行委員会負担金525万円、東京2020オリンピック聖火リレー西川町実行委員会負担金300万円、トレーニング設備購入費145万円、月山湖カヌースプリント競技場1,000メートルコース整備工事請負費116万6,000円などを減額し、計1,153万9,000円を減額するものであります。

第13款諸支支出金につきましては、地域福祉基金積立金14万円を追加し、造林委託料340万9,000円を減額し、計326万9,000円を減額するものであります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月の豪雨災害以外に係る経費といたしまして、総額3,113万3,000円を減額するものであります。

歳入につきましては、第2款地方譲与税84万4,000円、第12款分担金及び負担金15万5,000円、第13款使用料及び手数料118万1,000円、第14款国庫支出金900万円、第16款財産収入197万6,000円、第17款寄附金14万円、第21款町債406万4,000円をそれぞれ追加し、第1款町税630万円、第15款県支出金2億839万2,000円、第18款繰入金3,251万7,000円、第20款諸収入300万円をそれぞれ減額するものであります。

令和3年度に繰り越して使用いたします繰越明許費につきましては、第2款総務費では

726万円、第3款民生費では90万円、第4款衛生費では3,210万円、第6款農林水産業費では221万円、第7款商工費では2,905万5,000円、第8款土木費では2,600万円、第11款災害復旧費では4億4,883万6,000円、計5億4,636万1,000円であります。

債務負担行為の変更につきましては、新型コロナウイルス感染症対策商工業資金利子補給については、限度額3,275万円を4,317万7,000円に、新型コロナウイルス感染症対策商工業資金保証料補給については、限度額1,177万7,000円を1,488万4,000円にそれぞれ変更するものであります。

地方債の追加及び変更につきましては、減収補填債については限度額556万4,000円、農村地域防災減災事業については限度額420万円をそれぞれ追加し、総合がん検診事業については限度額2,500万円を950万円に、公共土木災害復旧事業については、限度額8,890万円を1億2,390万円に、農業用施設災害復旧事業については限度額3,840万円を3,290万円に、林業施設災害復旧事業については限度額6,530万円を4,560万円にそれぞれ変更するものであります。

議第11号につきましては、令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,954万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,123万4,000円といたすものであります。

歳出につきましては、一般管理費6万6,000円、一般被保険者保険給付費3,000万円、返還金6万円をそれぞれ追加し、保健事業費57万7,000円を減額するものであります。

歳入につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金44万円、繰越金51万7,000円をそれぞれ減額し、保険給付費等交付金3,000万円、一般会計繰入金50万6,000円を充てるものであります。

議第12号につきましては、令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,164万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億821万7,000円といたすものであります。

歳出につきましては、第2款施設費に管渠及びマンホールポンプのストックマネジメント実施計画策定業務委託料1,364万円、老朽化した機器の更新に係る浄化センター実施設計業務委託料800万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳入につきましては、国庫補助金1,082万4,000円、一般会計繰入金1,082万4,000円を充て

るものであります。

議第13号につきましては、令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,924万7,000円といたすものであります。

歳出につきましては、第2款施設費に本道寺マンホールポンプ場水位計更新工事28万1,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を充てるものであります。

議第14号につきましては、令和2年度西川町病院事業会計補正予算（第3号）であります。

収益的収入及び支出については、既決予定額に209万円を追加し、収入支出ともに7億4,647万1,000円といたすものであります。

補正の主な内容といたしましては、医業収益の外来収益の減額、医業外収益の一般会計繰入金の追加及び新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金、発熱外来診療体制支援補助金、医療情報化支援基金補助金をそれぞれ追加するものであります。

医療情報化支援基金補助金につきましては、マイナンバーカードを活用した健康保険証のオンライン資格確認に係るシステム導入を図るものであります。

一般会計繰入金につきましては、収益的収入に2億6,700万円、資本的収入に300万円、計2億7,000万円を繰入れするものであります。

次に、議第16号から議第22号までの令和3年度西川町特別会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を対前年度比5,638万8,000円増の6億1,275万3,000円といたすものであります。

施設勘定の大井沢歯科診療所につきましては、対前年度比14万4,000円減の251万3,000円といたすものであります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を1億7,835万2,000円といたすものであり、地方公営企業法適用業務委託、みどり団地第2期造成に伴う下水道管布設工事などを見込んでおります。

次に、農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を3,441万7,000円といたすものであります。

地方公営企業法適用業務委託、マンホール蓋切下げ工事などを見込んでおります。

次に、寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を375万1,000円といたすものであり、寒河江ダム周辺施設の管理を行うものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を対前年度比94万円増の9,069万7,000円といたすものであります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を対前年度比767万7,000円増の7億5,442万7,000円といたすものであります。

次に、宅地造成事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を1,459万3,000円といたすものであり、宅地分譲収入の一般会計への繰り出しを計上しております。

次に、議第23号の病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入につきましては、一般会計から2億6,700万円を繰入れし、収入及び支出の予算額を7億4,106万9,000円に定め、資本的収支につきましては、一般会計から300万円を繰入れし、収入予定額を300万円とし、支出予定額を6,444万3,000円といたすものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,144万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50万円及び過年度分損益勘定留保資金6,094万3,000円で補填するものであります。

本年度は、新型コロナワクチン接種などの業務も加わり、コロナ対策に万全を期しての病院運営となりますが、さらなる経営の健全化並びに安全な医療の提供に向けて努力いたしてまいりたいと存じます。

次に、議第24号の水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収支では、収入支出予定額を2億662万7,000円といたすものであります。収益的支出の主なものは、令和2年7月豪雨による水沢浄水場災害復旧を予定しております。

資本的収支では、資本的収入の予定額を9,541万7,000円といたし、資本的支出の予定額を1億6,669万1,000円といたすものであります。不足する額7,127万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額986万8,000円と当年度分損益勘定留保資金6,140万6,000円で補填するものであります。

資本的支出の主なものは、大井沢地区石綿セメント管更新工事、志津浄水場紫外線処理設備整備工事、みどり団地第2期造成に伴う水道管布設工事などでありあります。

最後に、令和3年2月10日付で西川町告示第4号で告示いたしました今定例会に付議すべき事件の一つに、西川町農業委員会委員の任命についてがありましたが、これにつきまして

は、本日までに人選の同意を得ることができませんでしたので、次期以降の議会に提出させていただきたく、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長等に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 ここで休憩をします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

#### 人事案の審議・採決

古澤議長 日程第7、人事案の審議・採決を行います。

同意第1号 西川町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

同意第1号、本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

#### 予算特別委員会の設置及び委員会付託

古澤議長 日程第8、予算特別委員会の設置及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、令和3年度一般会計、特別会計、企業会計の予算案を審査するため、議長を除く8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議長を除く8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

#### 請願の常任委員会付託

古澤議長 日程第9、請願の常任委員会付託を議題とします。

本日まで受理した請願は、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

#### 散会の宣告

古澤議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまです。

散会 午前11時23分

令和 3 年 3 月 3 日

令和3年第1回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年3月3日(水)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	農委事務局長	土田浩行	君
病院事務長	松田憲州	君	建設水道課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君	学校教育課長		

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議会事務局長 補佐 兼議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

#### 開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年西川町議会第1回定例会を開会します。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

#### 一般質問

古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

#### 荒木俊夫議員

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

〔1番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

1番（荒木俊夫議員） おはようございます。1番、荒木俊夫です。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に日々対応されております医療、福祉、教育関係者の皆様、感染症対策と経済対策にご努力をしていただいております関係者の皆様、そして、予防や3密を避ける行動に努めておられる町民の皆様に感謝を申し上げます。

さて、人口減少、少子高齢化社会においても、このまちで安心して生き生きと心豊かに住み続けるためには、安全安心なまちづくりが必要であります。

天災は忘れた頃にやってくる、災害は忘れた頃にやってくるという言葉がありますが、豪雨、豪雪、地震などの大きな自然災害が毎年のように発生しております。

町では、昨年7月の豪雨災害の復旧に日々努めていただいているところであります。また、2月13日の地震は、10年前の東日本大震災の余震と言われております。そして、今後10年間についても警戒すべきという専門家の意見もございます。

災害に強い安全安心なまちづくりのために、積極的な防災、減災、国土強靱化対策について、どのように取り組まれるのか質問いたします。

質問1です。災害の対応や災害予防対応をしていただいております消防団の体制や待遇、資機材や装備品の状況と団員等の確保対策等について質問いたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

ただいま、災害に強い安全安心なまちづくりについてということで、荒木議員からご質問がありました。初めに、本町の消防団の主な活動等について申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、消防団行事は軒並み中止となっております。例年、4月の西川町春季消防演習に始まり、8月には山形県消防協会西村山支部消防操法大会、10月には西川町総合防災訓練などを実施しているほか、各分団、部では、訓練を行いながら、有事の際の出動に備えております。

また、令和2年に認知された火災の発生件数は4件、うち1件が住宅の全焼火災でありまして、団員には深夜に出動していただきました。さらに、令和2年7月豪雨災害発生の際には、応急措置や警戒など昼夜を問わず出動していただいているところであります。団員の皆さんの活躍に敬意を表する次第であります。

まず、第1点目の質問であります。消防団の体制、資機材や団員確保等についてでありまして、初めに、消防団の体制についてご説明申し上げます。

本町消防団の体制につきましては、西川町消防団条例で定められておりますが、分団及び部については、第一分団は、第一部が睦合の全区域、第二部が吉川の全区域、第二分団は、第一部が海味及び間沢川の全区域、第二部が間沢の全区域、第三部が沼山及び原の全区域、第三分団は、第一部が岩根沢及び沼の平の全区域、第二部が水沢及び綱取の全区域、第三部が入間及び小山の全区域、第四分団は、第一部が本道寺、月岡、砂子関、月山沢、志津及び弓張平の全区域、第二部が上島を含んだ大井沢の全区域であります。

団員数については、令和2年4月1日現在、役職は、団長をはじめ、副団長1名、本部員4名、分団長及び副分団長各4人の計14人、部ごとの定数及び実団員数は、第一分団第一部睦合消防団が32人に対して28人、同じく第二部吉川消防団が32人に対して26人、第二分団第一部海味消防団が33人に対して25人、同じく第二部間沢消防団が33人に対して32人、同じく第三部沼山消防団が28人に対して21人、第三分団第一部岩根沢消防団が26人に対して19人、

同じく第二部水沢消防団が定数どおり31人、同じく第三部入間消防団が20人に対して16人、第四分団第一部本道寺・志津消防団が23人に対して13人、同じく第二部大井沢消防団が28人に対して17人、女性部19人、団員数の合計数は300人の定数に対して261人であります。

次に、消防団の資機材についてであります。消防ポンプ自動車につきましては、睦合、吉川、海味、間沢及び水沢消防団に各1台の計5台、消防ポンプ積載車については、沼山、岩根沢、入間、本道寺消防団に各1台、大井沢消防団に2台、その他に小山自主消防組織に1台の計7台、消防ポンプ軽積載車については、睦合、海味、沼山及び志津消防団に各1台の計4台、小型ポンプについては、睦合、吉川、間沢、沼山、水沢及び本道寺・志津消防団に各1台の計6台であります。

消火栓につきましては、町内290か所、防火水槽については、町内208か所に設置しているほか、西川小学校プールについても、火災発生時には使用することといたしております。

また、これらの資機材の中で消防水利については、消防法の定めにより、貯水量が40立方メートル以上、消火栓は65以上の口径を有するなどの基準が消防庁から告示されております。その他の資機材につきましては、本町の地域実情などを考慮し整備しているところであります。

次に、消防団員の確保についてであります。団員の任用につきましては、消防団条例で、特に必要があると認めるときを除き、本町に居住する年齢満18歳以上の者であることと定められておまして、少子化が進み、町内に居住する若年層の人口が大きく減少していることや、事業所等の勤務形態が多様化していることなどにより、各部ともに団員の確保には苦慮している状況にありますし、このことは本町のみならず、他の市町村でも同様の状況にあります。

そのために、山形県では、各市町村、消防本部及び山形県消防協会と連携し、県内で活動する消防団を盛り上げるとともに、団員を増やすことを目的に、県内の店舗や事業所などに協賛していただき、各種割引サービスなどの特典を受けられる、やまがた消防団応援事業を平成28年11月から実施しております。町内の店舗でも7店舗から協賛をいただいているところであります。

そのほかにも、公務災害補償制度や退職報償金のほか、緊急出動時の自動車等損害見舞金支給、団員が死亡し、または障害を受けた場合の福祉共済制度、火災共済制度などが整備されております。

また、昼夜を問わない消防団活動には、ご家族や事業所のご理解とご協力が欠かせないこ

とから、春季消防演習の際に、感謝状などをお贈りし、感謝の意を表しているところであります。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 今、町長がおっしゃったように、消防団の方は昼夜を問わず、対応していただいております。本当にありがたいことだというふうに思っております。

ただ、この消防団員につきましても、総務省の消防庁においては、発表でありますけれども、1955年には約200万人いた団員の数が、2020年には過去最少の81万8,000人と、消防庁としては危機的状況というふうに強調しているところであります。

先ほどありましたように、当町でも、女性の消防団員19名加入していただいておりますけれども、定員300名に対して261名ということで、39名の減員となっております。この原因については、人口減少、少子高齢化、ライフスタイルの変更、勤務状況、そういったいろいろあると思うんですけれども、活動に参加をしていただけるようにするため、今、県とも一緒になって対応しているということでございますけれども、もう少し具体的に分析した結果とかがあれば、教えていただきます。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 荒木議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど、ご質問にありました団員数が今、議員からもさらにご指摘ありましたように、全国至るところで減少しているというようなことで、山形県、そして、西川町として、団員確保のために取り組んでいるような方策については、町長がお答えいたしましたとおりでありますけれども、それらをさらに分析したもの等があるのかというご質問でありますけれども、数字的なもので、この協力事業所をどれぐらい利用しているのかとか、そういったものというのは、今現在、持ち合わせてはございません。

ただ、先ほどもありましたように、町内の商店等においても趣旨をご説明申し上げまして、ご理解をいただきまして、協賛店というような形でご協力をいただいているというようなことで、ご理解はいただいているのかなというふうには理解しておりますところでございます。

加えて、やはり消防団の各分団、各部で、様々、事業、行事、訓練等々やる際にも、先ほど町長がお答えいたしましたように、議員からは、今もありましたように、ライフスタイル、事業所の勤務等の多様化という大きな社会状況の変化もございますので、それぞれの団員の

方の事情、それらを消防団の中で理解しながら、お仕事なり、そういったものを優先していただき、都合をつけていただくなりしてのご参加というようなことで、そういった面での配慮というのも、各分団、各部とも行っているというふうに私どものほうでは理解してございまして、それがやはり、団員の入団、あるいは活動を支えていく上で、互いのいわゆる生活を理解した上で、協力いただけたところを協力いただくと、無理なところは無理だというようなことで理解を示していくことも、活動しやすくなる大きな環境整備かなというふうには捉えておるところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） ぜひ、県とも一緒になっていただいて、確保に努めていただきたいと、これは多くの町民の方のご理解が必要だというふうに思っております。

消防団員の待遇についてはいろいろご説明をいただいたわけですがけれども、消防団員の一般団員の報酬が出ていると思うんですがけれども、この報酬について、できれば管内の一般団員の報酬額が分かりましたら、教えていただけるでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えいたします。

本町、西川町、並びに管内、寒河江、西村山の消防団団員の報酬というご質問でございますが、消防団につきましては、先ほど来ありますように、非常勤の特別職というような形で、本町をはじめ、各自治体では、ご案内のとおり、特別職の給与条例で定めがなっておりますのでございます。

本町では、団員につきましては、年間1万6,000円、管内、寒河江、西村山ということで見てみますと、寒河江市は団員については1万6,800円、大江町にあつては1万7,000円、朝日町にあつては1万6,500円、河北町にあつても1万6,500円というような形で、私どものほうはお聞きいたしておるところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 若干の差ではありますけれども、管内では一番低いというふうになっておりますけれども、消防団員の報酬について、国等の基準とか何かあるのかどうか、あれば教えていただきたいと思っております。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

消防団団員報酬の国によります基準でございますが、地方交付税の基準財政需要額等の中で、消防団の団員についての国の基準は3万6,500円ということで、現時点では示されているというふうに私どものほうでは認識いたしております。

以上であります。よろしく申し上げます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 今回、2月の山新のほうに、白鷹町の消防団報酬引上げということで記事が載っております、白鷹町においては、一般団員の報酬を令和3年度より1万6,000円から、1万6,000円というのうちの町と同じでございますけれども、3万6,500円にして、国の通知に従い、個人支給に改めるというふうな記事が載っておりました。

今、総務課長からご回答がございましたけれども、特に基準としては、やはりおっしゃったように、交付税の算定基準、団員1人当たり3万6,500円、これを基準というか、目安にしているということでございました。

ぜひ、頑張っていたいっている消防団の報酬について、改定するお考えはないのか、小川町長にお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ただいま、荒木議員から報酬の件でご質問がありましたが、私も山新の記事を見まして、ちょっと驚いた面もありますが、ただ、団員の報酬につきましては、県内でもそれぞれ各地区によって差があるようでありまして、今ありましたように、地方交付税では3万6,500円ということで、これには、段階補正やら二次補正、こういったものを含めての関係だと思っておりますが、基準額が基準額でありますので、そういった面で、今後、それぞれの自治体でも、白鷹に見習うと申しますか、見直しというような動きも出てくると思っておりますが、本町でも、消防団の団員の皆さんにつきましては、消防団もそうなんです、前から申し上げますが、それぞれの地域のコミュニティー、要するに地域において、コミュニティーの中心的存在を担う団員でありますので、そういった意味での人材育成を含めて、今後、考えるべきだと思っておりますので、そういった意味も含めて、今後検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 町長おっしゃるように、消防団員は消防団だけの活動でなくて、やはり地域の中においては、地域づくりの核になっているところもありますので、ぜひ改善を

していただきたいと思ひますし、これは1月の新聞でありますけれども、消防庁のほうにおいても、消防団員の待遇改善へということで、かなり強力に計画を立てて実行していくというふうに出ておりますので、ぜひ前向きに検討をしていただいて、検討というか、改善していただいて、消防団が活動しやすいように、多くの方が参加できるような体制をつくっていただきたいというふうに思ひます。

先ほど、装備品等についてご説明がございましたけれども、消防自動車、防火水槽、消火栓と、これについては、防火水槽の水槽の基準とか、消火栓の口径基準とかというふうにご説明をいただいたんですけれども、配置の数の基準というのがあるのかどうか、これをお聞きしたいと思ひます。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

資機材、防火水槽、そういったものの資機材の配置の基準の場所的な基準と、こういうことになるのかと思ひますけれども、それらは特別なないというふうに認識いたしてありまして、先ほど町長がお答えしました地域の実情、住宅の配置といひますか、連担状況とか、そういったものも含めながら、この間、長い間の積み上げの中で配置して、現在活用しているというふうに認識いたしておるところでございます。

よろしくお願ひします。以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 配置基準として特別なければ、やはり消防団等と協議をしていただきながら、地域に合った設置をしていただければというふうに思ひますけれども、一つ、消防ポンプ関係であります。先ほどありましたように、自動車ポンプ、ポンプ積載車と軽の積載車と可搬ポンプというふうに4種類というか、あるわけでございますけれども、この可搬ポンプであります。リヤカーに載っけて走るやつですね。これについては、山火事や水利確保のために必要であるというふうに思ひております。ただ、機動力、つまり、いざ有事の場合は、団員が軽トラックを持ってきて、それに乗せないと動けないというところがあるわけですね。

そうしますと、この機能を発揮するためには、車両を配置して動けるようにしないと、なかなか可搬ポンプを活用できないのではないかなというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

冒頭、私ごとには半分なりませけれども、私も、ただいま議員ご指摘のようなケースを経験したことがございまして、私が日々生活を営んでいる地区にあるのが可搬のポンプでございました。平日の日中に、いわゆる出動作業しなければいけないというような災害関係の事案が発生いたしまして、それを運ぼうと思ったんですが、やはりとてもじゃないけれども、1人しかいないという状況でございましたので、運び切れなかったという経験がございます。幸いにして、OBの方をお願いしながら、2人で現場まで運んでいったという思いが今、ご質問をお聞きしながら思い出したところでございます。

そういったことも考えますと、まさに議員おっしゃるとおり、いざというときの即対応できるかというところで疑問はありますので、やはり、軽積載車とか、そういった小型の自動車に掲載した可搬ポンプがいいねというのは従来から意見としてあるというふうには認識いたしております。

先ほど町長もお答えいたしましたように、今後、消防団のいわゆる組織の在り方等々も含め、全体的な検討というのは、やはり時勢で、時の流れでございまして、必要な時期に差しかかっているというふうにも認識してございますので、そういった場面でも検討を重ねるとともに、ご指摘のとおり、山間部を多く有する私どもの町でございまして、山火事という事態を想定しながら、やはり必要な台数というのもあろうかと思っておりますので、総合的に検討していく必要はあるというふうに認識しておりますし、日々考えておるというような実情でございます。よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番(荒木俊夫議員) 回答いただいたとおりだというふうに思います。

やはり、魅力ある消防団としましても、ぜひ、何かあったときに、有事のときに、一々軽トラックを探してきて、載っけて出動しなきゃいけないという、これは非常に魅力がないなというふうに思います。

ぜひ、これを機動力があるようにしていただきたいと思うんですけれども、町長のご意見をお伺いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、総務課長からありましたように、可搬の消防ポンプにつきましては、非常に今のそれぞれの地域の実態を考えますと、活用するには非常に厳しい環境にありまして、そ

ういった面で、これまで、積載車、軽の、可搬の積載車をそれぞれの地域に配備したという経過があります。

ですから、積載車は、確かに積載車は車であります、山火事であっても、あの中から、可搬のポンプを取り出せば、常にどこへでも移動できるというような、そういったものでありまして、なかなか若い人が日中いないということもあって、作動することができないというような状況でありますので、その辺は、先ほど総務課長からありましたように、それ以上に消火栓の活用をどうするかとか、そういったものも含めて、自主防災組織との連携をやりながら、今後すべきだと思っていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） ぜひ検討していただいて、自主防災は自主防災で避難とか、そういったところで活動していただくということで、やはり、災害時の前線に立つのは消防団員でありますので、ぜひ、検討というか、計画を立てていただいて、前に進めていただきたいというふうに思います。

昨今、豪雨災害、豪雨災害が頻発しているわけでございますけれども、うちの場合は消防団であります。水害の多いところについては、水防団というのものもあるわけでございますけれども、こういった豪雨が多いと、土のうの設置や排水対策、こういった訓練も行うべきではないかなというふうに思うのですけれども、どのように計画なさっているのかお聞きしたいと思えます。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

いわゆる豪雨災害等によつての水害というようなことで、そういった場合の応急措置といったしまして、土のうをつくつて、現地で積み上げるというようなことで、必要になってくるわけでございますし、令和2年7月豪雨災害もそういった場面が多々あったわけでございます。

議員ご指摘のとおり、有事の際が即訓練なしに有事だというようなことのないように配慮しながら、これまでも、自主防災組織等とも連絡を取りながら、連携を図りながら、土のうのつくり方の訓練もやっているところもあるというふうには認識いたしておりますけれども、今後とも、ご指摘のとおり、土のう袋を配置しているというようなこともございますし、消防団、あるいは自主防災組織とも連携を図りながら、土のうのつくり方、そして積み方、そういったものの訓練は必要だというふうには認識しながら、取り組んでまいりたいというふう

には考えているところでございます。よろしく申し上げます。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） いざというときに、やはり訓練がないと動けませんので、ぜひ、消防団とも協議しながら、訓練を重ねていただきたいというふうにお願いをいたします。

質問の2番に入らせていただきます。

全ての地区に結成されました自主防災組織の活動状況、資機材や装備品の状況について質問いたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第2点目の自主防災組織の状況についてであります。本町の自主防災組織につきましては、平成27年5月までに町内全ての12地区で結成されておりまして、28年度までに土砂災害ハザードマップを作成し、そのハザードマップ等に基づきながら、災害時の避難誘導並びに避難所開設・運営等訓練に当たっていただいております。今年度には、町が土砂災害想定区域に洪水浸水想定区域を加えた防災ハザードマップを作成し、全世帯に配布いたしました。これに基づき、災害から身を守るための行動確認を行った自主防災組織もあったところであります。

町では、自主防災組織に対し、平成26年度及び27年度にヘルメット、26年度に土のう袋、27年度に拡声器を配布し、災害発生時のための訓練の際に活用していただいております。28年度からは、自主防災組織の訓練の実施経費や資機材等の購入経費を助成する自主防災組織充実強化支援事業補助金制度を創設し、これまで延べ18地区で活用していただいております。

また、平成24年度には、発電機及び投光器を自主防災組織に配備し、管理、使用していただいているほか、26年度以降、アルファ化米を配備し、必要に応じて補充しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、避難所の感染防止対策資機材として、非接触型体温計及びアルコール消毒液を配布しているほか、段ボールベッド及び段ボールパーティション、それぞれ30セットなどを備蓄しているところであります。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 災害時においては、自主防災組織が住民の命を守る最前線で活動することになります。避難所の資機材については、年々整備をしていただいているところでありますけれども、どの程度まで整備するのか、そういった計画があるのかどうか質問いたし

ます。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

現在のコロナ禍に突入する前ですと、避難所辺りの資機材というのも大分整備はなっているのかなというような形で認識いたしておりましたけれども、昨年1月から始まりましたコロナという中で、コロナ禍での災害の避難所の対応ということで、昨年の3月、4月あたりから、国のほうからも、内閣府のほうからも基準というような形で通知が出されてまいったところでございます。

ご案内のとおり、令和2年度にあっては、感染症対策としての避難所の資機材整備というような形で体制を議会の議員の皆様のご理解をいただきながら、予算を頂き、体制を整備してまいったというところがございます。

したがって、2年度にあっては、そういった感染症対策に向けた避難所の資機材の整備というものはなっておるといふふうには認識いたしております。

今後、3年度以降の予定計画というようなことになろうと思っておりますけれども、差し当たり、3年度につきましては、避難所に毛布を配備したいというようなことで、今定例会に上程いたしております3年度当初予算の中に予算を計上させていただいておるといふ状況でございます。

町全体としての毛布はあるわけでございますけれども、いつ、いかなる時期に発生するか分からないというようなこともありまして、毛布、そういったものの整備をご理解をいただきながら図ってまいりたいというのが3年度でございます。

そういった形で、様々、世の中も状況も変わりますので、そういった状況も含めながら、感染症、それには必要な資機材というのは常に注視しながら、今後とも、議員の皆さんのご理解をいただきながら対応に努めてまいりたいというふうにご考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 一気にはいかないと思っておりますので、計画を立てながら、ぜひ、充実させていただきたいというふうに思います。

装備品、備品とか、そういった機材が整うということになっていきますと、やはり、動ける体制がないと駄目なわけでありまして、それについては、先ほど消防団でもありましたけ

れども、訓練が必要なわけであります。この自主防災組織に対する指導、助言、こういった支援体制ですね、訓練したり、活動するための支援体制というのはどのようになっているのかお聞きいたします。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

先ほど、町長から、自主防災組織の状況の中でお答えいたしましたけれども、平成28年度から、いわゆる自主防災組織充実強化支援事業補助金、この制度を創設いたしまして、18地区で活用いただいているということをお答えさせていただいたところであります。この中に、この補助金を活用しながら、自主防災組織のリーダー、防災士というものの研修、講習を受けていただきながら、それぞれの地区で人材の育成に努められているというのが一つございます。

コロナ禍の令和2年度にあっても、ある地区では、この研修会に派遣していただきまして、とにかく、自主防災組織の避難所、そういったものの開設に不安があるというようなことで、人材を養成したいと、育成したいということで、派遣していただいて、学習されてこられたと、研修されてこられたという地区、自主防災組織もございましたけれども、各地区の防災士、五、六人ほど、これまで町内にはいらっしゃいますけれども、人材の育成に努め、そして、その防災士の方が地区の自主防災組織の訓練等々でリーダー的な役割で訓練の企画立案から実践まで、訓練の実務までやっていただければというのが狙いでございまして、そういった形で養成に努めているというのが現時点でございます。

加えまして、町のほうといたしましても、各自主防災組織から訓練の内容等の相談、照会等があれば、必要な人材の派遣が必要であれば、関係機関のほうにもお願いをしながらやっておるということもございまして、町のほうでも、地域支援制度もございまして、職員の地域派遣制度等の職員も一緒になりながら訓練に当たっているということもございまして。

そういったことでこれまで取り組んでまいりましたし、今後もいろいろなことを考えながら、議員おっしゃるとおり、訓練の重要性を認識して対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解ください。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 防災士の養成ということでございますけれども、6人ほどということであって、お聞きすると、まだ3地区ぐらいしかないということでもあります。ぜひ、防災

士を養成していただきますよう、各地域の方にも、自主防災組織の方にも説明をしていただいて、前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

なかなか本当に訓練しないと、いざということは、本当に住民の方が動かないと思いますので、動ける体制のためには、ぜひ、この訓練の充実と指導者の養成をしていただきたいというふうに思います。

先ほど、答弁の中にハザードマップの関係のご説明がございました。今年度、土砂災害における浸水区域を入れたハザードマップが配布されました。また、ため池のマップなども配布されております。

たくさんマップがいっぱい渡ったんですけれども、こういった活用について、指導とか何かあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、昨年10月に、町内の全世帯のほうに土砂災害想定区域に寒河江川の洪水浸水エリアを加えた防災ハザードマップ、これを配布させていただきました。加えて、秋には、ため池のハザードマップというものも作成しまして、配布させていただいているという状況でございますが、ため池につきましては、睦合、あるいは吉川という限定された地区ではございますけれども、作成いたして、配布しておるところでございます。

そういったことで、先ほど、町長からもお答えさせていただきましたけれども、コロナ禍にあっても、いわゆる自主防災組織のほうで、こういったハザードマップに基づいての話し合い等々もなされたところもあるというふうには、人数に限りはあったでしょうけれども、お聞きいたして、認識しておりますけれども、当然、今後、このハザードマップに基づいた、さらなる町民の方への呼びかけ、訓練、そういったものは重要であるし、していく必要があるということで考えてございますので、コロナ禍の、コロナの収束の状況等も見極めながら、今後、令和3年度等々、十分に認識、意識しながら取り組んでまいりたい事項の一つであるというふうに考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番(荒木俊夫議員) ぜひ、いろんなマップもありまして、訓練をするということでありますと、活用するということでありますと、訓練も含めて、ぜひ、町のほうが主導的に訓練、指導、こういったところをしていただかないと、なかなか進まないのかなというふうに思い

ますので、イニシアチブを取っていただいて、ぜひ、よろしくお願ひしたいなというふう  
に思っているところであります。

質問の3番に入らせていただきます。

国土強靱化対策についてであります。地域計画等の策定の予定があるのかどうか、まず、  
お聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の3番目の国土強靱化対策についてですが、第1点目の国土強靱化地域計画  
の策定であります。県内では、35市町村のうち16市町村で国土強靱化地域計画を策定して  
いるというようなことでお聞きしておりますが、本町では、令和3年度、行政機能、危機管  
理、保健医療・福祉、産業経済、農林水産、環境などの施策分野ごとに推進方針を示しなが  
ら、大規模自然災害から町民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、今はまだ  
ですが、国土強靱化地域計画を策定して、今後、まいりたいというふうにご考えております  
ので、よろしくお願ひします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） これは、東日本大震災の教訓を踏まえまして、事前防災減災と迅速  
な復旧復興に資する政策を総合的、計画的に実施することを目的として、強くしなやかな国  
民生活の実現を図るため、防災減災等に資する国土強靱化基本法、これに基づいて策定して  
くださいということで、町の場合はまだ努力義務のようでございますけれども、庄内町では  
策定済みだということで新聞に出ておりましたので、ぜひ、当町でも計画を策定して前向き  
に取り組む必要があると思っておりますけれども、計画の策定の予定があるのかどうか、もう一度  
お聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

ただいま議員からご指摘のありました、この国土強靱化基本計画、地域計画、これをつく  
るがための規定、いわゆる、議員ご指摘のとおり、努力義務規定ということになろうと思  
いますけれども、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災減災等に資する国土強靱  
化基本法、これについて、施行されたのが平成28年4月1日というふうに認識いたしてお  
ります。

そういったこともありまして、本町といたしましては、令和3年度から、町長からもあり  
ましたような形で国土強靱化地域計画の作成に取り組んでまいりたいというふうにご考  
えてご

ざいます。

議員もご指摘のとおり、冒頭からご指摘されておられるとおり、いつ何どき、どのような災害が起きるか分からない、このご時世にもなってございますので、そういった形で、いわゆるこの計画があるなしでのペナルティーとか、そういったものはございませんけれども、法が狙いといたしております国民、町民の安全安心な生活、しなやかなゆとりある生活を確保するためにも、3年度以降、精力的に計画策定に取り組んでまいりたいというふうには事務方のほうでは考えておるところでございますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 努力義務ではないけれども、つくっていくということでありまして、やはりこういった指針がないと、なかなか対応できないのかなというふうに思いますので、ぜひ計画を策定していただきたいというふうに思います。

先ほど、一番最初に申し上げましたけれども、町では、昨年の7月の豪雨災害、これに対して非常に一生懸命取り組んでいただいているところであります。土木、農林、非常に災害が多かったわけでございますけれども、災害復旧事業、補助事業の場合、原形復旧が原則というふうに聞いております。元に戻すということでございますけれども、土木、農林であってもですね、ただ、災害箇所によっては、それ以上の予防事業も行わないと、今回の災害以上のものが来た場合には、また崩れてしまうというおそれもあるわけでございます。

こういった災害復旧の補助事業において、それ以上に行く、継ぎ足しの単独になるのかどうか分かりませんが、一緒に工事ができるのかどうか、制度上できるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

古澤議長 土田建設水道課長。

土田建設水道課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

国交省関係の災害復旧につきましては、やはり原形復旧というのが原則であります。今ありました、被害、その後に起きないようにというようなことでありますが、再度災害の防止につきましては、改良復旧事業ということで制度があります。この制度につきましては、採択基準が市町村の場合ですと、災害復旧以外で再度災害を防止する事業費1,800万円以上の工事費がかかること、そして、全体の事業費、災害復旧のほうも含めて、再度災害のほうも含めた全体の事業費ですけれども、その金額の2分の1以下になるということが採択要件になっております。

7月の豪雨災害でありましたが、道路、河川のほう、災害査定も受けたところでありますけれども、改良復旧工事のほうで1,800万円を超えるというような災害箇所がありませんでしたので、今回、町のほうでは要望はしておりませんで、通常の災害復旧の原形復旧のほうのみの査定を受けたというふうなことであります。

さらに、この改良復旧事業というふうになった場合は、補助率としましては、事業費の2分の1ということになります。通常の災害の補助率でありますと、3分の2という補助率になっております。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 制度上、難しいということになります。

7月の豪雨災害のときに、河川がもう越水したところもございまして、そこについては、もうそのものの河川を広げないと、また雨が降ったらもう越水して土砂崩れが起きるといような場合もあると。そういった場合に、せっかく復旧工事をするのであれば、予防的なことも、予防というか、もう予測されることを防止しなければ、なかなか安全に過ごせないのかなというふうに思うわけです。

制度上、今の制度上は、これは制度になっていますから、それをルールは守らなきゃいけないというふうに思います。ただ、制度そのものが今の現状に合っていないとすれば、これについてはぜひ、国・県のほうに、町長のほうから要望していただいて、せっかく工事をするのでありますから、その先、また災害が起きないようにということで、できるように要望をお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、西川町の災害につきましては、ほとんどが中小河川の土砂災害が主たるものでありまして、今回の災害につきましても、大きな災害だったわけではありますが、なかなか山間部の中小河川の災害については、報道関係でもあまり取り上げられなく、主に最上川の氾濫でありまして、ただ、災害の額と申しますか、事業につきましては、県内でも最大規模だというふうに認識しておりますが、そういった意味も含めて、国・県のほうには、今、議員からありましたように、土砂災害、さらに地滑り、こういったものについての要望は、それぞれ、新庄河川、さらには仙台の整備局、そして、国のほうに年二、三回、関係市町村で一緒になって要望しているわけではありますが、今、ありますような災害の復興と申しますか、そういったものについても要望はしておりますし、これまでに、それと併せて、河川内

の流木処理についても、これまで要望してきておりまして、やっとこれが認められまして、県の予算の中にも、予算化されたというようなことでありますが、ただ、まだまだ国のほうの予算措置につきましては、中小河川については、まだ少ないというふうに見ておりまして、さらにこれを、中小河川につきましては、特に県の河川管理になりますので、そういった意味で、県のほうとの連携をしながらやっていきたいと思っておりますので、全体的にまだまだ西川町の土砂災害につきましては非常に厳しい環境でありますので、さらに力を入れながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 前回の災害のときにも、当町においては、様々の河川がかなり氾濫して、災害が起きているわけでございます。そこを改良していかない限り、また大きな災害が発生するのではないかとということでもあります。

ぜひ、これまでも町長には頑張っていたいただいておりますけれども、今後もそういった点、今おっしゃった点をぜひ強力に国・県のほうに要望していただいて、安全安心なまちづくりをしていただきたいというふうに思います。

安心して生き生きと暮らせる住みよい地域社会を構築するために、今後も防災減災に取り組む必要があるということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

古澤議長 以上で、1番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

菅野 邦比克 議員

古澤議長 続いて、4番、菅野邦比克議員。

〔4番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

4番（菅野邦比克議員） 4番、菅野邦比克です。

最初に、連日、コロナ対策、ワクチン接種についての準備、それから、災害対応に当たられている方々、本当に職員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。健康管理には十分留意していただいで活動されますよう、心から御礼、お願い申し上げたいと思います。

さて、今回の質問については、12月の定例議会でも一応申し上げておりますので、その辺の整合性について、いろいろと質問させていただきますので、今日はよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問趣旨については、昨年12月定例議会において、一般社団法人月山朝日観光協会は非営利法人でなくというのを、ちょっと2文字消していただきたい。非営利法人で課税法人であるというふうに、時間後、答弁がありました。これらについて、定款との整合性や全般的な質問をいたします。

質問1、昨年12月定例会において、観光協会を一貫して非営利法人であり、非課税法人だと、定款に載せて法務局に登録してあるという答弁がありました。しかし、時間後に正反対の答弁をなぜしたのか、お答えいただきたいと思ひます。

定款ではなかなか確認が取れませんので、定款の第何条を指しているのか、また、営利企業であれば、事務所の移転もあると思ひますので、お答えいただければというふうに思ひます。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま、商工観光課職員の民間企業との兼職等についてのご質問であります。まず初めに、昨日の施政方針でも申し上げましたが、一般社団法人月山朝日観光協会の理事会で決定されました令和3年度からの改革案について申し上げます。

一般社団法人月山朝日観光協会は、新年度の4月1日から、誘客に実績のある役員を招聘し、また、行政職員の兼務を解き、専任の事務局長を配置するなどの改善を行うことで、ツアー商品の積極的な造成、販売や、月山湖での全国規模のカヌー大会誘致に合わせた配宿を行う体制を整備し、併せて、事務所を役場本庁舎から他所へ移転することで、効果的な事業執行体制を執る計画であると聞きしております。

町としましては、町内への観光誘客の拡大により観光振興を図り、もって、関係者の所得

向上と産業の発展に寄与するための今回の見直しにつきましては、これを歓迎し、また、行政との緊密な連携については、これまで同様に堅持しながら、引き続き支援してまいりたいと考えております。

それでは、質問の第1点目ではありますが、一般社団法人月山朝日観光協会に係る令和2年12月定例会の一般質問における答弁、事務所の移転についてであります。初めに、昨年12月定例会の一般質問における答弁についてであります。

昨年12月定例会において、一般社団法人月山朝日観光協会は非営利法人ではなく、課税法人であると時間後に答弁がありましたとのご指摘ですが、当時の議会中継及び議事録署名があります会議録を確認させていただきましたが、その部分については、非営利型の一般社団法人月山朝日観光協会は、あくまでも収益事業を行うため、非課税法人ではなく、課税法人であるとお答えいたしております。

非営利法人ではなくについては、非課税法人ではなくとお答えしておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

また、一般社団法人月山朝日観光協会は、法人格取得に際して、ただいま申し上げましたとおり、これまでも非営利法人として法人格を取得してきた旨を一貫して説明してまいりました。議員ご指摘の正反対の答弁には当たらないと考えておりますので、改めてご理解くださるようお願いいたします。

一般社団法人月山朝日観光協会の定款には、非営利法人との記載はありませんが、第10章の資産及び会計を規定している第42条、剰余金の配分の制限において、この法人は、剰余金の配分を行うことができないと規定しておりまして、また、第11章の定款の変更及び解散を規定している第45条、残余財産の帰属においては、この法人が清算する場合において有する残余財産は、地方公共団体に贈与するものとするとの規定を設定していることから、非営利型の法人であるとお答えいたしましたものであります。まず、ご理解くださるようお願いしたいと思います。

次に、事務所の移転についてであります。

一般社団法人月山朝日観光協会は、これまでも申し上げておりますとおり、株式会社等のような営利企業ではなくて、収益事業と公益事業を行う非営利型の法人であります。任意団体であった時期から、町全体の誘客を拡大することにより、観光関係の事業者や、国道沿線の飲食小売店等への誘客を図り、観光振興と商業振興を併せて推進してきたところであります。

この目的や具体的な事務事業につきましては、本町の商工観光行政とも同一にするところが多いことや、事業の性格上においても、町とより密接に連携しながら、同じ場所での業務執行が効率的であるとの理由から、これまでは月山朝日観光協会が商工観光課職員へ兼務発令を行い、役場本庁舎に事務所を置いて事業を執行した経過があったと考えております。

月山朝日観光協会は、令和元年に一般社団法人格を取得しましたが、この執行体制については、直ちに変更することはできず、当面は継続する必要があるとの判断により、これまでと同様の体制としてきたものでありますので、ご理解をくださるようお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今、町長から申し上げたとおりではありますけれども、解散とか剰余金とかというのは大体、前回の質問でも申し上げたとおり、一般社団については大体そういうふうになっておりますので、それで、時間後答弁された経緯というのは、これ、税務署から聞いてから答弁されたんですか、それとも、このまま課内ですて答弁されたんでしょうか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 12月の議会におきましてのご質問、最後の改めて答弁を申し上げた案件につきましては2点ございました。

一般社団法人の非営利型の法人の関係でございますけれども、これにつきましては、町長からも答弁がありましたとおり、法人取得の時期からそうではありますが、一貫して非営利型というようなところで考えてございましたので、特に、関係庁に問い合わせたものではなくての答弁というようなことでございましたので、よろしくお聞きしたいと思います。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今、答弁がありました内容について、非営利型の非課税法人でなく、課税法人だというふうなことなんですけれども、これは町民にもっと分かりやすく説明いただきたいというふうに思います。月山朝日協会の人格というものはこういうものなんだよというものを町民に分かりやすくちょっと説明いただければというふうに思います。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 分かりやすくというようなところでございますが、うまく説明できるかちょっと自信もございませんけれども、全ては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。一般社団法人月山朝日観光協会につきましては、これまでも申し上げましたとおり、

株式会社のような営利企業ではないというところであります。ただ、具体的な事業としては、収益事業ももちろんありますし、公益事業もあると、両面の事業を行っていくというふうなものでございまして、非営利型の法人というところであります。

先ほど申し上げたとおり、定款のほうで剰余金の配分を行わない等々の記載をしていけば、その非営利というところで認められるというふうなところございまして、公益法人というふうな、定款のほうでそういったことを記載して、登記になれば、公益法人というふうな分類に属する一般社団法人であるというふうなところになっております。

当然、観光協会につきましての役割につきましては、収益のみを追求するわけではなくて、町全体の誘客を拡大する、このことによって、観光関係の事業者、ひいては、沿線の飲食店、小売店等への誘客を図ると、もって、観光振興と商業振興を併せて推進していくんだというふうなことでございますので、そういった意味から、法人資格取得につきましては、非営利型の一般社団法人、定款でもしっかり記載することで、公益法人というふうなところにも位置するというふうな法人を今回目指してきたというふうなところでありますし、これは町が進める観光施策とも一致するところでありますので、そういった形の中で、これまで、あくまでも非営利型ということで進めてきたというふうな状況がありますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 非営利型ということで、前回の答弁の中で、我が一般社団法人につきましては、営利を目的としない非営利を徹底した法人ということで認められている中で登記した、完了したとなっているんですけども、定款を見ると、いわゆる旅行業とか、あと、物販、物の販売とか出ておりますので、非営利を徹底したということにはなるのかどうか。

だから、これ、前も申し上げたとおり、利益が出るような形になっているので、これ、課税扱いになるのではないかと。課税にならないとすれば、税務署からの認定ということだったんですけども、この答弁の中でも、収益が出るので、そのものについては税金を納めるというふうなことで答弁されているわけですけども、全くそのとおりだと思うんです。

ですから、最初の認識が、非営利だから非課税だよという認識でなかったのかなというふうに私はちょっと勘違いというか、思っているわけですけども、本来であれば、何回も言うように、一般社団だから、営利事業なんかして悪いなんてことは決してございませぬので、収益どんどん上げていただいて、自前の資金を蓄えてもらうなんてことは一番いいわけです。

そして、税金を払ってもらえば、何の問題もないので、ちょっと最初の認識がちょっと違っていたのか、いないのかはちょっと分かりませんが、そういうことではなかったのではないかなというふうに思っておりましたので、12月の議事録を確認すると、非営利を徹底したというふうに申し上げてあるわけですが、定款と整合性を取る上に、非営利を徹底したと言えるのかどうか、ここだけ確認させてください。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 非営利を徹底した法人というようなところで答弁をさせていただいたというふうなところでございますが、非営利型法人の分類、類型として、そういった分類の仕方があると、これについては、法人税法の関係に記載された分類を指して、私は申し上げたところであります。非営利が徹底された法人というところについては、法人税法の分類に基づくものというふうなことでございまして、議員ご指摘のとおり、非営利型の一般法人につきましても、当然、収益事業についても実施してもいいというふうなところでございまして、収益が出た部分については、もちろん、課税対象になるというふうな認識でありまして、そういった法人の設立を行ってきたというふうな経過がございまして、

収益事業が実費弁償方式、実費弁償に合致するような、あまり収益が出ないというふうな部分が税務署のほうから認めていただければ、5年間、非課税の措置が受けられるというふうな制度もございまして、観光協会につきましては、そういった部分には該当しないということなので、収益事業もしっかりやりながら、法人税についても払っていくと。このことが観光誘客に結びついていくというふうな考え方でございまして、こういった形式を取りながら進めてきたというふうな経過がございまして、

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 先ほど、公益事業にも当たるのではないかとというようなことですが、公益事業には23項目の公益事業の内容が載っているわけですが、これと定款と照らし合わせると、どれが23項目の中に当てはまるのか、それは今はどうでもいいわけですが、23項目の公益事業の事業項目というのが載っておりますので、後で定款と合わせていただいて、どれがどれに該当するのか見ていただければなというふうに思っておりますので、ちょっとこれ見ると、私ではちょっと分からないというふうなことです。よろしくお願ひしたいと思います。

あと、事務所の移転について、町長から答弁がありましたんですが、これは、あれですか、4月1日で移転するということなんですか。それとも、令和3年度中というふうなことになる

るのでしょうか。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 先般、開催されました理事会のほうでもお話しされたところでありますけれども、事務所の移転につきましては4月1日、令和3年の4月1日から移転をしたいというところで準備をしているというふうな状況でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） この法人格については、今、いろいろとお話ししましたので、大変中身が難しかったと思うんですけども、町民にも分かりやすい形でいろいろと説明する機会があれば、後で、どなたかから、また質問なんか来ると悪いので、ぜひ、その辺を分かりやすく説明していただければというふうに思っております。

何回も申し上げますけれども、月山朝日観光協会については、せっかくやったわけですので、東北一、日本一となるような観光協会にぜひしていただいて、観光協会のあるべき姿というのは、西川町に聞けというぐらいのものをやっていただきたいというふうに思っておりますので、そんなことで、ひとつご努力いただければというふうに思います。

続きまして、質問2に行きます。

営利企業の判断であれば、商工観光課職員の兼務は解くべきではありませんか。本来であれば、出向にして身分をはっきりすべきかと思えます。兼務作業中の労務災害についてはどう対応していくのか、再度質問いたします。現況確認のため、今年度の観光協会の売上高、委託費、補助金、交付金など併せてお答えいただければというふうに思っております。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第2点目になりますが、商工観光課職員の兼務、労働災害、一般社団法人月山朝日観光協会の売上高等についてであります。まず初めに、商工観光課職員の兼務についてであります。令和2年12月定例会の一般質問でもお答えいたしましたとおり、一般社団法人月山朝日観光協会は、非営利法人であり、営利企業に該当しないということから、職員の兼業の許可に関する内閣官房令第1条及び西川町職員の営利企業等従事の許可の基準に関する規則に照らした場合、職務の執行に支障がないと認めるときに限り該当するため、職員の兼業を許可することができると考えております。

このことについても、一般社団法人月山朝日観光協会の目的が、町と同様に、町全体の観光振興にあり、事業の性格上において、町と密接に連携する必要があったことなどからの事業執行体制によるものをご理解くださるようお願いしたいと思います。

次に、兼務作業中の労働災害についてであります。労働災害の適用につきましては、給与を支払っているところの労災を適用することが原則になっているようでありますし、また、兼務職員の業務については、収益事業に係るものでなく、公益事業に係る業務に限定していますので、町の観光振興業務として公務災害を適用することとしているところであります。

これら2点の関連についても、新年度の4月からは兼務発令を行わない計画であるとお聞きしているところであります。

次に、一般社団法人月山朝日観光協会の令和2年度の売上高、委託費、補助金、交付金などについてであります。

ご質問は、収入に係る部分との理解に立ちまして、令和3年1月末現在の状況について申し上げます。

119会員からの会費は106万円、人件費や広告宣伝に係る町などからの補助金は1,497万8,000円、誘客実績等により負担いただいた事業負担金や、県、関係団体からの事業補助金及び協賛金等の事業収入は、456万6,000円ですが、このうち、旅行商品手数料を含むその他事業収入は85万7,000円、雑収入は9万9,000円、繰越金は114万1,000円を見込んでいるとお聞きいたしております。

なお、これら以外に、今年度は新型コロナウイルス感染症対策として、地方創生臨時交付金を活用して実施しました宿泊割引キャンペーンに係る経費や割引額、観光客呼び戻しのための宣伝広告費として、2,148万3,000円の収入実績となっているところであります。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 非営利企業というふうなことでのお考えで、職務については、収益部門についてはタッチしないということの今答弁でしたので、そういうことであれば、問題ないかとは思いますが、営利企業の収益部門にする職員であれば、これは公務員の規則の中で違反するのではないかと、前から私が言っておったわけですが、町長の指示がなくてもというのは、一般的には書いてあるのは、兼務できるのは農業ですね、公務員でも、農業、それから不動産業、8棟までのアパート経営とか、あとは住職さんとか、神主さんとか、こういうのは別に許可なくても大丈夫だというふうなことにはなっておりますので、この辺の、一応兼務については、そういう答弁でしたので、ぜひ今後ともお願いしたいと思っております。

労災についても、厚生労働省山形労働局のほうにも私も聞いてやりました。どういう兼務

については対応されますか、労災については対応されますかというふうなことを聞いてやりましたら、担当官のほうから、作業、仕事はいろんなところに行っても、雇用主が、仕事場の雇用主が労災を支払うことに、担当することになる。兼務については、先ほど、町長から話があったとおり、給与を支払った先が労災というふうなものになるわけですがけれども、この労災について、その人の職員の身分をはっきりしておいたほうがいいですよというようなことで、要は、出向なら、出向して身分をはっきりしておいたほうがいいというふうな考えでありましたので、私が前から言うように、出向でどうなんだということだったんですけれども、全然考えていないということですがけれども、万が一、やっぱりそういうときがあると、どっちが持つんだとか、持たないんだとかというふうなことになりますので、ぜひその辺は、出向でよければ、ぜひそういうことも検討していただければというふうに思います。

人が、職員が足りないんだというふうなことであれば、12月も申し上げたんですけれども、地域おこし協力隊なども、2人とか3人入れて、観光立町のために一生懸命やってくれるという方は、結構今までも来ておりましたので、そういう方を採用して、一般社団法人月山朝日観光協会の仕事に就かせるというふうな計画はありませんか。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 具体的に仕事があった場合については、人材を確保してというところで、応援のご質問だというふうに聞き取れますけれども、大変ありがとうございます。

今のところ、4月からの計画も今考えてはございますけれども、今のところ、地域おこし協力隊等々の活用については考えていないというふうな状況でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 地域おこし協力隊の経費は国からですか。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 大変失礼いたしました。今現在、台湾の方で1名、地域おこし協力隊につきましては、採用させていただきまして、活用させていただいております。

今後さらにはというような部分については、今のところ考えてはございませんので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

古澤議長 追加答弁を荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 補足、関連して、菅野議員の来年度における地域おこし協力隊の活用についてであります。今、志田商工観光課長が申し上げましたとおり、現在、台湾出身の方1名が観光協会のほうの仕事に従事しております。改めて、そのほかに1名、新規で地域お

こし協力隊を募集する予算も令和3年度の当初予算に計上しておりますが、こちらのほうは、農業において頑張っただけの方というような枠組みで募集してまいりたいというように考えております。

観光面での地域おこし協力隊の活用につきましては、商工観光課のほうとも再三協議をしながら対応しておりますので、現在のところは、新たな方の追加募集はないというようなところであります。

よろしくお願いたします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 観光立町と一応、何回も聞いておりますので、観光立町のためには、2人とか3人投入していただいて、費用もついてくるわけですので、そんなに持ち出しはないのではないかとこのように私は思っておりますけれども、内容はちょっと分かりませんが、ぜひ、そういうふうなことをやっていただいて、西川町の観光を大いにPRしてもらえれば、大変結構ではないかとこのように思っておりますが、今のところはないということですよ。月山朝日観光協会のような観光事業についての地域おこし協力隊の募集はないというふうなことなんですか。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの議員のご質問にお答えさせていただきます。

前の答弁でも申し上げましたとおり、地域おこし協力隊をいかなる分野で募集をかけていくかということにつきましては、町全体の方々と打合せをさせていただきまして、町全体の来年度の地域おこし協力隊の活用については、全体的な調整をした上で、来年度は農業面での募集1名、新規にかけていくということで調整をさせていただいたところであります。

今後、さらに、その必要性があれば考えるというような場合もあるかとは思いますが、現段階においては、1名限りということでの追加募集ということですので、よろしくお願いたします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 分かりました。

兼務については、4月1日で兼務を解く予定というふうなことなので、もう一つ質問があったわけですが、これはしない形です。ということは、兼務していると、商工観光課の職員の兼務職員の方が事業計画をつくって、予算つくって、商工課に上げて、決裁してもらってくるというふうなことで、非常にチェック機能がちょっとおろそかになるのでは

ないかというふうなことがありましたので、ぜひそういうふうな予算と絡みのある事業が出てくるところに民間の兼務というふうなものを載せてくるというのはちょっといかがだったのかなというふうな気がしておりましたのですが、それは一応、4月1日から兼務の予定はないというふうなことで、回答は要りません。

それから、一般社団法人になったということで、法人化したわけですね。法人化して、今までの任意団体の観光協会と法人の違いというのはいろいろ今度出てくるわけです。取扱いできるもの、できないものとかいろいろあるわけですが、その中にホームページ、各市町村のホームページも見ました。一般社団法人にした市町村が15あります。任意団体が20、合計35、全部調べましたんですけども、法人格のあるホームページの中で、西川町の観光協会が一番上にどんとこう出てきますよね。その下に、町の移住定住とか、移転とかと出てくるわけですが、そういうふうな市町村はありません。

一番下に、サイトというか、バナーというんですか、小さく出てくるのはあります。寒河江市さんの場合は、そういう民間の企業を一番下に載せています。紹介、企業紹介、これは寒河江市内の企業であれば5,000円、県内1万円、県外2万円というようなことで載せてありますので、普通は、観光とイベントという、このバナーというか、サイトというか、そこから入ってくるわけですが、西川町のほうはどんといっていましたので、その辺の使い方も、民間企業ですので、制限があるのではないかというふうに思います。

あともう一つ、ちょっと小さいことですが、刊行物の配布がありますよね。一般社団法人月山朝日観光協会だよりというんですか、1枚の、月1回ぐらい来ますけれども、これも一応民間になると、細かい話ですが、新聞折り込みになるんですよ、通常は。観光協会のときは公共物の配布でよかったわけですが、民間になると、やっぱりいろんな制約とかが出てきますので、一つ一つ業務見直ししていただいてやってもらえばというふうに思いますので、ホームページと便りについてはどうお考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 ただいまの民間の企業になったというようなところで、これまで行ってきましたホームページのバナーの関係、それから、刊行物、現在、協会だよりというふうなものを発行してございますが、その関係の取扱いというようなところだというふうに思っております。

これも、これまでも説明しているとおりでありますが、あくまでも、観光協会につきまし

では非営利法人でございまして、公益法人にも位置づけられるというふうな法人格を取得したというところでございますし、目的につきましても、これも何回もでありますけれども、町全体の誘客を拡大すると、そして、観光振興を図ると、商業振興も併せてというようなところでございますので、そういったことと、それから、町の総合計画、それから、観光におきましても、観光立町、あるいは観光からの総合産業化という部分にも掲げている、そういった一翼を観光協会も担っていくと。

観光協会としては、収益事業プラス公益事業も行っていくというようなことでございますので、そこは検討しながらではございますけれども、そういった考え方の中で、今後に対応していきたいというふうなことを思っております。

古澤議長 追加答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 町のホームページにおきましての観光協会のバナー掲載について、私のほうからご質問にお答えさせていただきます。

従前どおり、今、町の観光の案内ということにつきましては、以前から、町の観光の全体的な振興という意味で、観光協会のほうが精力的に担ってきたということから、通常、観光のほうはこちらへというような誘導方法もある自治体もあったわけですが、本町の場合においては、観光のリンクについては観光協会のバナーを立ち上げて、そちらのほうに閲覧の方を誘導してきた経過がございます。

議員ご指摘のとおり、一般社団法人、民間企業になったということではありますが、志田商工観光課長も申し上げているとおり、非営利型の法人であるということから、これまでどおりの見解のもとに、政策推進課のほうにおいても、ホームページのほう、観光協会のバナーを町全体の誘客のためということで、ホームページのトップのほうに置いて、掲載をしてきております。

ただ、ご指摘のあることも踏まえながら、今後の観光をうちのほうで行う場合の皆さんのご利用しやすいようなバナーの掲載、観光サイトへのリンクの仕方については、改善策も検討しながら、公平、適正なリンクの貼り方、掲載の仕方については、見直しも含めて検討してまいりたいというように思います。

あわせて、先ほどの答弁で私のほうで説明の不足があった部分で、この場でお答えさせていただきますけれども、来年度の地域おこし協力隊についての新規の部分、1名は農業分野であるというようなことでありましたけれども、現在、観光協会のほうで勤めていただいております台湾出身の方の地域おこし協力隊の分も、当然ながら、令和3年度予算のほう

に計上させていただいておりますことを補足させていただきます。よろしく申し上げます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今までの流れの中でということでバナーを載せているというようなことですが、どこも観光立町を目指して頑張っておりますけれども、山形とか鶴岡ではほとんどありません。載っているのは、後で参考に見ていただければですが、村山市かな、下のほうにあります、小さく、観光物産協会、これだけ西川町のこういうのってあまり、町のホームページですので、この辺を、やっぱり一般社団法人になったという、立ち位置が少し変わるのではないかなというふうに思っておりますので、一応、参考に申し上げます。

参考に、任意団体で町のホームページに載っているのは、観光協会、いわゆる任意団体でないところは4町あります。これも小さく載っていますので、35市町村、暇なときに見ていただければ、そういう対応になっておりますので、ぜひ、西川町だけということではないので、ぜひ見ていただければというふうに思います。

時間がないので、次の3番に質問行きます。

12月の定例議会で商工観光課職員の兼務発令は、一般社団法人月山朝日観光協会長からの発令であるというふうに町長は答弁されました。民間企業が町の職員への人事介入はできるのですか。町職員の人事権は当然町長にあるはずであり、なぜそうなったのか質問をいたします。また、今後も他企業から兼務発令を受入れをするのか、質問をいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第3点目ではありますが、商工観光課職員の兼務発令の経過についてであります。一般社団法人月山朝日観光協会の商工観光課職員への兼務発令につきましては、先ほどお答えしたとおりでありまして、一般社団法人月山朝日観光協会は、町全体の誘客を拡大することにより、観光関係の事業者や国道沿線の飲食小売店等への誘客を図り、観光振興と商業振興を併せて推進してきたところであります。

この目的や具体的な事務事業につきましては、本町の商工観光行政とも同一にするところが多いことや、事業の性格上においても、町とより密接に連携しながら、同じ場所での業務執行が効率的であるとの理由から、これまでは兼務発令を行いながら、役場本庁舎に事務所を置いて事業を執行してきた経過があったものと考えておりまして、議員ご指摘の人事権の介入などとは捉えていないところであります。

なお、営利法人、いわゆる民間企業などからの兼務発令は考えておりません。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 月山朝日観光協会からの発令ということですが、町長のほうからは、兼務発令については何も発令ないんですか、こういうのは。要は、一般社団とか、民間のほうから発令しますと来て、ああ、そうですかということなんですか。そういうのを、いわゆる民間から兼務発令されて、ただ黙認していたのかどうか、ちょっとその辺は分かりませんが、普通は人事権は町長にあるはずなんですよ。だから、何かしらの兼務発令については、例えば、志田課長が事務局長だということですが、勝手にやっていると、こういう解釈に取られかねないと思いますけれども、町からの発令というのは、何もなくても差し支えないということなんですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

一般社団法人月山朝日観光協会からの商工観光課職員への兼務、観光のために事務事業をご協力いただきたいというお願いの件についてでありますけれども、本日のほかの議員の一般質問の中でも、質問やら答弁の中でも、やり取りなっておりますように、月山朝日観光協会、これが町の観光振興のために狙いとするところ、そして、本町が町の観光行政の発展のために狙いとするところ、これは当然、同じ観光という分野でもございますし、月山を中心とした同じ、共通の観光資源を大切にしながら展開していく事業でございますので、相通ずるところは多々あるわけでございます。

そういった中で、互いに、いわゆる非営利、公益的な分野については、先ほど来からもなっておりますように、町と月山朝日観光協会が一丸となってやっていったほうが効果が上がるというような形で取り組んでおるところでございますので、そういった意味で、月山朝日観光協会からも、商工観光課の職員に、ひとつ一緒になって、よろしくお願ひしたいと、そういった意味の気持ちで込められての兼務発令ということが、これまで行われてきたものと、私ども事務方では理解してございます。

これに対して、町長のほうから、それをよしとするとか、そういった意思表示というのは、当然、必要というふうには認識いたしておりませんので、これまでも取り組んで、このような形で取り組んできているというふうには理解しておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今までの流れの中で、ずっと今までやってきたという回答が随分いろんなところで出てきます。一般社団法人になったというふうなことは、そこから、やっぱり法人化するんですね。今までの任意団体、観光協会とか、いろんな任意団体で組織されているときとは変わってくるわけです。

だから、その辺を、今までやってきたんだから、今までも、これからも同じだよというものでなくて、やっぱり12月の定例会でも言ったんですけども、法人化すれば、そこから売上げどうだ、利益どうだともう始まっているわけですよ、みんな、普通の会社は。

だけれども、人、物、金、場所、全てが来るというふうなことです。法務局的には法人化だよというけれども、中身は観光協会の延長というようなものとしか捉えられないので、法人化した意味というものをもう一度やっぱり考えていただきたい。そして、民間に任せるものは任せて、大いに観光事業をやっていただきたいというふうに思うんです。

人が足りなければ、先ほど言ったように、いろんな方を採用して、いろんなアイデアを出して、西川町の観光PRを一生懸命やってもらうというふうなものにやっぱり行っていただいて、先ほど言ったように、西川町の観光協会というのはすばらしいと。まず行ってこい、見てこいというふうなぐらいになってもらいたいと、私はそういう気持ちで言っているの、観光協会、営利だからどうのこうのなんて、そういう考えは私、全くありませんので、納めるときは税金を納めていいわけですから、そういうふうな観光協会の今までの流れの中でやっているということは私は期待していません。

やっぱり、何回も言うけれども、法人化した意義というものをきちんとやっぱり捉えていただいて、これからやってもらいたいというふうなことです。もう一度そこら辺について答弁をお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 菅野議員からは、いろんな面でのご指摘をいただきまして、そしてさらに、今後の観光協会、町の観光行政に対してエールをいただきまして、本当にありがとうございます。

議員ご指摘のとおり、これまでの観光協会につきましては、我々もそうありますが、町民の皆さんからにとっても、非常に曖昧な部分と申しますか、そういった部分があったということは、これは議員ご指摘のとおりでありまして、実は私も産業振興課、5年、課長として働いたわけですが、その当時は、産業振興課が大課制ということで、農林行政、それに商工行政、2つ合わさった大課でありまして、その課長として5年間務めたわけですが、まず、産業振興課に入って一番感じましたのは、議員ご指摘のとおり、観光立町と

言いながら、観光協会の職員が2名しかおらなかったと。その大半が、産業振興課の商工担当の職員がバックアップしながら観光行政を行っているということでありまして、当時まず、商工観光につきましては、観光につきましては、観光協会の自立をするようにということ、当時の担当係長に命じまして、まず、町が、行政がすべきもの、そして、民間団体の観光協会がすべきもの、事業の振り分けをして、そして、段階的に自立化して、そして、事務所も移転するというような段階的な方向で行こうというようなことで進めた、結論を出したわけでありまして、なかなかそのとき、その当時、観光協会のほうから理解が得られなかったわけでありまして、まだ時期尚早だというようなことで、そのままになってきた経過がありますが、それからずっと、これまで10年間ほどいろんな議論をしていただいて、今回の結論になったわけでありまして、これもさっき言いましたように、議員ご指摘のように、いろんな課題、問題がありまして、そういったものを払拭するには、整理するには、やはり法人化が必要だというようなことで、今回の法人化に踏み切ったわけでありまして、この法人化に当たって、これまで懸念されましていろんな事案につきましては払拭できていると思っています。

ただ、事業等について、まだまだ行政頼りの部分がまだあるかと思いますが、そこは早めに整理しながらやっていきたいと思っておりますので、ぜひこれからも、いろんな面でご指導、ご指摘をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 時間になりましたので、観光協会がますます発展されることをお祈りして、私の質問を終了します。

古澤議長 以上で、4番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

大 泉 奈 美 議 員

古澤議長 続いて、5番、大泉奈美議員。

〔5番 大泉奈美議員 質問席へ移動〕

5番（大泉奈美議員） 5番、大泉奈美でございます。

質問の前に、まだ、コロナウイルス感染症が収束していない中、新型コロナウイルス感染症に関しまして対応されております医療従事者の皆様など、各関係機関の皆様に感謝を申し

上げたいというふうに思います。

質問に入りますけれども、まちおこしのさらなる推進をということでございまして、町は、令和3年度の予算方針として、直面する新型コロナウイルス感染症に関する対策や昨年7月豪雨災害への対応など、財政的に厳しい状況にあるとしております。

コロナ禍において、令和2年度は、町のほとんどの事業が中止となり、活気が失われた状況にありました。現在、全国的にワクチン接種が段階的に実施されておりますが、コロナの収束は見えない状況です。

こういった状況において、第6次総合計画をさらに推進し、そのために、次の質問をいたします。

質問の1番です。ふるさと納税の寄附金につきましては、西川町ふるさとづくり寄附制度に沿って、3つの事業分野から返礼品が選択できるようになっております。寄附された皆様に対して、収支報告を何らかの形でお知らせをしているかをお伺いいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま大泉議員から、まちおこしのさらなる推進とのことでのご質問ですが、まず初めに、令和2年度における本町のふるさとづくり寄附金の状況について申し上げます。

本町の令和2年度のふるさとづくり寄附金につきましては、1月末現在、寄附件数は、申込みベースで2,639件、寄附金額は4,876万7,000円となっております。前年同期に対しては件数で223%、金額で206%の伸びとなっております。

ふるさと寄附金の伸びの要因としましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大による、いわゆる巣籠もり需要により、全国的に寄附金が増加していることや、本町の寄附金受入れを行うインターネットポータルサイトを3つに増やしたことに加え、寄附に対する返礼品を昨年春の100アイテムから、現在、173アイテムに増やし、返礼品の充実に取り組んだことなどが現在の結果につながっていると捉えております。

それでは、質問の第1点目ではありますが、ふるさとづくり寄附金の寄附者に対する収支報告についてであります。

本町のふるさとづくり寄附制度による寄附金は、特色あるまちづくりに関する事業、都市と地方の格差の解消に関する事業、そして、目標達成のために町長が必要と認める事業の3つの分野から選んで寄附をいただいております。

本町におけるふるさとづくり寄附金は、基金として積立てを行っており、令和元年度のふるさとづくり寄附金におけるそれぞれの積立金額は、特色あるまちづくり分野に1,184万1,000円、都市と地方の格差の解消に関する事業分野に400万9,000円、その他目的達成のために町長が認める事業分野に971万5,000円、合計2,556万5,000円が積み立てられています。また、令和元年度においては、ふるさとづくり基金から観光施設管理整備事業に6,000万円を充当しております。

以上の収支については町報に掲載し、この町報については、町のホームページにも掲載し、情報の提供を行っているところであります。

一方、ふるさとづくり寄附金を寄附された方については、寄附金受領証明書と併せてお礼状を送付しているところでありますが、直接寄附金の収支報告は行っていない状況にあります。

厳しい財政状況にある中において、ふるさとづくり寄附金は有力な財源確保手段でもあるため、今後、その収支報告については、ふるさとづくり寄附金を募集するホームページ上で分かりやすく掲載していくなどの対応を図ってまいりたいと考えておるところであります。

以上、第1点目のご質問のお答えといたします。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） ただいま、町長のほうから丁寧な説明がありまして、やはり町の一般財源が減少している状況におきまして、ふるさと納税をしてくださる方々は本当にありがたいと思っておりますし、力強い支援であるというふうに思います。

具体的には、こういった感じでパンフレットを作成し、説明しやすい、ホームページをよく使っておられる方は、そうやって調べることもできますが、実際にこういったパンフレットを見て、ふるさと納税をされる方も中にはおられるかとは思いますが、非常に担当課も頑張っていらっしゃるなというふうに思います。

それで、去年の数字ですね、特色あるまちづくりに関する分野、都市と地方の格差の解消に関する事業分野、目的達成のために町長が必要と認める事業分野などにつきまして、具体的な数字をいただき、基金として積み立て、去年は観光のほうに6,000万ほどを使ったというお答えでございました。

そこで、今後、まだちょっとアイテムを増やしていく、もしくは今、ふるさとチョイス、これを見ますと、ふるさとチョイス、楽天、ANA向けというふうにサイトがございますが、今後、これを増やしていくというお考えはあるのかをお尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの大泉議員のご質問にお答えさせていただきます。

インターネットポータルサイトによりますふるさとづくり寄附金の申込みですけれども、現在、町長から答弁がありましたとおり、3つのポータルサイト、ふるさとチョイス、楽天、ANAということで、昨年の6月から増やしたところであります。増やしたことによって、それまでのふるさとチョイスのときよりも、町長の答弁にあったとおり、2倍以上の寄附金を全国の方から頂戴している状況であります。

ふるさとチョイスのみにおいても、実際、令和元年度よりも伸びている状況でありまして、楽天、ANAについては、ふるさとチョイスほどではないんですけれども、寄附金をいただいておって、全体で2倍以上の申込み状況ということであります。

現段階においては、それをまた増やすというような状況は、現段階においては想定はしていないところでありますが、ふるさとチョイスで頂いている寄附金額に、楽天、ANAのほうに及ばない状況にもあることから、どうやったら、そういった現在利用しているポータルサイトで寄附金をより多く頂けるのか、そちらのほうは、委託している業者とも協議しながら、今後、精査をして、より多くの方々から寄附金を頂けるように、ポータルサイトの利活用も含めて、さらにアイテムのほうの増強がやはり欠かせないというように理解しております。

ポータルサイトを増やすということよりも、町にあります返礼品をいかに掘り起こして、寄附金額のほうにつなげるかのほうが重要であるというように認識しておりますので、現在はそちらのほうに力を入れて進めてまいりたいというように、事務方のほうでは考えているところであります。よろしく願いいたします。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 今、課長のほうから説明がありまして、アイテムを、返礼品の掘り起こしということで頑張っていきたいというお話でありましたが、ちょっと参考までにですが、ベスト3、人気アイテムベスト3をちょっと教えていただきたいと思います。お願いします。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ふるさとづくり寄附金における直近の数字の状況を申し上げますけれども、3月1日、ごくごく最近の数字をちょっと拾ったわけではありますが、一番、寄附で返礼品のご希望が多いものが米であります。寄附金全体の寄附金額に対しまして、ほぼ4割の方、

返礼額、4割の方がお米というようなことになっております。続いては、果樹であります。果物です。こちらの割合は2割ほどとなっております。続いては、お酒であります。寄附に対する割合については15%ほどということで、トップ3は以上のようなところでありまして、その次はお肉というようなことで、それは10%以下というようなことになっております。

お米につきましては、昨年末に、それまで、一月単位の返礼品のアイテムしかなかったわけではございますが、他自治体でも取り入れている定期的なお米の配送ということで、3か月分、6か月分、12か月分というように定期便を、西川町のお米をお届けできるというような商品も新たに導入しまして、そちらのほうへの申込みが昨年末から非常に増えている状況であります。このような状況を受けまして、お米のほうの取扱いが増えている状況にあります。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番(大泉奈美議員) ただいま、お米というお話がありまして、先月に、議会の常任委員会のほうで、米月山のほうに視察に行ってみまして、玄米から袋詰めをするまでなど工場内を見学をさせていただき、職員の方からご説明を聞いてきました。

この中で、このパンフレットにありますが、はえぬき、つや姫とありますが、ちなみにやはり、つや姫のほうに人気があるのかなというふうには私が勝手に思うところではあります。今後、つや姫、はえぬき、生産者の方もいろいろ頑張っていって、西川町産のお米、売れておるようでございますし、また、米月山ということもありますが、ほかの米を販売している事業者さんなどもありますので、そういったところの割り振りというものも考えていただきたいなというふうに思いますが、この出荷先について、人気のお米の出荷先についてちょっとお尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ふるさとづくり寄附金への返礼品のお米の出荷先とありますが、取扱店がどうなっているかというようなことでの答弁とさせていただきます。

現在、お米を取り扱っている事業者につきましては、大泉奈美議員ご指摘のとおり、町も出資している株式会社米月山のお米もありますが、そのほか、一農業法人の方のお米も取り扱っております。基本的に、ふるさとづくり返礼品の商品につきましては、町内の事業者さんのほうに、こちらのほうに、町のほうからご案内をして、ふるさとづくり返礼品に、それ

それぞれの事業者さんの商品を当てることはないですかというような問合せをしながら、取組を行っております。

そして、年数回、その事業者さんへの説明を行いながら、返礼品の発送の仕方とか、そういったことを全体的な指導も行いながら、ふるさとづくり寄附金への返礼品を対応させていただいているというような状況にありますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

古澤議長 大泉奈美議員の質問の時間でございますけれども、ここで昼食のため、休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 先ほど来、政策推進課長のほうから詳しい内容について教えていただきまして、ありがとうございました。

質問につきましては、次の2番目の質問に関連しておりますので、質問の2番目に入りたいというふうに思います。

寄附していただいた方たちと返礼品といった物だけでなく、人とのつながりを持ち、関係人口を増やしていくことができると思いますが、ご意見をお聞きいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ご質問の2点目ではありますが、ふるさとづくり寄附金を寄附された方とのつながりについてではありますが、ふるさとづくり寄附金を頂いた方々との人的なつながりを持つための手段としましては、町独自に、例えば、ふるさとづくり寄附者の集いなどの事業を開催し、対面で直接本町のPRを行うなどの取組が想定されますが、この寄附者の集いのようなイベントを開催する場合、寄附者の個人情報をもとにイベントの案内を行う必要がありますが、本来、寄附者から寄せられた個人情報は、ふるさとづくり寄附に関してのみ取り扱われ

るべきものであり、他の行為に個人情報を使うことは制限されるべきものであると認識しております。

他の自治体のふるさとづくり寄附金の寄附者の個人情報の取扱い状況を見ても、基本的には、ふるさとづくり寄附金の受領証明書や寄附に対する返礼品の送付、寄附者からの問合せに対する回答や申込内容の確認など、いわゆるふるさと納税に関するものだけに限り活用することとしているところがほとんどであります。個人情報を第三者へ提供することや、二次利用については、個人情報保護条例の観点からも制限されるべきであり、個人情報の保護が優先されることが基本であると捉えております。

以上、申し上げましたことが前提にあることから、本町に対して、ふるさとづくり寄附金を寄附される方々とのどのようなつながりを持っていくべきかについては、今後、調査検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、多くの方々から本町のまちづくりに興味を持っていただき、町内外問わず、意欲的な方々をより多く獲得していくことが今後のまちづくりの大きな力となっていくと考えておりました。現在のコロナ禍においては、新たな生活様式を取り入れた交流や、SNSなどにおける情報発信などが今後ますます必要とされると考えておりました。これらに対応できる体制を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 今、町長のほうから説明もありましたように、やはり個人情報ということがあります。寄附者との集いとかがというのはなかなかできないというお話でありました。

先ほど来、私、課長にお聞きして、私も質問しながらやり取りをしているわけですが、これは既に町のホームページを見ますと、ふるさと納税について全て網羅されています。というか、最近の数字も出ておりますし、アイテムなども出ておりますので、それはやはりホームページを見られる方、ネットを開いて見られる方に対してはいいんですが、例えば、ふるさと納税をしていただいた町側ですね、本町はちょっと県内でも高齢化率が県内1位とされているところであり、なかなかそういった方たちはネットを開くとか、ホームページを見ることができない、そういった方たちのために、町はふるさと納税というシステムを使いまして、町に応援をしていただいている方がたくさんいますというふうな方を、やはり紙面で、先ほど、町の広報紙に掲載していますというふうにお話はありましたが、もっとコーナー的

につくっていったって、例えば、逆にこちらから、例えば子どもたちなり、町民どなたでも結構なんですが、感謝の気持ちを紙面に載せて、何らかの形で伝えていく。つまり、心の関係人口を構築してはどうでしょうかということではありますが、この点について、ちょっとご意見をお伺いいたします。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの大泉議員のご質問にお答えさせていただきます。

インターネット上での情報発信以外の紙面上でのふるさと納税制度に関わる町の取組の広報の扱いについて大きくすべきではないかというご質問でございますが、町長から答弁があったように、今年であれば、町報の10月号に、ふるさと納税の寄附の状況、そして、活用の在り方について、町報に記事を掲載して、町民の皆様、そして、町報はまちづくり応援団の方々などへも送っておりますので、そういった方々にご覧になっていただいているというように認識しているところであります。

ただ、取扱いは、紙面のごく一部ということで、決して大きなスペースではございません。その取扱方法については、今後、こういった掲載が有効であるかについては、議員のご指摘も踏まえながら検討をさせていただきたいというように思います。

また、感謝の気持ちということで、ふるさと納税始まって初期の時代には、寄附を頂いた方々の氏名を町報のほうに実際に載せてきた経過があります。何年か続けさせていただいたんですけども、寄附者の方々からは、そういった載せていただくのはありがたいのだが、そこまでして載せていただくのも忍びないみたいなお声なども多いことから、そして、だんだんと寄附される方も多くなってきていることから、紙面への掲載ということにつきましては、そういったご意見なども踏まえて、途中から町報への掲載は見送ってきたところであります。

ご寄附いただいた方々につきましては、町長答弁にあったとおり、それぞれの皆様にお礼状をご送付申し上げまして、今後とも町政へのお力添えをいただきたいということで、ご返答を申し上げているところでございます。

紙面上のふるさと納税の取扱いにつきましては、今、申し上げましたとおり、今後の検討課題とさせていただきたいというように思います。よろしくお願ひいたします。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） ぜひ、こちらの気持ちも向こうに伝わるといった形でやっていっていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、この質問の中で関係人口ということを申し上げておりますが、今、例えば、町で勉強をして、ここを卒業されて、県外なり、外国まで行っていらっしゃるという先輩、つまりは、よろこ先輩ということで、町在住の方はもちろん含めまして、町出身者の方から、今、町出身者の方も、なかなか、会社社長さんとか、大学の先生とか、お医者さん、美容師さん、料理人、職人さん、また、農業関係者などなど、そういった方がたくさんおられると思います。他市町村も含めてなんですが、やはり、この出身者の方たちとの交流といいますか、そういったことを進めて、要は西川町でこういう学習をして、こう育て、いろんなことを体験して、私たちは外に出て、こういうふうになりましたという実践ですね、現在こうでありますということを講演なり、実演なり、町民の方たちです。

社会教育、学校教育の中で関わりを持って関係を深めていくという機会を今、逆にコロナ禍の時代でリモートでできるという時代になってきました。アメリカにいる方と、例えば、子どもたちとお話ができるとか、関東方面とか、今、自粛がされているところで頑張っている人のお話、自分たちはなぜ勉強するのであろう、将来こういうこともできるようになるんだという目標ですね、または夢を持っていただけるように、あとは町民の方たちもそういった方たちとの関わり合いを持ちながら、いろんな情報を仕入れていけるのではないかなというふうに考えているわけであります。

何も、学校時代だけが勉強するわけではなく、何歳になっても、人からいろんなものを学ぶということ、姿勢は非常に大事なことでありますし、時代の変化の中で社会を生き抜く力、働く力を養成し、将来において、町の力となる人材を育てていけるのではないかなというふうに考えますが、ご意見をお伺いいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、町と関係する方との情報交換、またはそういった面での組織的なつながり等も含めてであります。今、関係人口というようなことではあります。実は今から10年前ほどであります。仮想住民というようなことで、まさに今、話題になっております関係住民ということで名簿をつくった経過がございます。これは、特にふるさと便ですか、利用者、それから、あとは銘水館に来られた方とか、そういった方をお願いして、住所などをお願いして、そして、その後、そういった方とのいろんな情報交換ができるようにというようなことでしたわけではあります。なかなかこれがうまく機能しなかったわけではあります。まさに今、そういったシステムが関係住民というようなことで、関係町民と申しますか、そういったことで、今、話題になっております。これにつきましても、なかなか個人情報との関係

で情報を得られる環境にないわけでありまして、そして、情報を得ても、それぞれの方の要望がありまして、この部分であれば私はいいけれども、この部分は駄目だとか、そういったものもあって、非常に難しい状況にあるということでもあります。

それに代わるものといえますか、代わるものではありませんが、町が率先してやったのが応援団であります。応援団の方には何を望んだかという、まずは町に対するいろんなご意見もそうですが、議員おっしゃるように、それぞれ都会に出て、いろんな会社でご活躍をされて、それぞれの会社の中核でお働きになったわけでありまして、そういった方々から、いろんな会社やら人物、そういった人の紹介を得ながら町とのつながりを持っていくというようなことで進めてはきたんですが、なかなかそういう紹介がない状況であります。

それとあわせて、先輩との交流というようなことで、応援団の方々から、東京の修学旅行、中学3年の修学旅行の際は、それぞれ働いておられた会社の案内をしてもらったり、または、首都圏の行政の中核で、国会の中核部分とか、そういったものをご案内していただいて、そして、そういった交流もして、未来につなげるような、そういったことでの事業もやってきたわけでありまして、これも、これからどうするかもありますが、議員おっしゃるように、なかなか、今、個人情報関係で、応援団も当初はそれぞれの各家庭にお願いして、各家庭から都会へ出られた方の住所を聞きながら、紹介して、応援団に入っていたいただいた経過がございますが、これもなかなか、本人の了解を得られなければ、住所地に紹介の文書を送ることもできないというような状況でありますので、そういった意味で、非常に苦労しておりますが、まずは、そういった意味では応援団をどういうふうに関後、交流をどうするかも含めてであります。今年度、コロナ関係で、応援団との交流、そういったものにつきましては全然できなかったということもありますが、そういった意味で、改めて応援団について検討を深めたいと思います。

ですが、ただ、先ほど言いましたように、なかなか応援団の会員構成も尻すぼみになっておりまして、世代交代等も叫ばれておりますが、そういう点も含めて、今後、さらなる応援団の協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番(大泉奈美議員) 私も応援団の総会など、いろんな事業に参加をさせていただいておりますが、応援団の方たちの交流はまた別としまして、今、フェイスブックで、要はもうちょっと個人的に簡単にというか、お願いをするというか、そういうことが実現できる時代です。リモートということを使って、フェイスブックでお願いをして、リモートでお話をして

という形にもできる時代、そうって、だんだん交流できるようになれば、だんだん、いろんなことでやっていけばいいかなというふうに思いますが、まずはやはり、今の時代だからこそ、町の今ちょうど退職をした年代の方たちやら、そういった方たちと交流を深めていく方法を探していただきたいなというふうに思いますが、町長、リモートというのは本当に認めて、これも交流になるというふうにお考えなのか、フェイスブックとかはご覧になっているのかはちょっと分かりませんが、こういったネット交流というのをどういうふうにお考えでいらっしゃるかをちょっとお尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 大変IT関係については非常に知識は乏しいのでありまして、私はそういったことについては全然、ネットでの交流といたしますが、そういったものは全然やっておりませんので、現状は認識し難いんですが、その辺はちょっと担当の課長のほうに説明させますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 追加答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいま、大泉議員のご質問にお答えします。

いわゆるソーシャルネットワークサービスなどを通じた相互交流とか、最近、頻繁に行われ始めたオンラインでの交流についての見解ということでございますが、1つは、SNS上での交流につきましては、町のほうからも以前からフェイスブックを使った情報発信ということで、民間の方々からもご協力を得ながら、月山のある町、西川ということでフェイスブックの活用を行ってきたところであります。

最近になっては、昨年から、町職員の若手職員の有志によったインスタグラムを使った情報発信というようなことにも取り組んでおります。ただ、現況を申し上げます、町からの一方的な情報提供というような形になっておりまして、双方向性という点ではまだ追いついていないような状況であります。

いい月山のフェイスブックについても、その記事に対して、いいねを押してもらう、反応があった方への返信とか、そういったところをどうしていくかということについては、まだ対応が追いついていない部分がありますので、その辺のこと、即応性が持てるような体制については、今後の検討課題だなというようには捉えているところであります。

あと、オンラインでの交流ということにつきましては、このコロナ禍にあってから、役場に係りますいろんな打合せ、そして、外部との協議などにつきましても、多くの部分がオンラインで済まされるようになってきております。

その利用を促進するために、地方創生臨時交付金を活用しながらも、町のほうでタブレット端末を導入しながら、そういった体制を整えていくというようなことを取っているところではありますが、今のところ、主に行政間でのやり取りというようなことにとどまっておりますが、一方では、生涯学習課で行っているモルドバ共和国とのオンライン交流でありますとか、西川小学校と台湾の小学校とのオンライン交流などの事例もありますので、そういった事例からしますと、今後、ますます利用の幅は出てくるだろうというように思いますので、町全体として、今後、そういった交流の在り方、対面に勝るものはないんですけども、リモートでできる部分は相当数あるというように思いますので、検討課題だなというように思っておりますが、ただ、その相手方とつながる方法ですね、つながるまでが大変な壁があるというように思いますので、その町に協力していただく方とどうつながっていくかについては、先ほど申し上げました対面もそうなんですけれども、SNS等の利用についても、現在課題と捉える部分を解消していく必要があるなというふうに考えているところであります。

以上です。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） ぜひ、ソーシャルネットワークを使いまして、オンライン交流というふうなことに對しても力を入れていただきたいなというふうに思います。

昨年12月ですが、私が住んでいる地区の役場のシステムをお借りしまして、東京の業者さんと初めてリモートワーク、区長を初め、数名参加させていただいたという事例もございますので、子どもたちのみならず、町民もそういった形でやっていける方向にはあるのかなというふうなことにありますので、ご検討をいただきたいなというふうに思います。

続きまして、質問の3番に入りますが、例えばのお話で、例に挙げればということで、農業分野では今、JAさがえ西村山農協さんと連携して、啓翁桜、そば、米というふうなこともあります、事業展開をしているところです。

今後、人材育成を強く推進し、まちおこし等で民間と連携し、今後の施策に生かせないでしょうか。お聞きいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 3点目のご質問であります。人材育成、まちおこし等での民間との連携についてであります。本町のふるさとづくり寄附制度における返礼品につきましては、町内の民間事業者、農業者による商品で構成されておりまして、現在においても、町内事業者に声かけを行いながら、返礼品のアイテム強化を図っております。また、寄附金に対する返礼品を

贈る際には、町内事業者の商品紹介のカタログ等も同封しております、新規顧客獲得の一助になっていると捉えております。

このように、ふるさとづくり寄附制度は、町内の事業者にとっても新たな顧客の獲得につながると捉えておりますので、町の産業振興を図る上で、ふるさとづくり寄附金制度の取組を強化してまいりたいと考えております。

まちづくりは、町民や町内企業に潤いをもたらすことが重要でありまして、民間からの発意に行政が寄り添い、支援していくことが重要であると捉えています。議員ご指摘のとおり、農業振興においても、町と農協とが連携して取り組んでおりますが、ほかにも、例えば、町飲食店会による月山モルトポークの開発や、月山スノーランドの取組などは、町内民間事業者の発意によるものでありまして、町は町内事業者の取組を後押しすることで町内産業の振興を図り、ひいては町全体の振興につながると考えております。

町の振興は、行政だけではなし得ることができないわけでありまして、今後とも、民間事業者の方々と連携した協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 町の事業者さんとの連携を進め、ふるさと納税の返礼品はどんどんアイテムが増えている状況で、非常にすばらしい成果が出ているというふうに感じているところです。

もう一つ、幅を広げていきますと、例えば朝日町ではスポーツメーカーのミズノ、寒河江市では、先月の山形新聞に出ておりましたが、災害対応の推進、スポーツ振興など7項目におきまして、大塚製薬と連携をしております。

例えば、本町も観光面だけではないのですが、アウトドアメーカーなどと連携し、月山湖周辺の活用、もしくは数種類、災害ということもありますが、そういった一歩外に出たところとの連携というふうなお考えはないでしょうか。ご意見をお伺いいたします。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 今、大泉議員からご指摘の質問にお答えさせていただきます。

大手企業さんあたりとの連携についての可能性、現在の考え方ということでありまして、今現在は、今、議員のほうからお話ありました月山・弓張平周辺の観光面でのところにつきましては、以前からモンベルさんとの提携なんかもしておるところでございますが、ただ、まちづくりに直接関与というようなところまでのレベルには至っていないというような認識をしているところではあります。

一方で、今年になってから、町におきましては、企業版のふるさと納税というようなことも受けられるように、今、準備を進めているところであります。企業のほうからの一定の寄附を頂く中で、町と連携できる部分については、連携できるような制度を今後構築してまいりたいというように思っておりますので、そういう段に当たっては、大手さんというようなことにならないかもしれませんが、町に関係する事業者さんと、町外の事業者さんとも連携できるような取組については、国の制度で利用できるものについては利用していくというようなところで検討を進めていきたいというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 課長の答弁にもありましたように、もう一步広げていくということも非常に大事だと思います。いずれ、子どもたちもここを出て、広い世界に出ていくわけですから、急に出るよりも、そういったところのつながりを、こういうこともあるんだという、例えばお話を聞くだけでも結構だと思うんですが、こういったことで、こういうこともあり、こういうこともあり、いずれ私もこういうふうになりたいとかという考えですね、自分が将来こうなりたいという道が見えてくるのではないかというふうに思っているところですので、ぜひ、そういった企業版ふるさと納税というふうなお話もございましたが、ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

町長は就任以来、人材育成を第6次総合計画の中に盛り込みまして、さらに、昨日の施政方針におきましても、重点事項として、次世代を担う人材育成をということで掲げておりました。

地域づくりももちろん大変重要なことでありますが、今後、町の事業、イベント、各スポーツの大会を開催するに当たりまして、スタッフの確保は大きな課題だというふうに捉えております。また、町の自然、歴史、文化など、町を紹介するガイドも不足しています。

将来、子どもたちに西川で学んだ英語力を生かして、外国の方を案内してもらえたら、夢が開け、まちおこしの大きな力になると思いますが、ご意見を伺います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 大変貴重なご意見をありがとうございます。

まず、人材育成であります。と、かく人材育成となりますと、地域のリーダー育成等に視点が行きやすいわけではありますが、ただ、やっぱり一番の人材育成は、子どもの頃からの人

材育成、要するに、西川町、この郷土にいかなる思い出をつくるか、郷土に対していかなる思い出をつくって、将来に結びつけるか、それが郷土愛につながるというようなことでもありますので、そういった意味で、保小中一貫教育で途切れのない教育を目指す、そして、子どもの頃の思い出を将来につなげると。そして、次世代を担う西川町の住民になってほしいというのが一番であります。

ですから、これまで教育長にお願いしたのも、そういった教育関係では十分な配慮をしてほしいというようなことで、これまでやってきておりますので、今後とも、そういった意味で、生涯学習、要するに、学校教育も生涯学習の一環でありますので、生涯を通じた学習をどういうふうにつないでいくか、こういったものを含めて、そして、その中で、地域、要するにこの地域も、町の伝統文化もそうですが、そういったものを織り込みながら人材を育成できればと思っていますので、そういった意味で、生涯学習等も含めて力を入れていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 答弁をありがとうございました。生涯学習にぜひ力を入れていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、これ、種の起源ということで、チャールズ・ダーウィンの言葉をちょっと申し上げさせていただきまして、最後、終わらせていただきたいというふうに思いますが、最も強いものが生き残るのではなく、最も賢いものが生き延びるものでもない。唯一生き残ることができるのは、変化できるものであるという言葉を残しております。

新型コロナの時代であり、激動の時代、時代がどう変わっていくか分からない時代であります。マンパワー、いろんな意味でのプレーヤーを育てる施策に期待して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

古澤議長 以上で、5番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

佐藤 仁 議員

古澤議長 続いて、2番、佐藤仁議員。

〔2番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

2番（佐藤 仁議員） 2番、佐藤仁です。

今日、4番目ということでお疲れでしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。  
まず、今日は大項目2つあります。

最初は、コロナ禍における町民の安全と経済の支援ということで、感染症が確認されてから1年以上がたつわけですが、今後の医療や介護等に対して、どのようなことをやっていくのか、また、支援をどのようなことでやって立て直していくのかということでお聞きしたいというふうに思ひます。

質問1ですが、経営面も含めた今後の町立病院の運営の在り方ということでお聞きしたいと思ひます。私はサラリーマン時代、建設業なんですが、うちのおやじが2年ちょっと前に亡くなって、そのときに、町内の介護施設等に非常にお世話になって、病院も約トータルで半年間お世話になって、大変ありがたい思いをしたので、どうしてもそちらのほうに気持ちが行くものですから、まず、病院の件に関して質問したいというふうに思ひます。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 佐藤議員のコロナ禍における町民の安全と経済への支援であります。まず初めに、町立病院のあり方検討委員会について申し上げます。

令和2年9月に、西川町立病院あり方検討委員会を設置し、町立病院の担うべき医療、診療体制、経営改善について諮問いたしておりました。

去る2月26日に、検討委員会の委員長から、町立病院はこれまで同様、町民のための医療を確保することを目的とし、身の丈に合った経営を行いながら継続すべきであるとの結論に達した旨の答申がありましたことをご報告申し上げます。

それでは、質問の第1点目ですが、町立病院の在り方についてであります。まず、町立病院は町内唯一の医療機関でありまして、年間患者数は、入院約6,900人、外来約2万2,000人となっております。患者のほとんどが町内在住の方であり、地域の一次医療を提供する役割を担っているところであります。

これまで町立病院は、僻地医療に携わり、救急告示病院として地域医療における役割を果たすとともに、予防と診療、介護や福祉、町民の健康診断実施機関としての機能や、透析医療を担うなど、町民の健康と医療のとりでとなってきました。

平成25年度からは、総合診療科体制とし、町民のかかりつけ医の推進を図りながら、より地域に密着し、親しまれる病院を目指してきたところであります。また、平成28年度には、

町立病院新改革プランを策定し、業務改善や収益改善に取り組んできたところであります。

本町の高齢化率は44%で県内トップであり、町立病院の患者の多くは、糖尿病や高血圧症等の慢性疾患の方々となっております。高齢者のいる世帯のうち、1人暮らし、あるいは夫婦のみの世帯は全体の約4割を占め、今後も増加していくことが考えられます。

入院患者もほとんどが65歳以上の高齢者の方であるため、在宅生活が困難になるケースも見受けられ、このような医療リスクを抱える在宅暮らしの高齢者に対する医療と介護との連携を中心的役割としていくことが必要とされています。

また、町内にはケアハイツ西川や、とこしえ西川などの介護福祉施設があり、体調を崩されて入院される方もおり、入所者の急変対応についても適切に対応していかなければなりません。

町立病院は、嘱託医、あるいは協力医療機関になって、入所者の健康管理も担っておりまして、この関係性については今後も同様であり、これら福祉施設の入所者の方々の健康保持対応について果たす役割は大きなものがあります。

経営面の改善点としては、コロナ禍の状況にあり、患者数の減少が見られていますが、地域包括ケア病床開設に伴い、診療報酬の高い当該病床の稼働率が徐々に向上しておりまして、令和2年度における入院収益の減少幅を抑える効果が出てきております。

今後とも、町立病院が果たすべき役割を全うするため、地域住民が安心できる医療体制を確保していくものといたします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

それで今、入院患者と外来、いろいろちょっと報告がありましたけれども、ちょっと確認の意味で事務長にお聞きしたいんですけれども、昨年度と比較して、大体入院の収益と外来の収益、大体どのぐらいの割合になっているのか、ちょっとお聞きします。

あと、もう一つ、ケア病床ですね、昨年の9月から開設したわけですがけれども、これ、今まで延べ人数、どのぐらいの入院患者さんがいられたのか、お聞きします。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 ただいまの佐藤議員のご質問にお答えいたします。

令和元年度と比較しての入院収益と外来収益の割合ですが、1月末時点の数値ということでもお願いいたします。入院収益につきましては99%です。金額を申し上げますと、1月までの入院収益が1億3,189万円、前年比で124万円ほど少なくなっておりますが、パーセンテー

ジから言うと99%というようなことでございます。同じく、外来につきましては89%、金額で申し上げますと1億2,945万円、減少額が1,470万円程度ということで、89%というようなことになっております。

あと、もう1点、地域包括ケア病床は昨年の9月から開設いたしました。2月末までの数値で報告させていただきますと、延べ入院患者数につきましては814人でございます。包括ケア病床のことについて若干申し上げさせていただきますと、1月までは100人台です、毎月、1日平均当たり4人に満たなかったんですが、2月に入りまして、現在、9床満床の状況です。2月は1日平均8.75ということで、ほとんど満床の状態経過して、3月に移行しているというような状況でございますので、よろしくお願いたします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) ありがとうございます。

コロナ禍で大分外来とかが減っているというような、全国的に、中で、それほどでもないなというふうに思っております。それで今、ケア病床について814人ということは、思いのほかいるなというふうに、今お聞きして、9月からですから、9床で大体6か月、半年間たったわけですけれども、30掛ける6掛ける9でいくと、大体1,620床ですよね、延べでね。そのうち814人ですから、大体半分ぐらいの稼働率だというふうに、今ちょっと聞いて計算するということ、今まで43床、今もありますけれども、そのうちの9床だと。43床で年間、12か月、30掛ける12すると、大体1万5,480床、延べでね、なるわけです。

そうすると、稼働率というのは、非常にケア病床が貢献しているというような、今聞いて計算すると、間違っていなければですけども、なりますので、非常に病院の体質にも貢献があると。また、リハビリが主ですから、やっぱり医療行為でないとできないと言われても、うちに帰っているよりも、病院できちんと治してうちに帰ると、本人もいいと、家族も楽だということで、非常にケア病床を半年間やって、効果はいいのかなと自分なりに思いますので、今後、それを生かしていただきたいなというふうに思います。

それとあと、次ですけども、PCR検査、今、2月の頭までは7,500円補助、その後、2月からは5,000円補助でやっています。これ、今まで大体何人ぐらい受けられたか、ちょっとお聞きします。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 PCR検査の受けられた方の数ということでございますが、12月22日から2月いっぱい数字ということですけども、16名です。うち、無症状の方が6名というよ

うなことになっておると思います。

以上でございます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 町で単独で、新聞では40万だということで機械を買って、なるべく予防措置としてPCR検査をやりましょうということになっています。県では、我々町の後に、後にというか、選挙のときに公約みたいなことをして、今の知事が言っていましたけれども、今度、PCRセンターをつくと。河北町の病院につくるということで、その理由としては、県に1つなので、一番県の真ん中だというのが一つ条件だということ、そこを選んだというふうに新聞なんかにも書かれています。

ちょっとこれは余談ですけども、中心地といえ、西川町もまんざら中心地でないわけではないですね。建設業の労働災害防止協会、俗に言う建災防があります。あれの安全センター、西川町から熊野橋を渡って宮内になりますけれども、そこから右に行くと、稲沢に行く手前の橋の下に建災防の安全センターがあります。俗にいうセーフティプラザ山形、あれ、全国で初めてですね、その後、セーフティプラザ沖縄とか、そういうふうにやっているわけですけども、座学と実習が一緒にできるというのは画期的でということで、日本で初めてつくった施設です。

あのときの建災防の会長が、今の澁谷さんの前の前の千歳栄さんです。私にとっては社長だったわけですけども、そのときに言われたのが、あそこに何でつくったか分かるかと、建災防なので、県からいろいろ、県全県から講習に来ると。要するに、あそこでは、重機とか、一般の人も行けるわけですけども、例えばフォークリフトの免許取るとか、そうした場合に、一番中心地でないと駄目なんだと、あそこが中心なんだということで、一つの大きなポイントとしては教えられた記憶があります。

今、PCR検査が県でできるのは、河北町の県立病院が中心で、西川町だって、今、PCR検査やれる、今実際やっている。県は早くて3月末、西川町は高速でもすぐ来られるし、例えば、県がやるまでに俺のところやるから来いとかね、県でちょっと持て余したら、うちのところでもやるからと、そういうせっかくの機会なので、がめつく、少し、5,000円とか、あと、県から少しもらえればいいわけなので、一つの例ですよ、そういう発想にはならないものですかね、町長。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 大変貴重なご意見をありがとうございます。

確かに、西川町、山形県の地図を折りますと、ちょうど4つに折りますと、その折り目の中心部が大体本道寺付近なんです。やっぱり真ん中だと思っています。

そういった意味で、西川町のあいべの体育館やら、ホールの利用につきましても、山形県の真ん中だというようなこともあって、利用される方も大分あるということではありますが、ただ、病院の関係につきましても、やはり規模もありますので、そういった意味での受入れ体制、こういったものもありますので、なかなか厳しいかと思いますが、議員からご指摘いただいておりますので、今後とも参考にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) 恐らくやれないんでしょうけれども、何かやるにしても、そういう発想ですね、せっかくの機会ですから、がめつく、お金もつけじゃないんですけども、あるものを有効に使えると。ましてや、これからは県でいっぱい持ち帰って、できないとなれば、西川町に回してもらおうとかという、何でも方法はあると思うんです。それはそれでいいです。

それで、この1年間、コロナで大分、もう1年以上たつわけですけども、非常に今現在、考えてみると、1年前とほとんど変わっていないような状況です。ということは、やり方とか状況、施策ですね、そういう中で、一つ分かったのは、やっぱり日本の危機管理というのは非常にしろいかなというふうに思います。

例えば、災害でも、この前、7月にありましたけれども、やっとベッドとか、先ほどもありましたけれども、仕切りとか、交付金を利用して準備しています。それまでは、災害があるたびに、テレビに出てくるのは、人がいっぱい、どこに座っていいのか、寝ていいのか分からないような状況、今もありますけれども、世界から見れば、非常に日本のそういうあれを見ると、非難されるわけです。ということは、難民法で、スフィア基準というのがあります。ご存じだと思いますけれども、例えば、一人の面積は3.5平米以上とか、ということは畳2枚ですよ、1坪。トイレは20人に1つ。女性の場合は男性の3倍とか、そういう基準が、それは義務でなくて、あくまでも参考の基準です。

そういうところから見ると、日本の場合は、体育館が避難所だよと言っていますね。ほかのところは、避難所が体育館なんだと、発想が違くと。集会所が避難所じゃなくて、避難所が集会所なんだというようなことで、まだまだ日本のそういう避難体制、危機管理というのが足りないというふうによく言われます。

極めつきは、やっぱり保健所と病院ですよ。保健所なんか、国全体を見ますと、1995年、

今から二十五、六年前ですけれども、全国に747か所あったんですね。今現在、380幾つです。それに、政令市、あとは中核市合わせて大体80あるので、プラスすると460幾つになる。山形県も、昔は合同庁舎ごとに保健所なんかあって、寒河江にもあったわけですが、今は、天気予報と同じですよ。置賜、村山、最上、庄内、それに山形市が中核市なので、1つ足して5つ、非常に保健所の体制が、山形はまだ、今回でそれほどでもないんですけれども、全国的に保健所の問題になっています。いつ、山形もそうなるか分からないというような状況があります。

病院なんか、やっぱり今、8,288あるそうです、全国で、病院と称するものです。そのうちの公立病院というのは2割も満たない。残りの8割以上が民間だというふうに言われています。大体1,500前後が公立病院ですけれども、今、医療崩壊とか何かで起きていると。その原因は、やっぱり病院はいっぱいあるけれども、民間の病院が多くて、公立の病院が少ないがためだというふうによく言われています。

ただ、その中で、この前の一般質問でもお話ししましたが、地域医療構想で病院を縮小しましょうと、病床を少なくしましょうということは、民間の病院ではなくて、公立の病院ですよ。そういう状況の中で、今、国としてそういうふう動いているというような状況で、西川町の町立病院はその対象になっていませんけれども、いつそういうふうになるか分からないと。あと、この前、寒河江市、河北の県立病院の話がありました。今度、広域でつくるんだか、何かそういう話もあるのかどうか分かりませんが、そういう状況の中で、まず、もう1回、町長のちょっと今の状況、数的なものとか、そういうものを勘案して、町立病院の在り方というのをもう1回お聞きしたいなというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、西川町の医療環境につきましては、ご承知のように、一般の医療機関が皆無でありまして、町立病院が唯一の医療機関であります。今から二、三十年前までは、民間の一般医療機関も4か所、4医療機関あったわけなんです、それが全部なくなってしまって、特に、西川町の場合は、山間地ということもあって、緊急の場合の、救急のような緊急の場合の受診、非常に大変だというのが西川町民の皆さんの共通した考えでありますので、まずは、私もこれまで申し上げていますが、「“キラリ 月山”健康元気にしかわ!」、健康なくしてまちづくりはないというようなことでありますので、健康をいかに守ってつくるか、これがこれからのまちづくりの一番のベースだと思っています。その上に産業やら、そういったものがあるわけでありまして、そういった意味では、町立病院は欠かせぬものだ

というふうに捉えております。

しかし、午前中にもご質問があったわけですが、今、2億7,000万の一般会計からの繰入れをやりまして、これを上回らないような経営をしていくというのが今の計画でございますが、できれば、以前のような1億8,000万、1億7,000万ぐらいの繰入れであれば、大分楽だなと思っておりますが、なかなか難しい状況であります。

ですから、そういった意味で、今、小国の病院でも診療科の縮小をやっておりますが、あそこも赤字であります。ほとんどの公立病院は赤字でありますので、そういった意味合いもあって、一昨年、公立病院の統廃合等の提案も出てきたわけありますので、ただ、そういった全国的平均ベースとはまた違った環境にあるということでもありますので、今後、こういった形にするかもあります。ただ、やはりこれから考えていくべきは、要するに西郡管内に、県立病院も含めて4つの病院がありますので、この4つの病院の中で、それぞれの役割と申しますか、全て、西川町で全科、町民の皆さんが要望するようなあらゆる科目の診療科目をそろえるべきかということもありますが、そうでなくて、特定な部門については、1市4町の病院の中で役割分担をして、連携し合いながら、そして、あとは患者の搬送をどうするかとか、そういったものも含めて、今後検討していくべきだなと思っております。

そんなことで、今後、一部の市長、町長には話をしておりますが、そういった面も含めて、すぐにはできませんが、目指すものはそういったものを目指すべきだと思っておりますので、ただ、現段階では、町立病院は町民の健康のとりでというようなことで、これは堅持したいという思いでございます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 先ほど、病院の数を言いました。病床も、全部で、病院と診療所を合わせて大体160万床ぐらいあるんですね。それを減らそうとしている。病院の数も、病床の数も、特に比較されるのが、OECDで30か国か33か国が分かりませんが、そこら辺と比べると多いわけです。それにも増して、医療崩壊が起きていると。

やっぱり病院とか病床というのは当たり前なんですよね。日本は全国、国民皆保険で保険料を納めている。何かあったときは、あまねく平等に医療行為が受けられると。当たり前なので、ある意味ですね。それが経済を圧迫しているということで、縮小に走っているわけですが、そういう中で、西川町立病院を見ますと、来年の予算で、大体事業費で8億ぐらいになっているわけですね。病院がね。その中で、人件費というのは4億5,000万ぐらいです。大体56%ぐらいです。

役場の予算を見ると、昨年が47億7,500万、そのうち、大体10億近くが人件費ですよ、大体20%。同じ職員で、片方は毎年、繰り出しやっているから赤字だ赤字だと言われる。こっちでは、しょうがないですよ、それは、特別会計なので、どうしてもそういう数字が出てくるので、同じ職員でも、片方が、おまえのところは赤字だと、こっちは別にそういうことを言われたい。一生懸命やっている割には、おまえのところは赤字だ赤字だと言われる、非常にかわいそう、かわいそうと言ったらおかしいですけども、そういうふうになるわけですよ。

病院で、行政では一生懸命健康でやりましょうといろいろなお金をかけて健診もやる。例えば、ミニデイでも一生懸命やって、病気になるようにということ言われている。そういうふうな施策をやっている、いや、病院人來なくてももうからないんだと、こんな相反することになるわけですよ、公立病院の場合は、民間はそうじゃないですけども、だから、基本的にやっぱり今回のコロナ云々でも、医療崩壊云々で、頼りになるのはやっぱり公立病院なんですよ。民間というのはやっぱり営利企業ですから、何ともならない。

だとすれば、やっぱり平時の場合は、公立病院はもう赤字なんだと、これはしょうがないんだと。今回みたいな有事とか、災害とか、疫病とか、そういう有事の場合は一生懸命やってもらおうということで、市町村でも対応できなくなるところが、現行を見ても、出てくると思うんですよ。そうした場合には、もう国策として足りないところを国でお金を補うんだと。各市町村の病院とかあるやつは、今から建てるのはあれですけども、維持していかなくちゃならない。そういうものをやっぱり国とかに訴えていかないと、本当にこの地域の医療というのは崩壊をどんどんたどっていくと。平時は快適ですけども、有事の場合はもろいと、公立病院は、そういうふうなレッテルを貼られるわけですよ。

だからもう、そういう頭の切替えをやっぱり国に訴えていかないと、今後の先、立ち行かない、維持していくのが大変なのかなと思うんです。そこら辺はどうでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員おっしゃるように、国に対するそういった声は上げてはおるんですが、なかなか全体的な医療関係の中でのありますので、すぐには解決しないこともあろうかと思いますが、ただ、やっぱり一番は町民の皆さんの理解だと思っております。ということは、今、国が進めておりますのが、かかりつけ医をきちんとしてほしいと、そして、二次診療、三次診療に至るまでにはそれなりのルートがあるということで、ただ、西川町の場合、なかなかかかりつけ医、それぞれかかりつけ医がありますが、できれば、町立病院がかかりつけ医の

核になっていただきたい。そうすれば、町民の皆さんの健康管理も、どこのばあちゃんがどんな病気だとか、一括管理できる、一括管理といいますか、指導ができるような状況になりますので、そういった意味で、まずは町民の皆さんにご理解を得て、かかりつけ医的役割を担えるような町立病院にすることが、これからの病院の役割だと思っております。

そして、赤字につきましては、これは健康を守る上では、赤でも仕方がないといいますが、これは当然、行政が担うべきものでありますので、そこはそこでやって、今後、さらなる国・県内への要請、さらには、先ほど言いましたように、今の役割をどうするかとか、そういったものも含めて、効率的な、ただ一つの医療機関だけでなく、いろんな医療機関が混じって、そして、効率的な医療ができるような、そういった環境をつくるべきだろうと思います。

議員も多分知っているかと思いますが、今回、山新の3 P賞の中で、庄内のネットワークが3 P賞をいただいたわけでありましたが、あれはまさに、それぞれの病院、福祉施設、それぞれが役割分担を持って連携してやるというようなことで、赤字解消部分も出てきたというような、そういった事例で、今回、山新3 P賞をいただいた経緯がございますので、そういったものを参考にしながらと思っていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 町民から1人1万円ぐらい取って、条例で決めて取っても、5,000人ですから、5,000万にしかならないんですね。やっぱり足りないんですよ。そういうふうにするかと本当に考えている市町村もあるようです。それはちょっとできないので、それはやっぱり国とか県とかと一体となってやっていかなきゃならないというふうに思います。

次に、質問2に移ります。

産業界というとなんなんですけれども、いろいろ今まで1年間、いろいろ、事業所さんに応援をしてきたわけなんですけれども、今後、どのような支援を行っていくのかお伺いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 第2点目の今後の産業支援についてであります。昨日の施政方針でも申し上げましたが、3つの主要施策の産業振興のうち、特に商工観光業を取り巻く経済情勢等については、これまで1年間に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響により、非常に厳しい状況にあります。

影響が大きな主な業種の1月末現在の推計は、対前年比で観光業は約55%、小売業は75%、飲食業は昼が75%、夜が35%程度と推計しております。特に、町外、県外からのお客様を収

入の対象としておられる観光事業者や飲食店、夜間営業を経営の基本とする飲食店は窮地に立たされているものと認識しておりまして、早急な支援が必要であると考えております。

今後においても、新型コロナウイルス感染症は収束が見込めない状況にありますが、全国的な感染者の減少傾向やワクチン接種の進行により、僅かながら、道の向こうに明るい兆しも見えることから、町民の皆さんと各種の顔が見える取組を行いながら、引き続き、のぞみをつなぎ、未来を展望する人・商工観光業の創造の3年目として取組を進めてまいりたいと考えております。

令和3年度において、2年度からの繰越分を含めて、事業展開を予定しているものは、商工業振興では、西川町商工会経営発達支援計画実施事業への支援、月山山菜そば組合等任意団体を対象とした（仮称）西川町事業者やる気応援事業の新設、プレミアム付商品券発行支援、飲食等商品券の発行、配布などを予定し、引き続き、新型コロナ感染症支援チームによる巡回訪問、相談を随時行い、推進してまいります。

また、観光振興では、国や山形県の動向を注視しながら、町独自の宿泊割引キャンペーンの継続実施や、SNSを活用し、県内や仙台、隣接県を対象としたマイクロツーリズムを推進してまいります。

さらに、月山夏スキーや月山フラワートレッキング、紅葉トレッキング、朝日連峰や出羽三山信仰、山菜の食文化や生活文化体験など、春から秋にかけての誘客戦略を実施するほか、今年度から本格稼働した月山スノーランドと雪旅籠の灯りへの誘客と、これを組み合わせた観光ツアー造成やイベントなどを実施することで、通年観光を推進してまいります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症感染防止対策の徹底と経済対策の両立を目指し、今年度において、大きく前に進んでいる町民の方などが主体となった協働のまちづくり、町民主役運動をより一層推進することで、新しい生活様式に対応した、暮らしと生活を守る経済活動を事業者の方々と一緒に、手を携え、顔が見える懸命の取組を行ってまいりたいと考えております。

なお、国の第3次地方創生臨時交付金を活用した事業展開については、令和3年度へ繰越事業となることが予想されることなどから、2年度の地方創生臨時交付金の実績などを精査した上で、町内の状況などを考慮しながら、3年度補正予算をさらに編成してまいりたいと考えております。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） いろいろやろうとしている、やってきたところであります。ただ、

何か手詰まり感ですよ、どういうものをやったらいいのか、どの程度のお金をつぎ込んだらいいのか、非常にこの1年間やってきて、真新しいものは非常に少ない。これは我が町だけではなくて、ほかのところもそうなんでしょうけれども、ちょっと課長にお聞きしたいんですけれども、商工会、200何社があって、いろいろな業種、いろいろな企業があります。その中で、こういうことをしてとか、そういう要望というものはあるのか、ないのかだけでいいです。あれば、項目を1つ、2つ、あるのかどうか分かりませんが、お願いします。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 今後の経済対策、商工会さんとしての新たな要望というようなところがございますが、具体的には聞き及んではおりませんが、再度、各団体の方々にご意見を伺いながら、三役会で検討をこれからしていくというようなところとか、それから、先般も、コロナ時代に対応する経済の懇談会なども開催をする中で、そういった意見を聞いて、今後、要望についてはまとめていきたいというようなことをお伺いしたところであります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) 町でいろいろ考えて、行動を、予算を立ててやっている割には、もらうほうはあまり真剣にやってくれとかというような要望が聞こえてこない。普通、支援を受けるほうが一生懸命、こうだからやってくれないかとかというのがあってもよさそうなものですが、そういうのはあまりないと。一所懸命、町で考えて予算を立てている。それが本当の姿なのかというのちょっと疑問がつかますけれども、ただ、言えることは、さっきも言ったように手詰まり感です。やっぱり今までお金をつぎ込んだ、国、町のお金ですね、人間に例えると、病気をしたと、手術をすると治るんだと。だけれども、痛み止めでしのげると、だんだん薬がいいものだといって飲んでいくと、それはただ単に、痛み止めの程度が大きくなっているだけで、根本的な対策にはやっぱりなっていないというんですか、これは一地方でやれるものでなくても、国はそういうことですよ。手を洗って、うがいして、人と会わない、食うな、出歩くな、家にいる、これしかないんですよ、実際は。

お金、足りないところは少しやるから、使って、こいつでしのいでくれと、今の宣言だって、理由の最初の一つは、医療崩壊が起きるから、まだ解除できないとか、そんなもので、もう国民も限界じゃないのかなというふうに思うんです。

私も医療の関係は全くの素人なんですけれども、この際だから、いろいろ見たり調べたり聞いたりして、一つは、偽陽性とか何かとか、いろいろあるんだそうですけれども、CT値とか、検査、PCRの検査もあるんだそうで、ちょっと高い、日本のはね、それはいいんで

す。町立病院でも、最初40とかと言っていたんですけれども、35でやっている。35というのは、12の倍々というか、35回かけるそうですけれども、それを検査をやると。今まで40でやっていたのが、35ぐらいにしましょうというような通達も来ています。医療機関とか、あと高齢者施設に、プール式でもいいと。

町立病院のほうは、プール式はできないんだそうですね、鼻から取るものですから、喉から取ると、プール式でもできる。CT値は40から35に引き下げていいというように、先月の1月の20日の日に通達が来ているということなんです、それはそれとして、安倍前総理が去年、辞任会見したときに、コロナに関してこう言っているんです。要は、今の現状で、コロナウイルスというのは、最初、非常にSARSとかMERSとか、ああいう程度に考えていたんですけれども、そういうものではないと。政令を改正して、下げますと言っているんですね。ちゃんとホームページに載っております。それで、同じ日に、コロナ対策本部決定事項ということで、去年の8月28日に出ているんですね。それは、政令を変えて、今のコロナウイルスを、極端に言えば、普通のインフルエンザに直しましょうというようなことで決定している。それをもとに安倍総理も言っている。

ただし、今の菅総理はそれを引き継いでくれないものですから、その検討がなされていないと。いろいろな人から聞くと、これは分からないですよ、いろんな人の意見がありますから、感染力は確かに、普通のインフルエンザよりも10倍ぐらい強いんだと。だけれども、毒性はほとんど変わりがないんだということで、今の現状を考えると、お金きくからとか何とか言ってももう限界、やっぱりコロナウイルスというものは、普通の風邪のインフルエンザなんだというような、これは、言っているのがそういうことなんです。

ですから、もう1回検討してもらって、やっぱり駄目だというんだったら、それはそれで、また対策を立てればいい。やっぱりいろいろな専門家からの話で、普通の風邪ウイルスと変わらないんだ。ただし、そういう感染があるから、いろんなことしなきゃならないんだけれども、人の動きはそういうことで、心配ないんだというようなことで、心理的に国民にアピールしてもらわないと、もうこれ以上お金をあげるからとか何とか言っても、やっぱり限界で、それには、我々みたいな一地方議員が一議会で言えるような話じゃないのは重々分かるんですけれども、それはやっぱり、地方から、県とかと一緒に、そういうものを検討してくれと。でないと、日本の心理的に、そういうふうに緩和してやらないと、人が動かないと。お金を何ぼかけても動かないと。そういう状況だと思うんですよ。

だから、いや、そんなことを言ったらと町長は今思っているかもしれませんが、そこま

でやらないと、何ぼお金かけても、この先見えないと思うんです。どうですか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員おっしゃるように、そういった局面を十分中央に示すべきでないかということだと思いますが、そういったことを、まず自分たちが実感しながら、そして、そういういろんな、議員おっしゃるように、地方の議員が一人で騒いでもというようなことがあります。まさに地方の首長一人で騒いでも、なかなかできないということで、そういった意味で、いろんな組織があるわけでありますので、その組織を通じながら、今後とも声を上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) これは、やっぱりマスコミも本当に悪いと思うんですよね。そういう記者会見をやっているに、マスコミがそれを取り上げて、やっぱり調べない、アピールしない。いるかどうか分かりませんが、別に非難するわけじゃない、そういう捉えに行ってもらいたいんです。今、陽性者イコール感染者になっているわけですよね。あれだって、本来は、陽性者ですよ、今、新聞等では感染者になっていますよね。厚生労働省では、陽性者の数ですよ。ほかのメディアでは、感染者になっていますよね。まだ感染していないんですよ。でも、陽性者でも感染者で、だから、そういうふうに2週間、医療機関に入院するとか、そういうふうになっているわけですよ。

しかも、今の二類の感染症、限りなく一類に近い、ということは、一類というのはエボラとかですね、ペストとか、そういうものですよ。それと同等扱いですよ。二類というのは、皆さんご存じ、結核とか、そういうものです。結核とかエボラの人が、自宅療養とか、ホテルで療養してくださいって、そんなことはあり得ないですよ。すぐにやっぱり隔離ですよ。それが、今現在は二類相当なんだけれども、指定感染症だからということで、すぐに入院、ですから、医療崩壊も起きている。

だから、五類というのは、普通にインフルエンザとか、あとは性病とかあります。そこに戻そうとしているわけですよ。だけれども、それを議論しないと。それは、犬の遠ぼえみみたいですけども、やっぱり言っていないと立ち行かないということで、ちょっと、何かあまり大きいことを言い過ぎましたけれども、申し上げておきたいなというふうに思います。

次の3番目、毎回毎回時間がなくなって申し訳ないんですけども、3番目というか、大きい2番目ですね、小学校及び中学校のデジタル化についてお聞きしたいというふうに思います。

現在、端末機の使用状況、あと、今後どのような形で使用していくのかお聞きします。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 それでは、佐藤仁議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、国のデジタル化の動きについて申し上げます。

令和2年9月16日に発足した菅内閣は、国全体のデジタル化を看板政策の一つに掲げ、3年9月には、国や地方行政のIT化などの推進を目的にデジタル庁を設置し、各組織でばらばらに導入されているITシステムの統一化をはじめ、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、さらには、医療や教育分野のデジタル化などに取り組むこととしています。

今後、教育分野においても、デジタル化がさらに拍車がかかると考えております。

まず、西川小学校及び西川中学校の端末を含めた現在のパソコンの使用状況と活用方法についてであります。

現在、西川小学校には、児童用としてノートパソコンが27台、タブレットが10台、西川中学校には、生徒用としてノートパソコンが40台、タブレットが14台整備されています。

ノートパソコンは、ほぼ1クラス分の台数がパソコン室に整備され、パソコンを使った授業を行う際には、パソコン室で行っております。また、タブレットは、校内であればインターネットの使用が可能ですので、数名で1台を使って調べ学習等で活用しております。また、教科書にはQRコードが記載され、紙の教科書とデジタル機能が融合されたものになっています。

令和3年度からは、1人1台の端末を使用できるように整備を進めておりますが、1人1台の端末を使用することで、一斉学習、個別学習、共同学習等、それぞれの学習形態で活用できると国ではうたっております。

1つ目の一斉学習では、これまで教師が黒板等で説明していたことが、電子黒板と端末がつながることで、一人一人の反応を把握することができるようになるため、児童・生徒一人一人と双方向型の一斉授業が可能となります。また、画像の拡大、縮小、書き込み、音声の読み上げ、それから動画等の活用により、興味関心を高めることが可能となります。

2つ目の個別学習では、これまで全員が同じ内容で学習を行っていたものが、別々の内容を学習できるようになり、また、学習履歴が自動的に記録されることで、一人一人の学習状況に応じた個別学習が可能になります。

3つ目の共同学習では、グループ学習での自分独自の意見が発信しにくいものがあったの

ですが、今度は一人一人が独自の視点で情報を集め、即時の情報を共有できることで、全ての児童・生徒が情報の編集ができ、多様な意見にも即座に触れられることができるようになります。

このように、学習の中で、1人1台の端末を使用することで、学習活動の一層の充実、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善を行うものとされています。

本町でも、ICT機器の効果的な活用ができるように、指導方法や指導体制の工夫改善の研究、研修会を行うこととしておりました。今年度の3月中には、小中学校の全教員を対象に、まず第1回目の研修会を実施することとしております。

今後、研修などを重ねながら、端末の授業での有効活用を進めてまいりたいと考えております。

また、緊急時における家庭でのオンライン学習や通常の家学習で活用するため、家に持ち帰ることも想定しておりますので、家庭での使い方のルールの整備を図るとともに、家庭での通信環境整備のため、保護者への説明などについても、今後、随時行っていくこととしております。

以上です。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) ありがとうございます。

それで、GIGAスクール構想で、今、端末をそろえたわけですけども、トータルでどの程度のお金がかかったかだけ、ちょっと課長、お願いします。

古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

安達学校教育課長 それでは、佐藤議員の今のご質問にお答えをさせていただきます。

GIGAスクール整備のために令和2年度に行ったものとしたしまして、通信ネットワーク整備工事です。こちらにつきましては、小中合わせまして891万円、端末につきましては、305台の整備としたしまして1,691万1,950円となっております。そのほか、端末のケースと、あと、電源キャビネット、合わせまして、合計で2,870万円ぐらいのお金になると思っております。

以上でございます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) 端末、通信設備は、環境は、1回整備すれば、そんなにお金かからないわけですけども、端末がリースなのかちょっと分かりませんが、これはやっぱり四、

五年すると駄目になりますよね。そうした場合に、今まで、教科書、紙の教科書はただです。今度、デジタル化になれば、紙とデジタルで併用していて、2019年の法律で改正になって、半分ずつ使ってもいいと。

今からどういうふうにやっていくのか、西川町で、分かりませんが、ただ、端末機に関しては、恐らく国で、あとは一旦お金を出せば、自治体でお金を出して、維持管理をしてくださいというふうになるのではないかというふうに心配されています。そこら辺の予定というか、状況というのはどうなんでしょうか。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 今のデジタル教科書等の質問についてですけれども、まず、児童用のデジタル教科書は、現在のところ使っておりません。文科省で考えているのは、2024年度からデジタル教科書も完全に無償化するというので、現在は紙の教科書とデジタル教科書を併用して使ってもいいという移行期でございます。

したがって、デジタル教科書につきましては、無料ではないので、現在のところ、教師用のデジタル教科書はそろえて、少しずつ教科によってそろえてはおりますけれども、児童用のデジタル教科書については、無償になるまで今のところ使う予定はないです。

それから、端末については、ちょっと現在のところではどうなるか、私のところでは分かっておりません。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） この前、有識者会議の結果が新聞にどんと、読売新聞で出ていました。やっぱり2024年度の教育の改定のときまでには、デジタル教科書の費用分担も加味して決めると。音声とか動画を入れるのは、その後だというふうなことも書かれています。

ただし、やっぱり端末に関しては恐らく地方自治体だろうということ、だとすると、年数置きながら、そういう予算を立てて、更新をしていかなきゃならないというのが一つ大きな問題がある。それをどういうふうにするのか。今、デジタルのは、その結果を見るまでにデジタル教科書を使う気はないというんですけれども、じゃ、何で端末行っちゃうんだとなるわけですよね。紙の教科書で十分間に合うので、あと3年も待っているのかということになるわけですよ。

それも含めて、半々がいいのか、全部にするのかということも、24年度までに決めるというふうにかかっていました。それまでに、西川町ではデジタルの教科書を入れないのかという、今のちょっと話だと、そういう感じに取れます。

いずれにしても、健康の問題もあります。非常に、韓国でなんかも、2008年からやっただけでも、5年ぐらいやったら健康被害が出てやめたとか、オーストラリア辺りでも、目の視力が落ちたので、もうやめた学校もある。

そういうことで、いろいろな識者、あと、お医者さん関係も、結構そういう、今からなのに心配してくるのも変かもしれないですけども、結構そういうふうなことで心配している方が結構いる。

それと、やっぱりその使い方、家に持っていった場合の、依存度が非常に高くなる。あとは、紙のほうが読解力がいいんだと、記憶力もいいんだと、デジタルよりもですね、そういうふうな分析結果もあるということで、非常に気をつけてやっていかなきゃならないというふうに思うので、これは上意下達で、国からの方針は、下のほうが完全に守らなきゃならないとか、各地方自治体の教育委員会の裁量もあるのかどうかちょっと分かりませんが、十分気をつけていただきたいと思うんですが、もう時間もそろそろ終わりですが、教育長が3月で勇退する、私知らなかったものですから、質問通告してから分かったものですから、これ以上、教育長に聞くと、さしさわりがあると危ないので、次の人もあるでしょうから、教育長には、私、議員になってまだ2年ですけども、教育長が役場にいることすら、私、知らなかったんです。学校教育課に行って、質問通告のときに、ちょっと見ていけばと言ったら、教育長いますと。教育長の部屋すらも分からなかったですね。行って、いろいろ話をさせてもらった記憶があります。

何か病院に行かなきゃならない予定もあったのも変更して、よく分からないような質問して、内心、思っていたと思うんですけども、非常にそういうふうな雰囲気も見せないで、非常に丁寧に対応してくれる。今でも感謝しております。

そういうことで、通告書を見ると、明日、教育に関しての通告書はあまりないようなので、今後の教育に対する思いとか、今までの思いもあると思うので、そこら辺を教育長に一言語っていただいて、締めただければというふうに思いますので、よろしく願います。  
古澤議長 時間でありますけれども、最後に伊藤教育長から今までの流れを答弁いただきます。

伊藤教育長 佐藤仁議員の教育に対するご心配で、熱い思いをありがとうございます。

今、説明したようなのは、いわゆる児童用のデジタル教科書を使わないでもできるやり方です。ですから、いわゆる、端的に言うと、ノート代わりにタブレットを使うというようなやり方で、それが、今の法律では、デジタル教科書をもし使ったとしても、紙と併用して、

時数の2分の1までしか使ってはいいということになっております。

これに関しても、平成30年の12月に、学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドラインというものが出ていまして、健康の問題とか、家庭に持ち帰ったとかの心配とか、いろいろありますから、それについても十分配慮するように、一応基準が定められております。

本町でも、間もなく端末が入るわけですが、家庭に持ち帰ったときのガイドラインとか、ルール等を今学校と話し合っていて決めておまして、できるだけスムーズに、やるならば、やっぱり、できるだけ効果を最大限に上げるようなやり方で進めてまいりたいと思っています。

デジタル教科書の功罪については、私も個人的には、ちょっと首をかしげるところがあるんですが、今やっぱり世の中が全部IT化になっているときに、それを有効活用していくという、より積極的な見方で、いいところを活用していく、やっぱり、その光と闇があって、闇のところはきちんと理解して、子どもたちのためにそれを解決していくような方向ということでできればなというふうに思っておりますので、いろいろ今までご指導ありがとうございました。

2番（佐藤 仁議員） 辞めたとはいえ、頑張っ、西川町の教育行政にこれからも貢献していただければなというふうに思います。大変ご苦労さまでございました。

以上で私の質問を終わります。

古澤議長 以上で、2番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

#### 散会の宣告

古澤議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時40分

令和 3 年 3 月 4 日

令和3年第1回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年3月4日(木)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
病院長	須貝昌博	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議会事務局長 補 兼 議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

#### 開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年西川町議会第1回定例会を開会します。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

#### 一般質問

古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

#### 佐藤耕二議員

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

〔7番 佐藤耕二議員 質問席へ移動〕

7番（佐藤耕二議員） おはようございます。7番、佐藤耕二です。

今日、町立病院長の須貝先生にお越しいただきまして、ありがとうございます。院長先生には、医療従事者と高齢者施設の従事者、また、関係者の方々を代表していただき、この議場にて、皆さんに代わって感謝と御礼を申し上げます。

さらに、議場にいる全議員と行政の幹部の皆さん、また、多くの町民の皆さんも同じように感謝の念を持っているということをつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症は、まだまだ収束の見通しがつかない日々であります。先生方には、これから忙しい大変な時期になると思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

さて、ワクチン接種に関して、町の現在の進行状況と対応をお聞きいたします。

最初の質問です。PCR検査の流れと町立病院に設置された陰圧室の利用状況をお聞きし

たいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

ただいま佐藤議員から、新型コロナワクチン接種への対応についてであります。初めに、町立病院の新型コロナウイルス感染症PCR検査について申し上げます。

令和2年11月2日以降、新型コロナウイルス感染症の相談、診察体制が、かかりつけ医主体に移行したことから、町立病院では、12月に陰圧ハウスを設置し、12月24日からPCR検査を実施しています。

また、2月からは、無症状の町民の方が希望により町立病院でPCR検査を受けられる場合、5,000円の自己負担で受けることができるよう助成しているところであります。

それでは、質問の第1点目についてお答えしますが、町立病院におけるPCR検査の流れと陰圧室の利用状況についてであります。

PCR検査には、発熱等症状があり、医師が必要と判断した場合の行政検査と、無症状の方が希望により検査を受ける2通りのパターンがあります。

いずれの場合も、まずは病院に電話をしていただきます。有症状の方は、症状の状態、発症日、行動歴、接触歴等をお伺いし、その後、指定された時間に来院していただき、診察、検査等を行うという流れになります。無症状の方は、予約日に来院していただき、検体採取をして検査を行っています。

陰圧室については、発熱外来として利用を行っており、12月24日の稼働開始から2月19日の間の状況として、PCR検査者数14人、うち無症状の検査者数4人、さらに、抗原検査キットでは11人の検査を行っているところであります。

現在の状況は、以上のとおりであります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） PCR検査ですけれども、昨日の一般質問の中で、12月24日から2月の末までに、たしか16名の方が検査したというふうにちょっと話聞いたような気がしたんですけれども、今14名とおっしゃいました。どちらでしょうか。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 ただいまの佐藤議員のご質問でございますけれども、町長がただいま答弁したのは、2月19日までの間の状況ということで、14名ということでございます。その後

に2名、無症状の方が検査をされたというのがありまして、昨日は、それも含めて16名ということで報告した次第でございます。

よろしく申し上げます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） この対象者なんですけれども、今説明がありましたように、まず、感染に不安のある方ということなんですけれども、3月からは、町外で生活する学生も対象になったというようなお知らせが回ってございました。この検査のときに、その理由は電話で確認するということなんですけれども、この検査の結果が出るまで、どれぐらいの時間がかかるんでしょうか。また、それは後で通知するのか、それとも、その日のうちに待っていただいて通知するのかちょっと教えていただきたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 検査の結果につきましては、現在、病院で備付けのPCR機器を使っておりますので、検査結果までの時間は、最短で1時間程度というようなことでございます。なので、検査を受けられた日のうちに結果が判明するというようなことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 分かりました。

今、町民の方には、先ほど町長からも答弁ありましたように、5,000円の検査費用で受けられるということで周知されていると思います。これは3月31日までということでお知らせにも載っております。

ただ、今、県のPCR自主検査センターが県立河北病院に設置されると、開設されるということなんですけれども、そのセンター開設後は、町ではその助成はどうなるのでしょうか。引き続き行うのか、それとも、河北病院なのか、お答え願いたいと思います。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいまの質問でございますが、3月31日までといたしましたものにつきましては、予算が3月31日までというようなことで書かせていただいているものでございまして、予算成立後は4月から行うというふうなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 行政の方は、予算が成立してからということで分かっているんじゃないでしょうか。3月31日までと、何回もこれお知らせで回っているかと思います。その辺の周知の仕方が、やはりもう少しきちんとしていないと、やっぱり必要なのは町民の方の理解だと思うんですよね。ですから、その辺はやはりもう少ししっかり考えて、周知の仕方をやっていただきたいというふうに思います。

陰圧室を設置されたわけですが、これ、陰圧室全体でどれくらいの経費がかかっていらっしゃるのでしょうか。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 陰圧ハウスにつきましては、山形県新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金を導入させていただいて整備をいたしました。陰圧ハウス本体につきましては550万円でございます。あわせて、陰圧ハウス内等の備品につきましては30万円ということで、計580万円ほど費用がかかっているというようなことでございます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今、補助金の活用をしておっしゃいましたが、補助金はどれくらいの額になるか分かりますか。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 補助金の総額につきましては、契約後の金額で、予算額といたしましては、1,938万9,000円でございます。実績として1,560万円でございます。

以上でございます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 陰圧室を設置する経費が合計で580万、補助金が1,500万ということで、その補助金は別な経費も一緒に入っているということによろしいですか。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 感染症対策ということでございますので、このメニューの中で、陰圧ハウス等も整備いたしました。その他、大きいものとして、待合室の廊下、土足用シート設置につきましては425万7,000円、待合室の長椅子整備262万1,000円程度支出をいたしております。

以上でございます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 分かりました。

前に一般質問させていただいたときに、院内の土足というお話と、それから、長椅子というお話をさせていただきましたけれども、それがコロナ関係の補助金で活用されて、実施されたということで、町民の方に聞いても、実は非常に好評で喜んでいるみたいですね。非常によかったなというふうに思っております。

陰圧室は、これはコロナ関係が収まって、当然、そのまま設置されるという理解でよろしいですね。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 恒常的な診察室の設置になりますので、今後も発熱外来として利用していくというようなことでございます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 分かりました。

次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問ですけれども、ワクチン接種に関しまして、いろいろ先生を含めまして、お話を伺いたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第2点目につきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種についてありますので、ワクチン接種につきましては、専門的な見地、医学的な見地から須貝病院長に答弁いたさせますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 追加答弁は須貝病院長。

須貝病院長 お答えいたします。

2月17日から新型コロナウイルスワクチンの先行接種がいよいよ始まりましたが、ここでワクチンにつきまして、おさらいの意味で少し説明させていただきたいと思います。

ウイルスや細菌などの病原体に対して人体は免疫力で対抗し処理します。病原体の侵入前に、人工的に積極的に免疫をつけることが予防接種であり、それに用いる薬剤がワクチンであります。

感染症は、免疫がなければ年齢に関係なく罹患し、流行の規模が大きくなりますと、低い重症化率であっても、重症者の数は増加します。

予防接種、つまりワクチン接種ですけれども、この目的のまず第1に、個人を守ることです。一人一人が感染にかからないと、それぞれの健康を守ることが最も重要な目的です。も

しかかったとしても、重症化を防ぐ効果もあります。次に、集団を守り、社会を守ることで、一人一人の免疫力が高まりますと、病原体は侵入しにくくなり、集団での感染症はぐっと減少してきます。感染が起きて、発病者が限られますので、学校での一斉休学もなくなりますし、高齢者施設での感染の広がりも防ぐこともできます。

つまり、社会全体を守るということで、これを集団免疫と言いますが、集団免疫があれば、予防接種を受けていない人までかかりにくくなります。

さて、現在接種中の新型コロナウイルスワクチンですが、アメリカ製薬大手ファイザー社によるもので、販売名はコミナティとなっております。昨年12月18日に申請がなされ、2月14日に国内初の特例承認を受けました。国際的な臨床試験で発症率を95%減らす効果が確認されたようです。

接種部位の痛みや腫れ、発熱、発疹などの軽度の副反応は、これは程度の差はあれ、どんなワクチンにも見られるもので、二、三日で軽快いたしますが、問題となるのは、重篤な副反応、急激なアレルギー反応でありますアナフィラキシーショックと呼ばれるものであります。令和2年12月14日から23日までの期間中、アメリカで同ワクチンの接種を受けた189万3,360例における有害事象の報告では、アナフィラキシー症例が21件、発症率は、初回100万回当たり11.1件で、死亡例はなく、症状発現時間は71%が15分以内、86%が30分以内とのことでした。20万人に1人という報告もあるようですが、いずれにしましても、この重篤な副反応にきちんと対応できるような態勢を取って接種すべきと思っております。

以前にも申し上げましたが、約3年前の平成30年4月19日木曜日から週末にかけてですが、ケアハイツでA型インフルエンザの集団感染がございました。職員の20名、そして、利用者40名が感染し、うち重症者7名が当院に入院されるという非常事態でございましたが、幸いなことに、死亡者が1人もいなかったと。これは、施設間の連携、それから職員の尽力もさることながら、死亡者が1人も出なかったということは、職員と入所しておられる方が毎年インフルエンザのワクチンを受けておられるんですね。このインフルエンザワクチンの効果があったからだと思っております。

昨日、3月3日現在で国内の新型コロナ感染者数は43万5,000人超、死者は8,000人超となっております。高齢化率が県内第1位の本町では、新型コロナの感染の重症化リスクも1位ということになりますので、できるだけ多くの町民の皆様、このワクチンの接種を受けていただきたいと思っております。

ただし、このワクチンも100%の効果があるわけではありませぬので、しばらくの間は従

来どおりの予防策である手洗い、うがい、3密の回避、そして、感染多発地域への往来の自粛を続けていかなければならないと思っております。

以上でございます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今、院長先生から、ワクチン接種に関して丁寧な、また、専門的見地からのご説明をいただきまして、ありがとうございました。

今の先生のお話の中で、やはり一人一人が確実にワクチン接種を受けることが大事なんだと。それが健康を守って、ひいては、高齢者施設の感染の広がりも防げるのではないかというふうなお話がありました。

また、過去にA型インフルエンザがあったというふうなお話、事例もお聞きしました。やはり、ワクチンの効果というのは非常に大きいものだと思いますので、今の先生のお話を町のほうも十分理解されていると思いますけれども、今後、これから町民に今度は周知徹底なくちゃいけない、どういうふうなことをするのかと。ただ、いつ何どき、どうですよということじゃなくて、やはり、そういうことを、先生のお話を加味しながらやはり周知する必要もあるのではないかなというふうに思いますので、行政のほうはよろしく願いしたいというふうに思います。

また、今、先生のお話の中で、重篤な副反応にきちんと対応できる態勢を取りたいというお話がありましたけれども、そうしますと、実際、接種のときは、町の場合は、町立病院の場合は、何名ぐらいの態勢で行う予定なのか、また、これは町の接種場所をどのように想定されるか、先生のほうからでよろしいんですけども、お聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいまのご質問でございますが、ただいま、65歳以上の高齢者につきまして、計画の検討をしているところでございますが、病院のほうと調整、現段階している状況でございますけれども、接種場所につきましては、保健センターと町立病院のほうで、医療的な対応も迅速にできるというようなことで、現在、その2つの場所を使ってというようなことで考えておるところでございます。

接種の人数につきましては、両方の施設で最大100名程度できるのではないかというふうなことで、現在検討しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 院長先生にお尋ねしますけれども、今、健康福祉課長のほうからもお話ありましたけれども、100名ぐらいと言っても、先生方、あるいは看護師さんの方は、どのような態勢になっていくんでしょうか。

古澤議長 答弁は須貝病院長。

須貝病院長 お答えいたします。

現在検討中のことですが、先ほど、飯野課長のほうからありましたが、場所としては、保健センターと、それと病院の1階ということ想定いたしまして、医師数をそれぞれの会場に1名割り振る予定でございます。また、看護師数につきましても、それぞれ1名は必要と思っております。保健師さんも加わっていただけるのではないかなと思っておりますが、いずれにしても、先ほども申し上げましたが、ほとんど重篤な副反応というのはないわけなんですけれども、例えばですよ、例えば、インフルエンザワクチンでも、これはあります。100万回に1.4回、それから、带状疱疹ウイルスというのがありますよね、成人にあるものですが、これでも5.9回ぐらいあります、100万回に。この新型コロナワクチンの場合は、当初は100万回に11.1回という発表がありましたが、最近の発表では、100万回に4.5回ぐらいとなっております。

だから、西川町で全町民で5,000人ほどの方々で、頻度的にはあり得ないような頻度なんですけれども、ただ、そればかりは分かりませんね。いつ起こるか分からない。しかも、発症時間が15分から30分ということですので、その間は経過を観察しなくちゃいけないと。しかも、密にならないで経過を観察が必要ということで、やはり、それぞれの会場に医師が2人と、看護師も1人ずつというのが必要だと思っております。

以上でございます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） ありがとうございます。

接種の優先順位の中に、16歳以下の方が含まれていないということなんですけれども、これは医学的な問題なのかどうか、その辺、先生、何かお分かりになれば、教えていただきたいというふうに思うんですけれども。

古澤議長 答弁は須貝病院長。

須貝病院長 お答えします。

16歳以下に対しての検討がなされていないというのが一番だと思いますね。日本国内で、先ほど申し上げましたが、このコミュニティに関しまして、申請がなされてから、国内でも臨

床試験、治験というのをやっています。160例の人数でやっています。このコミナティを接種した群が120例、コミナティを接種しないで、ほかの薬剤、プラセボというんですけれども、それを接種した例が40、合計160例という限られた人数であります。それにおいて有効な中和抗体が見つかって、副反応が同じ程度であったと、死亡例は1例もなし、アナフィラキシーも1例もなしということで承認されたわけですけれども、その承認申請の段階で、16歳以下の方々は入っておらないということでもありますので、妊婦も含めてですけれども、今、そういう試験も、全世界ではそろそろやられておる頃だと思っておりますが、理由はそういったことだと思います。

以上でございます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） ありがとうございます。

先生、もう一つお聞きしたいんですけれども、PCR検査の件なんですけれども、PCR検査をして、陰性というふうに判断された場合、陰性と判断されたら、その期間、どれくらい安心していただけるか、何かニュースなんかを見ますと、数日後にもう1回再検査したら陽性になったとか、いろんな話を聞くときがあるんですけれども、1回のPCR検査をやって、陰性でよかったと。ただ、その後、そのまま安心していいのかどうかというのは、ちょっと不安があるんですけれども、その辺いかがなんでしょうか。

古澤議長 答弁は須貝病院長。

須貝病院長 お答えいたします。

PCRの検査というのは、検査した時点における感染の有無、具体的に言いますと、RNAウイルスの断片を調べておるわけですが、確かに、PCR検査で陰性となれば、その時点では安心できますが、安心を担保するようなものではないわけで、感染というのは、ウイルスが、ウイルス病原体が、ほかからいつでも入ってくると。PCRが陰性だったから、じゃ、私たちは大丈夫だと言って、ぱっと3密のところに行って、たまたま陽性の方がおられたりすると、そこで新たな感染が起こってしまうと。

もちろん、その日は大丈夫かもしれませんが、PCRの検査は将来の感染の有無を担保するものではないということです。その時点における感染の有無ということだと思います。

以上でございます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） ありがとうございます。

質問の3番目に移りたいと思います。

新型コロナワクチン接種対策室ですね、これは15人体制で、15日に設置しました。担当の方は兼務で非常に大変だと思いますけれども、現在の進捗状況をお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 3点目の新型コロナワクチン接種の進捗状況についてであります。令和3年2月16日付で厚生労働大臣より、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、予防接種法附則第7条第1項の規定に基づき、本町の区域内に居住する16歳以上の者について、令和4年2月28日までに新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことの指示が出されたところであります。

町では、議員ご指摘のとおり、2月15日付で新型コロナワクチン接種対策室を設けまして、人事を発令したところであります。

町の役割としましては、接種の実施体制の確保、接種券、予診票、案内などの印刷、発送、相談体制等の確保がありますが、第1に、人的体制の整備として、迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、また、接種の実施の間、継続的にワクチンが確保されるよう、体制の確保を行っているところであります。

そして、第2に、新型コロナウイルスワクチンの接種を行うに当たり、既存のシステム等の改修を行いまして、接種対象者のリストを作成し、必要な書類を印刷、発送できるように準備の上、接種券、予診票、案内などの印刷、発送の作業を進めているところであります。

実際の新型コロナウイルスワクチン接種の体制及び方法につきましては、ただいま申し上げましたように、町立病院とも協議を重ねてきているところでありますが、近隣市町や医療関係団体等の状況も踏まえながら、情報を集めながら、今後、実効的な実施体制の構築や調整の検討も必要と考えております。

また、町民の皆さんから問合せなどを受ける体制、コールセンターなどを設置しまして、町民の方へ適切な情報提供や接種予約受付など、より具体的な体制確保を進めてまいりたいと思っております。

新型コロナウイルスワクチンは、生産や供給に関して不確定な要素もありますことから、接種開始の時期を具体的に見定めることは難しい状況にありますが、ワクチンの供給が始まった場合には、速やかに接種を行うことができるよう準備を進めてまいります。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 確かに今、日々、本当に変化があるわけですから、これは今の町長の答弁の状態だと思います。

1つお聞きしますけれども、今、町の中で、医療従事者、優先順位の話なんですけれども、医療従事者には何人くらい該当する方がいらっしゃるのか、また、65歳以上の高齢者の方は何人くらいいらっしゃるのか、あるいは、高齢者施設の従事者が何人くらいいらっしゃるのか、もし把握しているのであれば、教えていただきたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

最初に、先行接種になります医療従事者の関係でございますけれども、寒河江市西村山郡医師会のほうに取りまとめを行ってございまして、町立病院につきましては76名、歯科医師会の関係者につきましては9名、薬剤師会の関係者としても8名というようなことで、町内のほうでは把握しているところでございます。

65歳以上の高齢者の関係でございますが、令和3年度中に65歳以上となる者というようなことで、基準日2月1日で行いましたところ、2,375人というような人数で現在計画のほうを進めているところでございます。

その他、ケアハイツ西川、とこしえ西川さんなど高齢者施設の関係でございますが、問合せで確認したところでございますが、ケアハイツ西川さんのほうでは105名ほど、とこしえ西川さんのほうでは25名ほどが該当というふうなことで、こちらのほうで把握しているというふうな状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 優先順位に関しましては、国のほうから優先順位というふうに来ておられると思いますので、今現時点の状況なんでしょうけれども、今お聞きしますと、町のほうでは、医療従事者の方が100名まで行っていないということですよ。65歳以上は2,375人くらいと、高齢者施設の方は130人くらいということなんですけれども、2月24日の山形新聞を見ていましたら、河野行政改革担当相が、これは年齢順や地域ごとにすることは、各自治体で考えてもらうというふうに吟味しているという新聞記事がありました。高齢者施設の65歳未満の職員も接種対象に加えるというふうにありましたけれども、今、西川町の場合は、大きい市町と違ひまして、医療従事者の数、あるいは高齢者施設の従事者の数を見ましても、

そんなに多くはないわけなんですけれども、この辺は医療従事者の一種に高齢者施設の従事者の方も一緒に接種できないかなと思うんですけれども、やはり高齢者施設、今、東京辺りも大分減ったとはいえ、300人前後、院内感染、あるいは高齢者施設の感染が多いというふうにニュース報道されております。そんなことを考えますと、やはり、町の場合は、人数からいっても、そういう方法が取れないのかなと思うんですけれども、その辺の情報なんか、あるいは今現時点の考えなんかがあれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいまのご質問でございますが、現段階といたしましては、様々な状況が考えられるわけでございますけれども、ただいまの状況といたしましては、65歳以上を優先的にまずやっていくというふうなことで考えているところでございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） ちょうど今日の新聞を見ていましたら、厚労省からですけれども、訪問介護など在宅サービスに携わるヘルパー従事者を新型コロナウイルスワクチンの優先接種対象に加えると決めたと。市町村が判断すれば、もともと優先対象だった高齢者施設の従事者の範囲に含めるとということもあるわけなんですけれども、私、この記事を見るまでに、訪問看護在宅サービスの方というのはちょっと考えていなかったんですけれども、これは当然、医療従事者に入るかと思っていたんですけれども、そうではないということで、入るといような話もありました。

それと、山形県のワクチン接種室のほうに問い合わせしてみました。どういう状況なのかということで。そのお話を聞きますと、今、特例もあり得るとということなんです。接種室の話では、特例の場合は、主に離島なんか考えられるんだけれどもということでした。ただ、今後のワクチンの状況に応じては、そういうことも考えられるけれども、やっぱり、現時点ではということだったんですけれども、やはり、どういうふうな状況になるかはまだ全然分かりませんので、そういうことも想定しながら考えていってもいいんじゃないかなと、確かに周りの市町村も大事ですけれども、西川町本体として考えるというふうに考えれば、そういうことの人数的な、先ほど言いました人数的な問題も含めまして、やっぱり視野に入れながらやるべきじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 対象者の保護の実施についてであります。今、議員から説明がありましたとおり、非常に国のほうでもその対応がせっぱ詰まったような、そういった状況で、せっぱ詰まったというのはちょっと言葉が悪いんですが、非常に急な対応がなされる場合もあります。ですが、まずは、それぞれ各自治体に任せられる部分もありますので、自治体の、西川町の実態に即した、地域ごともありますので、そういったものも含めて、今後検討させていただきたいと思いますので、早急にそれは担当のほうにも指示しますので、よろしく願います。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） あまり時間がないので、もう少し質問があったんですけども、今回、コロナに関してはこれで終わりたいと思います。院長先生、本当にありがとうございました。

次の質問に移りたいというふうに思います。

令和3年度予算と第6次総合計画との関連性について質問したいというふうに思います。

3年度予算は、町長の3期目の最後の年であるわけです。当然、4期目も考えられるので、3期目ということじゃないんでしょうけれども、3期目12年目でもありますので、ここで町長の思いをお伺いしたいというふうに思います。

3年度予算は、コロナ対策や豪雨災害の復旧などで本当に厳しい編成になっていると思いますけれども、予算編成を終えての町長の決意、あるいは抱負などをお聞かせいただきたいというふうに思います。また、町長がその中で重要視した施策はどの事業なのかも併せてお願いしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 佐藤議員から、令和3年度予算と第6次西川町総合計画等についてのご質問であります。予算編成については、冒頭の、昨日の施政方針の中で約1時間にわたって、大変長かったです。ご説明しましたんですが、端的にご説明したいと思いますが、令和3年度の予算についてであります。令和3年度の予算編成に当たりましては、直面する新型コロナウイルス感染症に対する対策や豪雨災害の復旧への対応など、厳しい財政状況の中にありながらも、将来の活力とにぎわいのある、そして、町民が生き生きと暮らすことができるまちづくりに向かって、定住人口維持確保を最重要目標とした第6次西川町総合計画基本計画主要施策の推進、直面する新型コロナウイルスとの共存に向けた施策の展開、豪雨災害の着実な復旧、町として持続するための健全な財政の運営、この4つの柱を基本方針として取

り組んでおります。

特に、令和2年7月豪雨災害は、本町の歴史でも最大級の被害規模と捉えておりまして、その復旧が令和3年度中に集中するため、復旧を最重要課題として取り組んでまいりたいと思います。また、近年の異常気象により、このような災害が今後いつ発生するか見通しのつかない状況でありますことから、ある程度の基金は確保しなければならず、令和3年度については、各地区からの要望に対し、かなり絞らせていただき、我慢もお願いすべく予算を計上したところであります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、まずは感染症の早い終息を願うものでありまして、経済対策など、今後必要に応じまして、補正予算を編成して対応してまいりたいと考えております。

その中においても、後期基本計画の最重要目標であります定住人口の維持確保につきましては、令和3年度の最重要施策として捉えまして、みどり団地の第2期造成に着手するところであります。また、産業振興、生活環境対策、地域づくりと人材育成の分野についても、今後の財政運営を考えながら、相当絞った部分もありますが、それぞれの分野で予算を計上したところでありますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今、町長からお伺いしましたけれども、当然、施政方針と、それから、12月の佐藤仁議員の質問にも、今のような4つの柱というようにお話をいたしました。4つの柱で、そのうちの3つは、コロナ感染対策ですから、それから、もう一つは豪雨の復旧ですか、災害の復旧ですから、これはやむを得ないという言い方はおかしいんですけども、これは本当にきちんとしてもらわなくちゃいけない問題であって、それから、財政計画ですよ、これも今、基金なんかを見ますと、非常に厳しい状況になっているということなので、これもやっぱりしっかりしていただきたいと。

ただ、私が申し上げたのは、やはり12年間、12年目の町長ですから、これはぜひやりたいと、この施策は、今回、絶対これで終わらせて、きちんと後に筋道を立てたいというような思いがあるのかなというのでお聞きしました。今のお話の中で、定住人口の維持確保ということは、町長が6次総合計画からでもですけども、ずっと長年言い続けてきたことだと思います。その中でも今、みどり団地の2期工事の話もありましたけれども、これはあしたの全員協議会で詳しい話をされるので、あまり先走ったことは申し上げませんが、みどり団地の2期工事は、ずっと振り返ってみますと、30年の9月、決算委員会でしたかね、

そのときに町長が初めてこれに触れた記憶があるんです。これは間違いなく鮮明に覚えているんですけども、これでやっていきたいと、早急に結論を出すというようなお話をそのときにされました。

その後、その次の年、31年の9月の定例議会の一般質問でも、そのときはまた、時期を明示することはできないというような町長からの答弁があったと思います。今年、当然といたしますか、定住人口の維持確保のために2期工事をやるんだということで計画を立てていらっしゃるんですけども、私、これほど定住人口が大事ならば、みどり団地はもう少し早くすべきだったのではないかなと思って、これ、町長の目玉ではなかったのかと思っていたんですけども、その辺、町長のお考えをお聞かせ願えればというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 団地の造成につきましては、やはり町内から転出される若い人のこの団地にとどめるといような一つの大きな目標もあったわけでありますが、私が町長になった時点で、この団地につきましては、全面積を当初造成するというような計画であったんですが、まずは、1期、2期と半分ずつにして、そして、状況を見ながら、そして、どういった住宅を建設すべきか、そういったものも含めてすべきだというようなことで、1期、2期というようなことで、分割してこれまで進めてきた経過がありますが、1期の時点でも、用地の関係もありまして、用地のめどをある程度つけて2期目にということで、1期目で工事もやったんですが、なかなか厳しかったということもありまして、その後、2期目、今回のものにつきましては、2期目もある程度の水面下と申しますか、で用地の関係の状況を十分把握しながら2期目の具体的な造成に入るべきだというようなことで、そういった意味で公表がずれた部分もございますので、ぜひ、これはご理解いただきたいと思っています。

定住人口を確保するには、いかにこの西川町に、なかなかそれぞれの地域の中で、地域で親元で暮らせる、暮らすということにつきましては、今のこういった状況でありますので、非常にそれぞれ若い人は自立したい、独立したいという意向は強いということもありまして、なかなかできないわけでありまして、その際には、どうしてもこの町に住宅がない場合は、町外へ転出してしまうということでもありますので、そこで、この団地を造成すると。

それと併せて、これまでの住宅団地造成につきましては、特に、子育て住宅というようなこともあってであります。子どもがいる場合、夫婦でと、要するに、単身の入居者の住宅が非常に少なかった。睦合のコーポにつきましては、単身でも十分なんです。戸建てのものにつきましては、なかなかなかったということもありまして、そういった意味で、町外に

出られる方もおるということでありますので、そういった状況も踏まえて、今回、造成に踏み切った、用地の関係もそうですが、そういったことでありますので、ぜひ、ご理解をお願いしたいと思っています。

そして、3期目も終わりだというようなことでありますが、何か一つと申しますか、思いというような、そういったこともあります。私はこれまで、定住人口もそうですし、まず、これまで申し上げていますように、まちづくりに関しまして、まずは健康が第一だということで、健康管理、それについて、町がいかに関与するか、そういった意味での予防策、こういったものも含めて、「“キラリ 月山”健康元気にしかわ！」という目標を掲げながらやってきておりますし、これは持続すべきなのは当然であります。それと併せて、産業振興であります。産業振興につきましては、前々から申し上げていますように、どうしても担い手がないというようなことは、年間を通じた収入が得られないというようなこともあって、どうしても、サラリーマン、サラリーマンになれば、当然、この西川町でなくても住めるわけありますので、そうでなくて、やはり西川町の資源を生かした、そして、収入ができる、そういった体制をぜひともつくり上げたいということで、これまで施策を展開してきておりますので、そういった意味では、観光も、農業も、ある程度の前進を見られたかなと思います。まだ完結はしていませんが、そういった部分も含めてすべきだと思っていますので、そういった意味では、ある程度の、今申し上げましたように、前進があったというようなことでは考えているところでありますので、よろしくお願ひします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 一般質問すると、つい町長の揚げ足を取るわけじゃないんですけども、足りない部分ばかり取り上げているんですが、やっぱり今、町長からもお話があったように、いろんな成果も多くあったと思います。その中でというようなお話でお聞きしたんですけども、ちょっと時間がないので、次の質問に移らせていただきますね。

6次総合計画なんですけれども、これも8年目になって、本当に集大成の3年間、残り3年間になってきたんじゃないかなと思います。町長はこの策定のときに、山村自治体として存続をかけて、まちづくりに取り組む覚悟が必要だというふうに述べているわけです。現時点で、その達成度はどのようにお考えなのか、また、3年度予算に反映されている部分があるのかどうかお聞きしたいというふうに思います。時間がないので、簡単によろしくお願ひします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 達成度であります、どの程度の達成度かということは、比率、数字では言い表せませんが、ただいまのご質問にお答えして、産業振興、それから、健康づくりや、そういった面でのある程度の前進はあったと思いますが、まだまだ不十分な点があるということでもありますので、その辺をさらに検証しながら、今後の第6次、今度は第7次になるかと思いますが、そういった面での計画をきちんと策定していく必要があると思います。

ただ、やっぱりいろんな計画を立ててもそうですが、やはり住民、町民の皆さんのご理解をいかに得るかであります。要するに、いろんな考えを持った方もおりますので、そういった中で、一つの目標に向かって、町民みんなが一緒になってそれに取り組む、こういった関係をいかに作るかが非常に大きなものでありますので、この辺がまだまだ不十分な点だなとも思っています。

特に、これまで申し上げていますように、さっき言ったように、産業振興の関係で、農業やそういったものは、観光もそうですが、商業までにはまだ至っていない部分がありますが、そういった意味で、商業はやはり町民の皆さんのご理解があって、町内産品をいかに町内で買って消費してもらえるか、そういった意味での町民運動を仕掛けると申しますか、そういったものも含めて、今後、町民の皆さんといかに一緒になってできるまちづくりを進めるか、この辺だと思います。それと併せて、コミュニティーの醸成、充実、こういったものも含めて、今後やっていく必要があると思っていますので、よろしくお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今、町長のほうからお話がありましたように、農業振興では、啓翁桜の通年農業をしていくというようなことがありましたし、これもあと1ヘクタール、来年度造成すると、全部で36ヘクタールぐらいですかね、ほぼ1億円に達するのではないかとというようなことで、見通しが立っていると。

あるいは、観光振興に関しても、冬季観光を強化しているというようなこともありまして、通年観光できるんじゃないかという見通しも立ってきているというようなお話がありました。着実に進むものは進んでいるなと本当に実感いたします。

その中で、ちょっと時間がないんですけども、3番目のお話をさせてから、ちょっとしたいと思います。

3番目の最後の質問ですけれども、6次総合計画の実施計画は、3か年のローリング方式と、毎年見直していくんだというふうになっておりますけれども、見直した事業と内容をお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ローリングと申しますか、見直しにつきましては、毎年度、予算編成の時点で、それぞれの予算の事業を再検証しながら予算編成を行っておりますのですが、ただ、今年度、3年につきましては、大きなと申しますか、そういうものまでできなかったというのは、まずは災害であります。この災害だけでも、11億の事業でありまして、予算規模の約20%であります。そういったこと、さらにコロナのいかに町として対処するか、この2つの非常にこれまでにない大きな事業でありますので、この点に絞った形のようなことで、今回の予算編成がなされたわけでありまして、ただ、これまで地域づくり計画等々で、皆さんから、各地区からご指摘があった部分については、非常に残念ながらのでありますが、全てを計上することができない、毎年そうですが、特に今年度はそういった意味でありますので、ローリングという面では、今回は、具体的にといいますか、そういった面では、若干手薄な面があったというのは反省をしておるところでありますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。残り少ない時間ですが、よろしくをお願いします。

7番（佐藤耕二議員） はい、分かりました。

なかなか難しい問題もあろうかと思えますけれども、その中でやはり、町の行政の幹部の人たちが知恵を出し合いながら進めてきたというのは十分理解できます。

最後に一つだけちょっとお聞きしたいんですけれども、移住定住も非常に人口、定住人口のために大事だというふうにお話がありますけれども、この中で、2月の21日の山新をちょっと見ておりましたら、地域プロジェクトマネージャーという、そういうあれがあるということなんですね。これは、地方に移住して活性化のリーダーになれる人材を募集してやっていくんだというような記事がありました。やはり、定住人口には、移住者が今は欠かせない問題だと思うんですね。昨日の一般質問でもありましたけれども、地域おこし協力隊は1名のみというお話がありましたけれども、やはりそういう移住してくる方を積極的に受け入れる。ましてや、今、このコロナ禍の時代で、県をはじめ、そういうことが非常に施策としてあるわけですね。

このプロジェクトマネージャーも含めまして、やはり町としても、移住に関してもっと積極的になっていいんじゃないかなと思うんです。その辺がどうしても、いろいろ考えていらっしゃるんでしょうけれども、足りない部分ではないのかなと思います。今の定住人口、2月の初めで5,069人ですかね。もう本当に間もなく5,000人を切ろうとしている。今の割合で行くと、恐らくあと半年後には5,000人を、今の割合で行けば、切るのではないかなという

ふうに思います。そのような状況になっている中で、やはりきちんとやれるものは、施策としてやっていただいて、1人でも多くの方が来ていただければなというふうに思います。そしてまた、それが活性化になればと思います。

時間がないので、答弁は結構ですけれども、そういうことで、町のほうも積極的に進めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

古澤議長 以上で、7番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

佐藤光康議員

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

〔3番 佐藤光康議員 質問席へ移動〕

3番（佐藤光康議員） 3番、佐藤光康です。

議長、資料を配付させてもらってよろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

では、最初、今年の冬は大雪となりまして、西川町豪雪対策本部が設置されましたが、町民の暮らし、生活にも深刻な問題が生まれています。最初、町内の大雪による被害についてお聞きします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 佐藤議員の大雪から町民の暮らし、生活を守るためにということで、豪雪等についてのご質問であります。初めに、この冬の豪雪対策について申し上げますが、2月12日

の臨時会でも申し上げましたとおり、今年の冬は、12月13日から断続的な降雪が続きまして、12月17日には消防署西川分署前で積雪量が80センチメートルを超え、その後、連続して降雪が続くことが予想されましたので、同日、西川町豪雪対策本部を設置したところであります。

その後、年が明けてからも大雪が続き、防災行政無線による事故防止や啓発チラシの配布、町道や空き家のパトロールを強化するとともに、町道除雪路線の拡幅、雪崩防止のための雪庇処理などによる交通の確保、雪捨場の確保などを行う一方、高齢者の見守りや高齢者世帯等除雪支援事業、除雪ボランティア支援など、区長、町内会長、民生児童委員、消防団員等関係者の皆さんの絶大なるご協力により、雪害の未然防止に努めてまいりました。

町が観測しております町内4か所の観測所ごとのこれまでの最大積雪深は、海味地区が1月20日に117センチメートル、本道寺地区が2月18日に254センチメートル、大井沢地区が2月18日に268センチメートル、志津地区が2月19日に466センチメートルを記録しております。

それでは、質問の内容に入りますが、まず、大雪についての被害についてであります、人的被害につきましては、住宅等の雪下ろしや除雪車からの昇降時の転倒、さらには、凍結した路上での転倒など、これまで5件の事故を認知し、5人が負傷されております。

停電につきましては、これまで町内5地区で発生しておりまして、延べ停電戸数は約200戸、最大停電時間は約6時間でありました。

町道の規制につきましては、2路線で倒木による全面通行止めが発生し、最大通行止め時間は約1時間30分であります。

これまでの状況につきましては、以上のとおりであります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 大雪でいろんな被害が出たということで、私の周辺でも、雪下ろしで骨折したり、いろんなことが被害があったわけですがけれども、そういうのをできるだけいかに、私たちの仕事は少なくするかということが大きな課題になってくると思うわけです。

次、質問2に移ります。空き家の倒壊などによる町民の暮らしや生活の被害について質問いたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の2番目の空き家の倒壊などによる町民の暮らしや生活の被害であります、空き家の定義につきましては、住居及び店舗に供する建築物で使用されていないことが常態であるものとされておりますが、この定義に基づいた空き家の倒壊などは、これまで認知しておりません。

冒頭申し上げましたとおり、空き家の管理状況などのパトロールを実施する中で、また、町内会や空き家の近隣の町民の方からの連絡などを受けて、西川町空き家等の適正管理に関する条例に基づきまして、倒壊防止や通行の危険防止などのために屋根の雪下ろしをしてくださるよう、4件の指導書を発出したしまして、これまで2件で雪下ろしが完了したことを確認しております。

また、積雪が原因と思料される小屋1件と休止状態にある事業所の倉庫1件の全壊を確認しているところであります。

以上のとおりであります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 山形新聞の2月14日付の新聞に、西川町の男性のほうから山新のほうに連絡がありまして、空き家の除雪が何とかならないのかという大きな記事が掲載されました。この記事の中では、西川町の男性から、木造2階建ての空き家に大量に雪が積もった写真が取材班に寄せられたと。地域住民の安全確保のために何とかならないものでしょうか。朝は怖くて近くを通れない。何か起きてからの対策では遅いのではという、早急な対応を願っていたと書かれています。町では、どのようにこの問題について対応されたんでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤光康議員のご質問にお答えさせていただきます。

地元新聞社に掲載になりました町内、間沢地内の空き家の積雪、屋根の積雪、非常に危険な状態であるというような投稿がありまして、それを取材されて書かれた記事ということに対する私どもの対応についてでありますけれども、新聞記事のほうにも掲載になっておったかとは思ってございまして、私どもといたしましては、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、屋根に雪が積もりまして、通行される方や、あるいは通行車の害を及ぼすような危険な積雪が屋根にあるというようなことで認知した事例、事案4件について、指導書を発出したということでお答えさせていただいておりますけれども、その中の1件に、本件が該当いたしまして、雪下ろしをしてくださるよう指導書を発出しながら対応してまいったところでございます。

新聞に記事が掲載になった後にはなりますけれども、先ほど、町長の答弁の中では、4件のうち2件が雪下ろしを完了したことを確認しておるということで、この2件のうちの1件が本事案でございまして、雪下ろしが完了したことを確認しておる事案でございまして、

あわせて、新聞記事のほうにも掲載になっておったかと思っておりますけれども、私ども

といたしましては、通行される方、あるいは通行車に注意を喚起する落雪注意というような看板、新聞に掲載になったときは、たまたま周辺の雪も多かったときでございますけれども、随時巡回しながら、監視し、対応してまいったということでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 看板を立てたということは分かりましたけれども、所有者に連絡して除雪してもらったということでよろしいですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおりでございます、ただいま議員からもありましたとおり、所有者のほうに連絡して、指導書を発出いたしまして、雪下ろしをしていただいたと、こういうことで認識いたしておるところでございます。

よろしく申し上げます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 多分、山形新聞にこういう形で出す、取材班に話をすること、非常にやきもきしてしまして、危ない危ないと、町は何をやっているんだろうかということで、そこで解決すれば、わざわざ新聞なんかに送らないと思うんですね。そこら辺で、やっぱり機敏な対応ということが、町の対応が求められているんじゃないかというふうに思うわけです。ぜひ、そういうところで機敏な対応をしていただきたいというふうに強く願っておきます。

あと、それから見回りですね、空き家、倒壊しなくても、先ほどの間沢の空き家は私も見ましたけれども、特定空き家、危険な空き家ではない。だけれども、もう屋根から雪が落ちてきて危ないという、そういう空き家ですね。見回り体制というのは、大石田町辺りでは、各課で連携して、町内の空き家の危険な場所、屋根から落ちてくる雪も含めて、そういうのを見回っているという話がありますけれども、西川町はどういう形で、誰が見回りをしてるんでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

一義的には、空き家の危険状態を担当の事務事業といたしております私ども総務課のほう

で空き家を中心に見回りをしておるといことが、まず第1点でございます。あわせて、先ほど、町長のほうでもお答えいたしましたとおり、町道のパトロール、雪崩の発生の危険性、そういった形で、建設水道課のほうでも、町道をくまなくパトロールいたしておりますので、その中でも、該当するような、いわゆる町道沿いということがポイントになってきますので、該当するような状況の空き家があれば、当然、連絡は入るといことになってございます。

加えまして、地元の区、地区会、あるいは町内会などの方々から、私どものほうに雪がいつぱいたまっておるといようなことで連絡をいただくといこともございまして、そういった場合には、私どものほうでも現地を確認し、速やかに現地を確認し、先ほど来申し上げております指導書と、あるいは電話での連絡、お願い等々、再三いたしておるとい状況でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 後手にならないように、地区の方と連携を取ってもらいながら、しっかりとお願いしたいといことです。

具体的にちょっと例を挙げますけれども、資料の内部の写真をご覧ください。左側の写真は海味温泉西側の空き家です。私、これ昨日撮った写真ですけれども、行きましたら、風が昨日は吹いていまして、屋根が半分壊れているんだそうです。もうトタン屋根が風ではたばた昨日は音がしていました。一部上が剥がれているのが見えますけれども、この裏のほうに住んでいる方がおられまして、その間が子どもたちがよく通るといことで、今、通行止めにロープを張っているような話になっています。

数年前からこれが台風が来たり、大雪の突風なんかが来ると非常に怖いといふうな話を隣の方がされていまして。私も実際に見まして、壁が剥がれていまして、これはちょっと怖いなといことを感じました。特に問題は、ここ、子どもたちが毎日通る通学路なんですね。ですから、トタン屋根がぱっと飛んできて、子どもに当たったら一体どうなるんだろうとちょっと怖さを感じましたけれども、町では多分、町ではこの状況をつかんでいると思えますけれども、どうい対応をなされているんでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

ただいま、議員からご指摘がありました大字海味地内の空き事業所と申しますか、本事案

につきましては、私どものほうでは、昨年の10月の末、11月頃に認知いたしまして、議員からもただいまありましたけれども、雪が降る前にはロープ等を周囲に張りながら、危険でありますので、通行気をつけてくださいと注意喚起を申し上げてまいったところでございます。

加えまして、議員からただいまもございましたように、西川小学校の児童の通学路と、朝晩の児童の通学というものがございます。そういったこともありますので、小学校の生活安全対策協議会ということで、各種団体の方からお集まりいただいて、年に2回ほどですか、開催している会議がちょうど秋にもございましたので、その席上でも、皆様方のほうに現状をご説明申し上げて、注意喚起を行っておるということでございます。これがまず第1点でございます。

加えて、議員ご存じと存じますけれども、本事案に係る所有者は不在でございます。この案件に対する所有権を有している方は存在しないと。いわゆる法人が、所有されておった法人が清算手続を完了されまして、不存在法人となっている事案でございます。本来であれば、非常に難しい場面であるんですけども、私どもといたしましても、重々承知をしながらも、旧法人の方のほうに、文書等で1回、2回と、雪降る前に指導書、お願いを申し上げてきた経過がございますが、音沙汰はございません。

空き家の問題になりますと、常々思うんですけども、12月の一般質問、定例会の一般質問でもお答えさせていただいておりますけれども、本町において、将来的に大きな課題となってくるのは、不在法人の事業所跡地、こういったものをどう対応していくかということが非常に大きな課題になってくるんじゃないかなというふうに思っておりますが、そういった形で対応するのか、あるいは利活用するのか、何といたしても、町の財産でもございますし、先ほど議員からご指摘のありました地元新聞の記事のほうにも、責任はあくまでも家主ということで、管理は家主というのが現段階の原則でございます。そういった関係から、今後、空き家基本計画とか空き家対策の計画とか、そういった形の検討を進めていく中で、そういった法人が存在しない町内の事業所、町内の事業所の跡地でも、議員ご存じのとおり、管理されている方が明確な事業所跡もございますので、そういったのは当然それといたしまして、法人が存在しないこういった案件について、どう対応していくかというのは、将来、本町にとっても大きな課題となってくると思いますので、空き家対策基本計画等、今後、これまで考えてきたことを積み上げながら検討していく課題の一つとしても出てくるのかなというふうに考えているところでございます。

申し上げましたとおり、近隣の方に注意を呼びかけながら、旧法人の連絡先のほうには文

書等をお願い、指導をいたしておるということで対応してまいっておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 学校のほうに注意を喚起されたと。だけれども、子どもたちは毎日あそこを通っているわけですね。町民の安全や命を守るのが町の仕事、最大の仕事だと思いますね。それを、今日も子どもたちがあそこを通る。今日は晴れで風もないでしょうからいいでしょうけれども、私は昨日通りましたけれども、トタン屋根がばたばたとしていました。こんな状況で、そのままに放置していったほうがいいのでしょうか。

今日、山形新聞が見えられていますけれども、町長、何か子どもたちの命、安全、生活を守るために何か一言お願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員のおっしゃることは十分承知しておりますが、まず今、総務課長からありましたように、対象となる物件につきましては、非常にいろんな課題もありますし、経過もあるというようなことありますので、やはり、安全安心を守るということは、これは町の使命であります。そういった意味でのこれまでの町ができ得る部分についてはやってきておりますが、今後、空き家対策も含めて、その辺は、例えば代執行等も含めてだと思っておりますが、現在の状況ではなかなか手を加えることはできないわけありますので、そういった意味での手だて、こういったものも含めて、空き家対策も含めて、後の質問もあろうかと思っておりますが、空き家の計画、対策の計画等についても、今後検討しておりますので、それを含めてだと思っております。

こういった物件は、この物件だけでなく、吉川のサトウ商事も片屋根が潰れているというような状況もありますので、そういったものも含めて、全体的に改めてと申しますか、対応すべきだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 空き家計画をつくってからでは遅いんですね。もう今日、明日の問題、保護者の皆さんも本当に心配されていると思うわけです。応急措置とか、何かできないでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 空き家の危険な状態になってきた場合の対応といたしまして、議員から、た

だいま具体的な言葉としてご発言がございました応急措置、そしてさらには、先ほど町長が申しあげました代執行という形の手続があるというふうに認識いたしております。

ただ、相手方がいないというようなこともあるんですが、応急措置、代執行、いずれにいたしましても、議員ご案内のとおり、かかる経費につきましては、相手方のほうの負担とするということになってくるわけでございます。こういった相手方が存在しない法人等で、存在しない案件の負担について、なかなかこれは請求しても、回収できる可能性というのは極めて低いというような感じもいたしますので、私どもといたしましては、令和3年度の予算案の中に、空き家対策の審議会の関係の回数を1回ほど増やししながら、そういった第三者、専門家、弁護士でありますとか、あるいは建築の専門家でありますとか、そういった方の意見も聞きながら、できないのかなというふうな形で検討はしていくというような形で現段階では考えているところでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） かかる経費は相手負担だと、それは分かります。ですが、今危険なところを町のお金を出してでも、やらなくちゃならないという、それは町民の方、皆さん納得するんじゃないでしょうか。やはり、今危険なところですから、それはもう先の話、空き家計画云々は先の話で、今危険なところは、何らかの方法を探して、もうしなくちゃならないというのはもう町の責任じゃないでしょうか。そういう危機感がちょっと感じられないんですけれども、町長、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 この件については、相手がないということもあるわけではありますが、私ども、ちょっと法律的には疎いのでありますが、そういった物件については、まず、裁判所なり弁護士等と相談しながらすべきだと思っていますので、その辺は、今日、議会が終わってから、後から、担当のほうでもお話ししながら対応したいと思っていますので、よろしくお願いします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） やはり、子どもたちや町民の安全がかかっていますので、ぜひ早急に対応をよろしく願いいたします。

その写真の右側がケーシーフレームの写真です。昨日撮ったものです。海味のケーシーフレームです。雪で倒壊しています。雪で覆われていますので、どこまで壊れているかよく分からない状況になっています。ですから、付近の住民の方は、雪が解けて、これがどんなふう

うに壊れていて、風が吹いてきたりしたら、一体どうなるんだろうという、非常に心配されています。これは一体、町ではどういうふうに対応なさるのでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

今度は、海味地内の、先ほど町長がお答えいたした中では、休止状態にある事業所の倉庫1件ということでお答えいたしておりますけれども、これに当たる事案ということで、私どものほうでは認知いたしておるところであります。

私どものほうで、この倉庫の倒壊を確認、認知いたしましたのは、2月11日、祝日の日でありました。近隣の住民の方から、役場、そして、総務課の担当者のほうに電話で連絡がありまして、私どもといたしましては、その日、2月11日の日に対策を講じたのは、電気事業者に対しての連絡であります。いわゆる、この倉庫について、当然、所有者がはっきりしていれば、そこにすぐ連絡するということになるわけですが、議員ご指摘のとおり、休止になっている事業所というようなことで認知いたしておりますので、電気事業者のほうに連絡をいたしまして、電気が入っていないかどうか、その確認をお願いしたところでございます。

電気事業者のほうでは、その日のうちに、電気を国道の脇にある倉庫でございますので、国道地域に立ってあります電柱からの電気を送らないように緊急措置を取りまして、その後、電気事業者の話では、使用契約者のほうに連絡を取って、切断すると、こういうことになりました。

その使用契約者、これには連絡つかないんじゃないかということをお申し上げましたところ、連絡がつかない場合は、電気事業者の責任としてやれると、こういうことでしたので、そういった形で、電気の問題については解消になっているというようなことで認識いたしております。

加えまして、通報をいただきました近隣の方、加えて、近所で事業を営んでおられる方のほうにも経過と今後の予定とをお話ししながら、これから雪解けの時期で、十分に注意をいただきながらお願いしますと、何かあったら、私どものほうにご一報くださいと声かけを行っております。

その後でありますけれども、この休止の状態にある事業所につきましては、議会のほうでも、これまで申し上げておりますけれども、現在、法人としてのいわゆる清算ですか、そういった手続を進めている法人ということでもありますので、清算手続の準備を行っていただいている弁護士のほうに、私のほうから連絡いたしまして、今年の山形の降雪の中で、本町の

西川町海味地内にある本社敷地内の倉庫が倒壊しておるということで連絡を申し上げまして、加えて、代表者の方のほうにも、先生のほうから連絡方よろしくお願ひしたいということで申し上げておるところでございます。

そういった形で、これまで、2月の間に本事案については、私どものほうで対応いたしておるということでご理解をいただきたいと存じます。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） いろいろと調べたら、電気関係がちょっと危なそうだったけれども、それは安全に一応やったという、町でやったということになるわけですね。ですから、いろいろ、要するに、生活が壊れないように、この付近の方の安全を守るために、先ほどの話と同じですけども、しっかりと町であらゆる手を使って、町民の生活、安全を守っていただきたいと強く要望しておきたいと思ひます。

先ほどから、空き家対策で、空き家対策計画をつくるような話が今ちょっとありましたけれども、やはり、ほかの市町村では、県が主導している空き家等対策計画ですね、どんどんつくって、いろんな補助金なんかも出しながらやっているわけですね。

資料の表のところを見てください。寒河江市の老朽化空き家補助金が一番表紙に出ています。空き家計画をつくりまして、不良住宅住居タイプは上限50万を出すと。これが今、今年度、寒河江は4件実施したそうです。下のほうは、空き家住宅住居タイプは上限30万の補助を出すと、これは8件だそうです。

空き家計画をつくるとどうなるかということ、左側に、開いてもらって左側のほうにありますけれども、これは空き家対象地域、空き家等対策計画に定められた空き家に関する対策の対象地区ということで、町が空き家計画をつくれれば、対策計画をつくれれば、これが適用できるということです。対象施設は不良住宅、これはもう条件なしに不良住宅だそうです。それから、空き家住宅、地域活性化のために供されるもの、空き建築物も地域活性化のためにということでついています。ですが、不良住宅はそれがついていない。ですから、完全な不良住宅は、一番右のほうで民間とありますね。国費、国から5分の2、地方公共団体5分の2、民間5分の1ということで、国から5分の2の支援金、補助金を引っ張ることができるという仕組みになるわけです。

寒河江の場合は、50万円の補助を出していると、上限ですね。ですから、50万の中には、国からの25万円、市からの25万円が入っているということになります。

ですが、空き家、下の上限30万というのは、不良住宅はこういう補助が国から引っ張れるんだけれども、不良住宅にならないやつは、この国から引っ張ることができない。空き家計画をつくっても、国から補助をもらえないということになっています。ですが、寒河江は、空き家をこのままにしておけないということで、一応、市の持ち出しということで、上限30万で出しているということになっています。

それから、今年の1月5日、大石田町の空き家除去が山形新聞に出ていました。空き家計画をつくったと。アンダーラインのところですけども、所有者による撤去が困難な場合には、物件の寄附を受けて、物件を町に所有を寄附してもらって、町で直接除去したということです。その跡地は雪置場にして、国から2分の1の補助を受けたと。

あと、下のほうのアンダーラインは、原則として所有者が行わなければならない。計画は所有者による撤去の目標を15件と設定し、20年に1件は実施された、所有者は費用の10分の8の補助を受けることができる。これも寒河江と同じような仕組みになります。ということで、空き家計画をつくれれば、不良住宅を除去する、解体除去するお金の補助は国から引っ張ることができるということによろしいですね。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

ただいま議員からご指摘ありました不良住宅、これにつきましては、議員ご指摘のとおり、国からの補助があるというふうに私どものほうでも、県の担当課、建築住宅課のほうに確認いたしておるところでございます。

ただ、この不良住宅というものの認定につきましては、当然、議員も今、ただいまご指摘いただいているとおり、一般の空き家とはまた異なりまして、極めて危険な状態になってくるという形になっておりますので、そういった不良住宅、特別措置法、空家等対策の推進に関する特別措置法の中では特定空家という指定の制度もございますけれども、これと同じぐらいのまず危険度になる必要があるのかなというふうには認識いたしております。

以上であります。よろしく申し上げます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今、不良住宅に関しては、計画をつくれれば国から補助金が出るということをお認めになられましたけれども、やはり、私も何度かこの空き家計画についてずっと、一昨年から質問してきました。町の答弁は、一貫して国からもらえないと、公共に使わなければ出ないということをつつと言いつけてこられました。

私も県に何度も電話しまして、お話をお聞きしました。明快です、県の答えは、出ますと、空き家計画をつくってください、不良住宅も出ますと。

ですから、私も、町で聞く話と全く違って、どうやったら町の方に理解してもらえらるうと不思議で仕方ないですね。非常にがっかりしました。

ですから、これだけ何度も私が空き家計画に関して、この問題で質問してきましたけれども、やはり、1回、県に問い合わせるとか、そういうことも、そういう、私は一応住民の声を取り上げて発言しているわけですから、それを全くこの県にも確認しないと、1回ぐらい誰だって間違ふことはあると思うんですよ。ところが、ずっとそれを言い続けるということは、やはりこれはあまりにも不誠実だと私は思わざるを得ないんですね。

やはり、今、町にお金がないと、それはみんな分かっていますよ。いかに国から補助金をもらってやるかということが、やはり職員の皆さんの大きな力に、職員の皆さんの力にかかっているわけですよ。ですから、そういうところでしっかり皆さん方も勉強していただいて、やはり、もっと町民に寄り添って、しっかりとお願いしたいと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員ご指摘のとおりだと思っております、大変申し訳なく思っておりますが、私も若干勘違いしておった面もありまして、除却、要するに、空き家を解体した場合は、空き地が、跡地が地域活性化のために供されるというのが頭にこびりついておりまして、そういった意味では、解体しても、どういった活用の仕方があるのかとか、そういった面で混乱したこともありますので、そういった意味で、今後、担当のほうにも指示しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番(佐藤光康議員) ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

空き家に関してもう1点ですけれども、町の調査結果が町報に出ましたね。前回の町報に出まして、2019年には空き家が122戸あると。2017年に94戸と書いていました。ですから、2017年から19年にかけて、30戸近く空き家が増えたということに、前回の町報に出ていました。これだけ空き家が増えている原因というのは何だと思われますでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

空き家が増えている要因、これは様々なことが考えられると思ひますけれども、いわゆる

生活の様式も変わっておるといふこともあるのかなと思っております。いわゆる高齢者の方が亡くなれば、その息子さん、娘さんたちは別のところで生活されていて、亡くなられた後の住宅がそのままになっているということも一つかなと思います。

加えまして、あと、やはり事業所の空き家等々も、先ほど来申し上げているとおりありますし、店舗の空き家というものもございます。そういった形で、高齢者の方が亡くなられて、その後の空き家という状態も大きいのかなというふうには、一番大きいのかなというふうには認識いたしております。

ただ、私どものほうで、先ほど議員からもありましたように、町長も答弁いたしましたとおり、不良住宅、これにつきましては、議員ご指摘のとおりでありますけれども、やはり不良住宅というのは先ほども申し上げましたけれども、極めて危険な、倒壊の状態になるというようなことで、この危険な状態になる前に、空き家として空いた段階で、比較的早い時期に利活用の方法としては、空き家バンクという制度もあります。

あるいは、先ほど来申し上げておりますように、空き家対策基本計画策定検討の中で、町単独費、いわゆる、ただ一般的な空き家については、議員もご指摘のとおり、国庫の対象にはならないということで、なるのは公共的な利用に供される場合という条件がございますので、そういったことも含めながら、単独費、町の単独費としての空き家の解体除却助成、そういったものもできないかというようなことも検討していかなければならないのかなと。

いわゆる不良住宅、あるいは特定空家等危険な住宅になる前の利活用、あるいは除却処分等が重要なことというふうには認識しておりますので、町単独の解体助成、そういったもの、あるいは冬季間の除雪、屋根からの雪下ろし対策経費の助成なども、空き家対策基本計画を策定する中では大きく検討しなければいけない課題かなというふうには認識いたしております。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今、課長が言われたとおりだと思います。空き家対策計画をつくって、やっぱり空き家、貸せるものは空き家バンクで登録してやると、できない場合は早めに解体除去するという空き家の総合的な計画をやはりつくる必要があるというふうに思うわけですね。

特に西川町、どこもそうでしょうけれども、空き家バンクは政策推進課、そして、空き家解体除去は総務課の危機管理と分かれていますので、そういう、どうしても分かれてしまっ

ているわけですから、総合的にこの計画をつくっていくということが非常に大事だと思います。

特に、コロナ禍の中で、今、地方が見直されているわけです。ですから、地方に移住したいという方も結構おられます。先日、大井沢の地域おこし協力隊の方に会ってお話ししましたら、雪が降るのが大好きだと、雪が大好きだと言うんですね。この方は引き続き大井沢に住むような話をしていましたけれども、そういう方も結構いるわけですね。ですから、やはり空き家バンクなんかもどんどんうまくPRしながら、今からやっていく必要があるというふうに思うわけです。そして、もう使わないと、空き家バンクはしないという場合は、もう早めに解体してもらおうということが大事だと思うわけです。

一昨年議会で、空き家問題で私が質問したとき、不良住宅というか、空き家解体補助金は、今、寒河江、西村山で解体補助金を出していないのは、もう西川町だけになります。大江町は50万、朝日、地元業者を使えば70万、そして、寒河江は先ほどの50万、今、河北町は今年度今作成中で、今出てくると思います。ですから、やはり必要だと。

一昨年質問したときは、町長はこういうふうに言われたんですね。空き家を置いて、ほかの市町村に転出されているような事例が非常に多いと、空き家になる原因ですね。家族が寒河江に出て行って、全員出て行って、空き家が残ったという場合が多いと、そこに何で解体の補助金を出すのだという、町のお金を出すのだというふうな意味のことを言われたと思います。

ですが、私の周辺の地域の周辺を見ましても、子どもたちは町外に残念ながら出て行ったと。それから、兄弟も皆、町外に出て行ったと。だけれども、自分の先祖の畑や田んぼ、うちを守るために、私は必死になって、今まで頑張ってきたと。野菜なんかを子どもたちに送っていると。そうやって頑張ってきたと。だけれども、いずれ亡くなる時が来る。私もそうですけれども、そういうときは必ず来るわけですね。空き家が残った、その誰がするかといえば、町外の子供たちとか、兄弟とかとなってくるわけですね。非常に重たい負担になって、なかなか進まないという現状があると思うわけですね。

ですから、やはり一生懸命自分の土地を守るために頑張ってきた方に、空き家、できるだけ解体してくださいということで補助金を出すということも、当然あっていいのではないかなと思うんですね。

ある方はこう言われました。空き家を除去するためには数百万かかると。もうなかなか数百万は踏ん切れないと。だけれども、金額が少なくても、町から誠意があれば、少しでも出

してくださるような誠意があれば、後押ししてくれるような気持ちがあれば、俺だって、やっぱり、町が頑張っているんだから仕方ないと、頑張るしかないよなという話をしていました。全くそのとおりだと思います。町長、今の町民の声にどう応えますか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 さきの議会の中で、町外に出られた方は町の税金を使う必要はないなどと言った覚えはないというあれなんです、これまでのそういった空き家等も含めてであります、この後、高齢者の雪下ろしの関係もありますが、以前は高齢者の雪下ろし等々の除雪につきましても、近隣に、管内に子どもさんがおれば、子どもさんの責任でやってほしいというようなことで進んでおりまして、できればですが、これはこの後の計画の中で議論してまいります、できれば空き家は危険な状態でない状況にあれば、維持管理はやはり親御さんがいなくても、子どもさんが維持管理は町外に出てもやるべきだと。そうしなければ、全て町ということにもいきませんので、そういったことで対応していただいでいくべきだと思っております。基本的には。

ただ、どうしても危険だというようなものについては、町がある程度の支援は、議員おっしゃるような支援策はすべきだというふうに思っていますが、もう少し検討させていただきたいと思っています。

以上です。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） ぜひ、町の誠意を見せてほしいという町民の願いに、ぜひ応えていただけるよう、よろしく願いしたいと思います。

次、質問3、高齢者などに屋根の雪下ろしの支援について、お願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 高齢者の屋根の雪下ろしであります、この支援についてであります、今年の冬は、昨年と大きく打って変わって、非常に多い豪雪でありまして、町民の方々は、雪下ろしや除排雪作業など、負担のかかる生活が続いておるところであります。

町では、高齢者の雪下ろしの支援について、自力で除雪できない高齢者や重度障害者等の世帯の方の安全で安心な自立した生活を確保するために、高齢者世帯等除雪支援事業補助金制度を創設しまして、除排雪経費の軽減を図ってきたところであります。

ご存じかと思いますが、補助制度の交付対象世帯につきましては、町内に住所を有する自力で除雪できない高齢者等の方で、65歳以上の高齢者のみの世帯、重度障害者のみの世帯、

または町長が特に必要と認める世帯で、所得税非課税世帯であることを条件としまして、屋根の雪下ろしについては、平成25年度までは、先ほど申しましたように、一親等の親族が寒河江市、西村山郡管内に居住している場合は、特別な事情を除き、雪下ろしの交付対象世帯には該当させておりませんでした。26年度からは、その要件を廃止しまして、交付対象世帯で居住している住宅に限り、除排雪経費の5割を補助しておりまして、他市町と違うと申しますか、よりはよいと申しますか、人数及び回数の上限は設けておりません。

これまでの豪雪で、12月から1月にかけて、これまでにないような予算の執行となっております。今定例会に提出しております補正予算の中で追加をお願いしているところであります。

なお、豪雪の中で、各地域の民生児童委員の皆さんには、度々、高齢者世帯等の見回りや声かけなどをお願いしておりまして、連絡や情報をいただくなどしておりまして、この件に関しまして、深く感謝を申し上げる次第であります。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） ちょっと1点だけ、居住していることが条件になるわけですね。こういう事例がありました。今まで支援をいただいていたと、非常にありがたいと。ですが、急に体の具合が悪くなって、町外の息子さんのところに冬だけちょっと行くことになったと。春になったら戻ってくるというつもりでいたと。ところが、おまえ居住しないんだから、もう打ち切りだと言われたんだそうです。

でも、春、それはあまり、体が具合が悪くなって町外に行って、春にすぐ戻ってくるわけで、今まで支援されていた方が、一時的にそういう場合になっても、打ち切るということがないように、打ち切るというのはあまりにも薄情に思うんですけれども、それは引き続きお願いするということによろしいですか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、議員からご指摘ありましたように、冬だけ住所と申しますか、居所を移される方もおるかと思いますが、それと併せて、もう一つ、ちょっと検討すべきだと思っておりますのは、要するに、高齢者施設に入所されている方、これは住所地はそれぞれの施設に住所を移すわけでありまして、西川町から住所がなくなるというようなことで、この部分が今まで空白の部分があったと。

特に、先ほどありましたように、間沢の案件がまさにそうです。間沢の案件は、1人住ま

いで、その方が高齢者施設へ移ったと。西川町に住所もなかったというようなこともあってありますが、そういった面で、若干町の対応のまずさもあったかと思いますが、そういった面で、今おっしゃった部分を含めて、要するに、生活の本拠地はどこなんだというような、そういった視点からのもう1回、補助制度の案件を見直したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） ぜひ、ご検討をよろしくお願いいたします。

あと、除雪ボランティアについてです。今、本当に高齢化していまして、本道寺地区会報を先日もらいましたけれども、この中にも、もう除雪ボランティアをやってきたけれども、非常に高齢化が進んで、できる人も限られてきたと。本当に早晚行き詰まってしまうんじゃないかという話を書いています。ですから、やはり今、なかなか厳しくなっています。

例えば、こういうのがあります。山形県令和2年広域除雪ボランティア活動支援事業ということで、町外の方からボランティアに来てもらうと。そして、宿泊代、県で出すと。交通機関の分も県でお金を出すということで、そういう支援事業もあるということですね。

ですから、雪国宣言、日本一宣言しているわけですから、そういうところで雪下ろししてみませんかとかということで、今、コロナでなかなか厳しいわけですが、それも収まればということもありますけれども、そういうこともぜひ頭に入れてもらって、もう少し交流していくような形にぜひしていただきたいと思います。

もう時間ありませんので、デマンドタクシーについてです。デマンド型乗合タクシーは非常に人間と沼山で今、実証実験を行っていますけれども、大変喜ばれています。ある方は、うちまで吹雪の中でもタクシーは来てくれたと。本当にありがたいと。普通だったら、バス停まで歩いて行かなくちゃならないんだけれども、本当にありがたいとか、あと、バス停500メートルあるんだけれども、そこまで行かなくてもいい、自分のうちまで来てくれると本当にありがたいという声が今上がっています。

時間もありませんので、今までの実証実験の経過とこれからの方向について、まとめてお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 現在の状況でありますので、担当課長のほうからご説明させますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 現在の状況でございますが、令和3年の1月末現在の利用登録者につきましては、40名の方から登録をいただいております。そのうち、運行回数につきましては、累計で43回、実人数が50人というふうになっております。目的地から利用者の方の自宅までの復路の利用につきましては、29回、34人の利用状況というふうなことでございますが、通院が利用目的のほとんどとなっているところでございます。

今後の対応につきましては、これらの実証実験を、通年を通して実証実験をさせていただきながら、来年度は、現在の小山、入間、沼山のほかに、新たに本道寺、綱取、水沢、岩根沢、小沼地区を含んだ一つのエリアとして追加をするというふうなことで検討をさせていただいております。予算のほうもお願いをして、協議をさせていただければというふうに思っております。

こちらの運行方法につきましても、利用者の状況に応じましてルートを設定するというふうな方式に変えまして、いわゆる区域運行というふうな方式でございますけれども、利便性を図っていききたいというふうなことでございます。

そのほか、便数も1便増やしまして、往復2便ずつ運行したいというふうに考えているところでございます。

そのほかの全般的な公共交通につきましても、来年度、先般の政策提言の中でも報告をさせていただいておりますとおり、計画の策定を全体的に検討して、計画を策定をして、できるだけ早めに対応を進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。  
古澤議長 3番、佐藤光康議員。1分ありませんけれども。

3番（佐藤光康議員） 今回、岩根沢でデマンド型乗合タクシーが実現します。ある高齢者は、俺が活着ているときはもう無理だべなと、ないべと言っていましたけれども、今年から実現することになりました。高齢者の方、皆さん大変期待しています。ぜひ、よろしくお願いたします。

以上で質問を終わります。

古澤議長 以上で、3番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

#### 散会の宣告

古澤議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。  
ご苦労さまでした。

散会 午前11時45分

令和 3 年 3 月 1 1 日

## 令和3年第1回西川町議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和3年3月11日(木)午前9時30分開議

#### 日程第1 議案の審議・採決

議第2号 町道路線の廃止及び認定について

議第3号 西川町いじめ問題調査委員会条例の設定について

議第4号 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定について

議第5号 西川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第6号 西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議第7号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第8号 西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

議第9号 西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について

議第10号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第10号)

議第11号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第12号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議第13号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議第14号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第3号)

#### 日程第2 予算特別委員会審査報告書の提出

#### 日程第3 予算案の審議・採決

議第15号 令和3年度西川町一般会計予算

議第16号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計予算

議第17号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計予算

議第18号 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計予算

議第 19 号 令和 3 年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算

議第 20 号 令和 3 年度西川町後期高齢者医療特別会計予算

議第 21 号 令和 3 年度西川町介護保険特別会計予算

議第 22 号 令和 3 年度西川町宅地造成事業特別会計予算

議第 23 号 令和 3 年度西川町病院事業会計予算

議第 24 号 令和 3 年度西川町水道事業会計予算

日程第 4 請願の審査報告

日程第 5 議員派遣について

日程第 6 閉会中の継続調査申出

追加日程について

日程第 7 議第 25 号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

日程第 8 議第 26 号 令和 2 年度西川町一般会計補正予算（第 11 号）

日程第 9 議第 27 号 令和 2 年度西川町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 10 議第 28 号 令和 2 年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 11 議第 29 号 令和 2 年度西川町病院事業会計補正予算（第 4 号）

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君	監査委員	高橋將	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議会事務局長 補 兼 議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

#### 開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年西川町議会第1回定例会を開会します。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

#### 日程の追加

古澤議長 ただいま小川町長より追加議案、西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和2年度西川町一般会計補正予算（第11号）、令和2年度西川町水道事業会計補正予算（第2号）、令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、令和2年度西川町病院事業会計補正予算（第4号）の5議案が提出されましたので、これを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

これを本日の日程に追加し、追加日程第7、議第25号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、追加日程第8、議第26号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第11号）、追加日程第9、議第27号 令和2年度西川町水道事業会計補正予算（第2号）、追加日程第10、議第28号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、追加日程第11、議第29号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算（第4号）とします。

#### 議案の審議・採決

古澤議長 日程第1、議案の審議・採決を行います。

議第2号 町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第2号 町道路線の廃止及び認定についての補足説明を申し上げます。

町道太郎・綱取線の起点と国道112号線の間、道路管理者が明確でない区間が判明したことから、寒河江国道維持出張所と協議を進めてまいりました。

今般、町道太郎・綱取線の起点を国道112号に擦りつけることで協議がまとまりましたので、町道太郎・綱取線を一旦廃止し、起点を西川町大字海味字太郎719 - 5番地先から西川町大字海味字太郎719 - 1番地先まで延伸し、総延長約3,117メートルとして再度認定するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第2号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第3号 西川町いじめ問題調査委員会条例の設定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

安達学校教育課長。

〔学校教育課長 安達晴美君 登壇〕

安達学校教育課長 議第3号 西川町いじめ問題調査委員会条例の設定について、補足説明を申し上げます。

この条例は、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策の基本となる事

項を定めたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめにより児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるときなどの重大事態が発生した際に調査を行う西川町いじめ問題調査委員会を設置するため、設定するものであります。

議案書をご覧ください。

条ごとにご説明を申し上げます。

第1条では設置、第2条では所掌事務について、冒頭申し上げました内容を規定いたしております。

第3条では、委員6名以内の委員会の組織を規定しております。

第4条では、委員会の委員長及び副委員長の選出と、それぞれの職務を規定いたしております。

第5条では、委員会の会議を規定いたしております。

第6条では、委員会の委員等の守秘義務を規定いたしております。

第7条では、委員会の庶務を教育委員会学校教育課において処理することと規定いたしております。

第8条では、この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定めることを規定いたしております。

附則をご覧ください。

第1項では、この条例の施行日を公布の日と規定いたしております。

第2項では、委員会の委員を特別職の職員として、その報酬について、学識経験者にあつては日額2万4,000円、一般委員にあつては同じく7,000円と規定しております。

なお、提案理由にもあります西川町いじめ防止基本方針につきましては、改正案を令和3年2月24日の教育委員会定例会で議決いたし、本議会の議員全員協議会でご説明をさせていただきました。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 重大な問題が生じた場合に委員会を開いて対応するという事は、ぜひやっていただきたいと思えますけれども、ぜひ委員会については透明性のある委員会であってほしいなというふうに望みます。

問題は、こういった委員会を開くという、その前の段階ですね。つまり、こういった重大事態になる前に、いじめを根絶するとか直していく、排除していくということが非常に大事でありまして、いじめについては、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る学校の重要な課題の一つであります。

いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処、この対策を多分十分取っていらっしゃると思うんですけども、児童・生徒対児童・生徒、お互い同士とか、あと教師との関係、家族、両親との関係とか、いろいろあるわけですけども、こういったものにどのように対応しているのか。

それから、情報化社会であります。インターネットや携帯電話、SNSなどによるいじめなども報告されています。そういったことに対して今どのように対応されているのか、お聞きします。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 今、荒木議員のほうからご質問ありました、いわゆる学校の現場でのいじめの未然防止についてでございますけれども、西川町いじめ防止基本方針というのを設置しましたけれども、それに基づいて各学校でも学校ごとのいじめ防止対策について基本方針がありまして、それに基づいて、日々の日常の教育活動の中で行っております。

定期的なアンケートを取っているということと、あと本町の学校教育センターの事業でありますけれども、Q-Uアンケートと申しまして、Q-Uというのは漢字の九じゃなくてテストの名前なんですけれども、各個人の各学級での位置、いじめられているかとか、あるいは信用度がどのくらいと、そういうアンケートも行いまして、各子ども一人一人の悩みとか位置づけについて、学校では理解しているつもりです。

それから、昨今では、インターネット、あるいはスマホ等のSNS、そういうふうないじめの状態もやはり心配されますので、各学校と申しますか、例えば6年生とか中学3年生とか学年に応じまして、学校で専門家を招いて研修会を行っております。

あと、今コロナの関係も出まして、コロナに関するいじめとか差別とか、誹謗中傷とかの心配も予想されますので、そういうこともないようということを格別通知しておりますし、たまたまという言い方はちょっと失礼ですけども、文科省の人権教育の研究はどうかというふうな申出がありまして、来年度、そういうことも含めた、いじめ問題を含めた人権教育の研究というのを指定を受けまして取り組んでいくつもりでもおります。

そういうことで、全教育活動の中で取り組んでいるということをご理解いただければと思

います。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 常にアンテナを張られているようであります。

児童・生徒等が自分で心身の苦痛を感じれば、いじめというふうになっているわけであり  
ます。子どもたちがあまり多くないこの町にとって、例えばこの子はこうだからという決め  
つけがあってはいけないと。やはりフラットに見ていかないと、どうしても先入観念が入っ  
ていくところがあります。

これは誰にでもあることでありますけれども、慣れになっていくと、それが通常ベースの  
ような感じになっていくことがあります。これは気をつけなきゃいけないということであり  
ますので、ぜひ学校の中においてもアンテナを張っていただいて、お互いに見合える、注意  
し合える、そういった環境をつくって、これからも進んでいただきたいと思っておりますので、そ  
れについてよろしくお願ひしたいと思ひます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） いじめ問題というのはもう何十年とありまして、いまだ解決して  
いないという大変重い問題だと思っております。今回、条例をつくっているいろいろなさるとい  
うことは、本当に大変だとは思ひます。

重大事故の意味の中に、その時点で学校がいじめの結果ではない、あるいは重大事態とは  
言えないとしたとしても、重大事故が発生したものとして報告、調査に当たるといふうな  
ことの意味が載っております。

その後、学校が重大事故として対処するものを教育委員会に報告するというふうにあ  
りますけれども、この重大事故がどうかという、教育委員会には上げるものの、判断は学校に今  
度出てくるわけですよ、学校側に。これは今、荒木議員も言ったように、いろいろな情報  
が漏れたりすると、今度は逆に親たちのいじめが出てくる可能性もありますので、その辺は  
秘密裏にはなると思ひますけれども、十分注意した形で取り上げていかないと、いじめ問題  
がなおさらいじめ問題に振り替わっていくというようなことも考えられますので、そういっ  
た面の対処について、学校側として報告をするので、その辺の判断はどういう、最終的にこ  
れなら重大事件だといふふうになるのか、ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 学校判断と一部書いていますが、いわゆる校長ですよ、学校の総責任者。そ

の前に逐一教育委員会のほうに報告していただいておりますので、大局的な面で、そして先ほど荒木委員のほうからも質問がありましたように、公明正大に調査するなり対応していきたいと思っております。

以上です。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 先ほども出たとおり、自分はいじめていないと思ってもいじめられたというふうなケースが結構ありますので、それを学校側として全部取り上げていただいて収めていくというのは非常に大切なことだと思いますけれども、先生はこれから学校側の判断も大変苦労されるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひいろいろな委員会の中で、やはりみんなが穏やかになるような施策をしていただければというふうな思いがありますので、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） いじめ問題については、一般質問の中でもさせていただきましたけれども、西川町のように少子化が進んでいる町にとって、子どもたちの数が少なく、保育園から小学校、中学校を卒業するまで、もう固定化された人数の中で教育を受けていかなきゃいけないという状況にあるというふうに思っています。そういう中で、いじめ問題が一旦発生すると、多人数の学校よりも、かなり逆に大変になってくるのかなというふうに危惧をしています。

このいじめ問題調査委員会の条例の中に、法第28条1項の規定に基づいて重大事態に係る事実関係、重大事態に至る事実関係にのみ調査委員会を開くということですが、例えば親御さんが自分の子どもはいじめられているというふうに判断をして、あるいは不登校になったということで教育委員会、あるいは学校に申し出たということ。それから、自分の子どもが、もう自ら命を絶ちたいというようなことも口走っているというようなこともあるわけですが、そういう判断基準というのは、答申委員会を開く前に、答申委員会を開くかどうかというふうに判断をなさると思うんですが、それは教育委員会で判断をなさることなのか、教育長がなさるのか、その辺の判断基準を教えてくださいというふうに思ひます。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 判断基準と申しますか、まず学校でいじめが発生した場合、先ほど申しましたように、子どもが自分はいじめられたと思ったらというか感じたら、それはいじめと今学校

では認定しております。そういうふうに広く認定するように、教育委員会のほうからも学校長には通知してあります。

したがって、アンケート、あるいは個人の申出、あるいは保護者の申出によって、そういういじめ案件が確認された場合は、学校独自でまず調査をいたします。そこで解決できそうな場合には、教育委員会には上がってこないわけですが、ただ、いじめの発生自体そのもので、随時正式な報告とは別に連絡を取り合っておりますので、ある程度その様子は逐次つかめるようになっていきます。

それで、重大事態の判断ですが、それはやはり一義的には教育長が判断して、その後、委員会として対応するか、その時々様子によりますが、校長の相談、学校との相談により判断は教育長が行う、現在のところはそのような認識であります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 教育長の判断ですということですが、いじめそのものを認定するというのは、いじめが発生したときに親御さん、あるいは学校、クラスの中で発生したときに、いじめとして判断をするということですが、調査委員会を立ち上げるというのは、一つ一つのそういった、ささやかという失礼ですが、いじめが始まったばかりというようなときに調査委員会というのは立ち上げないと思うんですが、かなり重大な事案が発生したときに調査委員会を立ち上げるんじゃないかというふうに思いますけれども、その判断基準を持つのは教育委員会なのか、教育長なのか、どこでそれを判断なさるのか。

新聞紙上などを見ると、調査委員会を開かなかつたとか、この問題は調査委員会に値しないとかというも結構出ていますので、その判断というのはどこでなさるのか、もう一度、明確にお答えを願いたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 そういういじめの問題の深刻度合いと申しますか、状況を判断して教育委員会を時期的に開く、あるいは現在のスピーディーに動くという状況では、私は教育長判断でよろしいのかなというふうに認識しております。

古澤議長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第3号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第4号 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第4号 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書をご覧いただきたいと存じます。

なお、条例を廃止するものであるために新旧対照表は準備いたしておりませんので、ご了承賜りますようお願いいたします。

この条例は、用品の集中購買を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的に設置いたしております用品調達基金について、昭和39年の条例制定当時は手作業で行っていた事務作業が、コンピューター技術を利用した電子化処理、いわゆるOA化されたことなどに伴い物品の購入数量が減少していることや、紙を購入した際の代金の支払い業務を総務課に一元化するなどして、事務処理の簡素化を図るために廃止するため設定するものであります。

それでは、条例の内容についてご説明を申し上げます。

条例本則では、用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例は、廃止することを規定いたしております。

附則の第1項では、この条例の施行日を規定いたしており、令和3年3月31日をもって用品調達基金を廃止するものであります。

第2項では、経過措置を規定いたしており、令和3年3月31日現在で用品調達基金に属している現金及び物品については、4月1日において一般会計に属することといたすものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第4号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第5号 西川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第5号 西川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表は3ページから9ページまでです。

道路法施行令が一部改正され、国の道路占用料が改定されたことに伴いまして、これに準じて本町の道路占用料及び行政財産の使用料の額を改定するものであります。

占用料の額につきましては、平成30年度の固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の動向等を踏まえて改正されたものであります。

各占用料につきましては、別表のとおりとなっております。

附則をご覧ください。

本条例の施行日は、令和3年4月1日とするものであります。

また、西川町行政財産の使用料徴収条例についても同様に、道路占用料徴収条例に準じて改正を行うものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 占用料のお金の徴収ということで道路法が変わったということなんですけれども、ちょっと分からないので教えていただきたいんですが、国道、県道、そして町道があります。これの単価というのは全て統一なんでしょうか。例えば自治体が単独でその単価を設定するのか、全国一律なのか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいというのと。

例えばこの議案書の中、どこでもいいんですけれども、32条の1項の6号、これは道路法なんでしょうけれども、2ページの真ん中あたりにあります。その他というのは、これは仮設ですよ。例えばイベントで道路を使うときなんかは、恐らく警察に許可を願い出て、その使用料を持ち主に払うと思うんですけれども、例えばイベントなんかを各地区でやる場合は徴収するのか。町も絡んで、例えば実行委員会が町道の道路を使用する場合、そのときも町としてお金を徴収するのか。そこら辺の区分けがどうなっているのか。

例えば、まるごと三山祭りなんかは道路を全部使っているわけですよ。あれだって本来から言えば、警察に行って道路の使用許可をもらって、使用料が発生するんだろうと思いますけれども、そこら辺は町でやる場合はいいんだとか、普通は民間でやる場合はお金をいただくんだとか、例えば建設関係でも道路に面していて工作物をつくる場合なんかは、足場とかなんかを使う場合は、警察に占用許可書ももらって、平米当たりの単価を掛けてお金を払うわけなんですけれども、そこら辺のイベントか何かの規定はどうなっているのか、ちょっと分からないのでお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 占用料につきましては、道路法の施行令が当たるところにつきましては同じ料金ですので、国とかはこの金額でいただいております。

あとは、市町村によって独自でこの道路占用料というのを決めているところがあると思いますが、その算定根拠とかというのは、ちょっと町ではつくれませんので、道路法施行令に合わせた金額で町では占用料をいただいているというところでありまして。ですので、今般改正になったということで、町のほうの条例も併せて改正するということでもあります。

それから、イベントに基づく占用料というようなことでもありますけれども、免除規定を設けていたと思いますので、合致すれば免除、占用料はもらわないというようなこととなります。大抵町でやっているものについては、占用の申請はしていただきますけれども、該当すれば免除、もらわないというふうなことであります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 毎回くどくて申し訳ないんですけども、例えば地区でイベントをやってどうしても道路を使わなきゃならないというときは、地区で警察に行って許可もらって、使用料は町に払うと。町が絡んだものに関しては町で、絡んだというか、例えば商工会でやるとか、町と一体的にやる場合なんかは、町できちんとそういう占有許可書を取って、お金はどこからもいただかないと。そこら辺の区別が、はっきり町でやるときは払わなくてもいい、例えばいろいろな区で使う場合は、それはやはり民間はしようがないと思うんですけども、そこら辺の区別をきちんとはっきりしておかないとうまくないのかなというふうに、ただ、これは町だけの問題でなくて、警察とかなんかも全部絡んでくるわけですので、ちょっとそこら辺だけ、もう一回お願いします。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 道路を使用する場合であれば、使用許可というふうなことで警察のほうだと思います。町道については町になります、占有とはまた別だと思いますので、特に区とかからいただいているものは、今まではなかったのかなと思っております。

以上です。

古澤議長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第5号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第6号 西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第6号 西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表は、10ページになります。

本条例は、町が国土交通省及び山形県から占有を受けて管理している施設について、新たな都市公園として西川町都市公園条例第6条に、寒河江ダム公園、寒河江ダムスポーツ広場、大井沢河川公園を追加し、制定するものであります。

都市公園は、普通交付税の基礎数値に算入されるため、管理に係る財源を確保し都市公園として管理するものであります。

寒河江ダム公園について、現在も国土交通省最上川統合管理事務所から占有を受けて、ダム湖及びダム湖の周辺を使用していますが、都市公園として設定し公園のエリアを標高400メートルラインとして、上流側は網場が設置されているところまで、下流側は通行制限区域までとし、水の文化館及び駐車場敷地を含めて設定するものであります。湖面については都市公園に含めますが、占有を受けず自由使用とするものであります。都市公園法では、総合公園に分類されるものになります。

寒河江ダムスポーツ広場については、国土交通省最上川河川統合管理事務所から占有を受けて、現在供用開始しているところを都市公園として設置するものであります。都市公園法では、運動公園に分類されるものであります。

大井沢河川公園については、山形県から占有を受けて現在供用開始しているところを都市公園として設置するものであります。都市公園法では、近隣公園に分類されるものであります。

附則をご覧いただきたいと思います。

本条例の施行日は、令和3年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第6号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第7号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

飯野健康福祉課長。

〔健康福祉課長 飯野 勇君 登壇〕

飯野健康福祉課長 議第7号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、介護保険法の一部改正に伴う令和3年度からの第8期介護保険事業計画に係る介護保険料について定めるものであります。

新旧対照表11ページをお開きください。

保険料の額を定める第3条では、期間を第8次介護保険事業計画である令和3年度から令和5年度に改め、年額保険料を第7期と同額とするものであります。

附則につきましては、附則第9条を新設し、令和3年度も引き続き第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る額の特例を定めるものであり、低所得層である第1段階の保険料について、本来の年額保険料3万円を1万8,000円に、第2号では、第2段階の保険料4万5,000円を3万円に、第3号では、第3段階の保険料について、4万5,000円を4万2,000円にそれぞれ軽減するものであります。

改正条例に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

附則につきましては、施行期日を令和3年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第7号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第8号 西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

飯野健康福祉課長。

〔健康福祉課長 飯野 勇君 登壇〕

飯野健康福祉課長 議第8号 西川町指定地域密着型予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について、補足説明を申し上げます。

本条例の設定につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定居宅サービス等の基準が改正され、令和3年4月1日からの介護保険制度が適切に運営されるよう、町条例においても所要の改正を行うものであります。

関係する条例につきましては、4条例ございます。

基準の改正に伴う各条例の共通の改正項目、内容につきましては、5項目ございます。

第1に、感染症の感染拡大や相次ぐ災害を受け、感染症対策の強化項目であります。感染症の対策の強化といたしまして、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を規定するものであります。

第2に、感染症や災害が発生した場合であっても、業務継続に向けた取組の強化の項目といたしまして、内容的には、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練等の実施を規定するものであります。

第3に、会議や多職種連携におけるICT、テレビ電話等の活用の項目であります。この項目につきましては、テレビ電話等を活用しての実施を認めるという規定となるものであります。

第4に、ハラスメント対策の強化の項目では、事業者の責務を踏まえた適切な対策を求めるものであります。

第5に、高齢者虐待防止の推進の項目では、虐待の発生、またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施などを規定するものであります。

以上、5項目の内容につきまして、各条例の関係条項の改正となっております。

新旧対照表の12ページのほうをご覧ください。

共通内容の改正につきましては、各条項が多岐にわたっておりますので、主に個別の改正

条項について説明を申し上げます。

第1条については、西川町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についての改正であります。

地域密着型介護予防サービスについては、要支援者1、2の方に対し市町村が指定する事業所が行う介護予防サービスで、先ほど申し上げました共通の改正のほか、個別の改正につきましては、16ページ、28条の介護基礎研修の受講の義務化、19ページ、第44条以下であります。人員基準に関する見直しといたしまして、20ページには、第45条、管理者の配置基準の緩和、24ページ、第71条、介護予防認知症グループホームのサテライト型事務所の基準、創設などがございます。

新旧対照表の30ページをご覧ください。

第2条、西川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についての改正であります。

指定地域密着型サービスは、要介護1から5の方に対して、市町村が指定する小規模な事業所が行う介護サービスで、共通の改正のほか、個別の改正につきましては、第1条で申し上げました指定地域密着型予防サービス事業と同様の内容となっております。

42ページ、59条の13では、認知症介護基礎研修の受講の義務化、48ページ、66条では、管理者の配置基準の緩和、49ページ、82条では、人員基準に関する見直し、54ページ、第110条、第9項では、介護予防認知症グループホームのサテライト型事務所の創設基準などあります。

新旧対照表の71ページをお開きください。

第3条の西川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についての改正であります。

介護予防支援は、在宅の要支援1、2の方について、介護のマネジメント、要支援者が各種予防サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジャー等がケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービスが提供されるように、サービス事業者等の連絡調整を行うもので、5項目の共通改正の内容となっております。

新旧対照表の76ページをお開きください。

第4条では、西川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の改正についてであります。

居宅介護支援は、在宅要介護1から要介護5の方についてのケアマネジメントで、要介護者が各種介護サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジャーがケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整を行い介護保険施設等へ必要な場合は照会を行うもので、改正の内容といたしましては、共通改正の5項目のほか、個別の改正といたしまして、76ページ、第7条、質の高いケアマネジメントの推進に関して改正するものとなっております。

改正条例に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

附則につきましては、施行期日を令和3年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第8号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第9号 西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

志田商工観光課長。

〔商工観光課長 志田龍太郎君 登壇〕

志田商工観光課長 議第9号 西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。

本条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の対策に必要な資金に充てるため、昨年9月の令和2年第3回定例会でご可決いただきましたものであります。具体的には、1つとして、山形県商工業振興資金融資制度のうち新型コロナ型としている地域経済変動対策資金、2つとして、町の事業性評価融資制度、愛称「スーパーひかり」のうち新型コロナ型

資金のそれぞれの融資に係ります利子補給相当分、それから県保証協会との契約に基づく保証料補給分の資金に充てるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、令和3年度から7年度分までの5年分の積立てを行うものであります。

今回の改正につきましては、令和3年4月1日としております施行期日を令和3年3月15日に改めるものであります。会計処理上におきまして年度内の積立てといたしまして適正に執行するため、改正するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第9号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第10号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第10号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第10号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,284万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億5,294万1,000円といたすものであります。

補正の内容は、人事異動及び令和2年7月豪雨災害対応などに伴い、各款にわたる給料、職員手当等及び共済費の人員費の組替え、新型コロナウイルス感染症対策、令和2年7月豪雨災害対策、そのほか新型コロナウイルス感染症感染防止のために事業やイベントなどが中止、延期となったことや各種事務事業の完了などに係る補正、翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費、債務負担行為の変更、さらには地方債の追加及び変更であります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の16ページ、3、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。主に補正内容の説明並びに補正額の財源内訳の特定財源の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

冒頭、各款にわたり人事異動及び令和2年7月豪雨災害対応などに伴い、第2節給料、第3節職員手当等及び第4節共済費の人員費の組替えを行うものであることを申し上げます。

人員費以外について、ご説明を申し上げます。

16ページの第2款第1項第4目財産管理費につきましては、西川町大字月山沢字上野地内の一般国道112号、通称八幡坂の雪崩防止柵設置工事施行に伴い、町有地売払いに伴う地元配分金177万2,000円、公益財団法人山形県林業公社の造林地内立木売払いに伴う地元配分金8,000円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、町有地及び立木売払い収入178万円を追加するものであります。

第2項第2目賦課徴収費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、人と人との接触を極力少なくする新しい生活様式に対応するために、納税のコンビニ収納システムを導入することに伴い、コンビニ収納システム改修委託料及びコンビニ収納業務を銀行に委託する収納業務委託料88万円を追加し、使用料については、マイナンバーの情報管理及び新型コロナウイルス感染症感染防止のために町県民税申告相談会場役場第2庁舎1か所に設営したことに伴い、西川交流センターあいべ使用料27万円を減額するものであります。

第3項第1目戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバーカード交付事務事業の執行見込み額の確定に伴い、通信運搬費の郵便料45万円、社会保障・税番号制度通知カード・個人カード関連事務負担金137万1,000円をそれぞれ減額し、戸籍附票システム改修委託料4

万4,000円の減額は、デジタル手続法の改正により戸籍附票とマイナンバーの連携を図るためにシステムを改修するもので、執行見込み額の確定に伴い減額するものであります。特定財源につきましては、個人番号カード交付事業費等補助金191万1,000円を減額するものであります。

17ページをご覧くださいまして、第5項第3目経済センサス調査費につきましては、令和3年6月実施予定の経済センサスの活動調査準備経費として、消耗品費2,000円を追加するもので、全額、山形県経済センサス調査委託金であります。

第3款第1項第1目社会福祉総務費につきましては、プライダルサポート事務事業の執行見込み額の確定に伴い委託料20万円を減額し、システム改修委託料の増額に伴い、国民健康保険特別会計繰出金50万6,000円を追加するものであります。

第2目老人福祉費につきましては、西村山広域行政事務組合の老人ホーム明鏡荘の執行見込み額の確定に伴い、西村山広域老人ホーム分担金16万2,000円を減額し、豪雪により執行見込み額の増高に伴い、高齢者世帯等除雪支援事業補助金93万円、令和元年度療養給付費負担金の精算に伴い、後期高齢者医療療養給付費負担金185万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

第3目国民年金費につきましては、令和元年度国民年金生活者支援給付金、交付金の精算に伴い、返還金4,000円を追加するものであります。

18ページをお開きいただきまして、第2項第1目児童福祉総務費につきましては、子ども・子育て会議の開催回数の増加に伴い、子ども・子育て会議委員報酬1万8,000円を追加するものであります。

第3目母子福祉費につきましては、医療給付費の増高に伴い、ひとり親家庭等医療給付費40万円を追加するものであります。特定財源につきましては、山形県ひとり親家庭等医療給付事業補助金20万円を追加するものであります。

第4目児童福祉施設費につきましては、にしかわ保育園の電気式エアコン設置に伴い、自家用電気工作物の保守管理委託料及び他市への保育委託料の確定に伴い、他市町保育委託料1万2,000円を減額し、備品購入費は、にしかわ保育園の冷凍庫の経年劣化に伴い冷凍庫購入費並びに新型コロナウイルス感染症対策として、にしかわ保育園の加湿機能つき空気清浄機購入費28万8,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、他市町保育委託に伴う国県支出金として、子どものための教育・保育給付交付金5万5,000円、山形県子どものための教育・保育給付費負担金2万7,000円、計8万2,000円、また、新型コロナウイ

ルス感染症対策に伴う国県支出金として、保育対策総合支援事業費補助金10万円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金12万円、計22万円をそれぞれ追加することで、国県支出金30万2,000円を追加し、その他の欄に記載いたしております118万1,000円の追加は、年度途中、入園児数の増加などに伴い、保育所使用料を追加するものであります。

第4款第1項第1目保健衛生総務費につきましては、母子手帳交付者の増加に伴い、妊婦一般健診審査委託料42万円を追加し、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、海味、水沢、大井沢及び月山志津温泉の温泉利用者数が減少していることに伴い、町民健康温泉の日入浴料110万円、保健センターの乳幼児健康診査を行う部屋のエアコン購入にかかる令和3年度国庫補助事業採択の見通しが立ったことに伴い、エアコン購入費23万1,000円をそれぞれ減額し、令和元年度母子保健衛生国庫補助金の確定に伴い、返還金7万3,000円を追加するものであります。

第2目予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大により町立病院での健康診断の開始時期が遅れたこと、節目健診及び町立病院での後期高齢者健診の中止、内視鏡等一部検査の中止に伴い、総合がん健診業務及び後期高齢者健康診査業務委託料2,000万円を減額するものであります。特定財源につきましては、総合がん健診事業に係る地方債1,550万円を減額し、その他の欄に記載いたしております300万円の減額は、後期高齢者健康診査事業に係る山形県後期高齢者医療広域連合からの委託料であります。

第2項第1目清掃総務費につきましては、西村山広域行政事務組合の寒河江地区クリーンセンター及び斎場の執行見込み額の確定に伴い、西村山広域クリーンセンター分担金25万7,000円を減額するものであります。

19ページをご覧くださいまして、第3項第1目病院費につきましては、執行見込み額の確定に伴い、不採算地区病院の運営に要する経費のための病院事業会計繰出金2,000万円を追加するものであります。

第6款第1項第4目農業振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止により、各種事業への町内産品販売の出店取りやめに伴い費用弁償63万円、普通旅費57万円、通信運搬費の郵便料20万円、出展調整業務委託料35万円、賃借料35万円をそれぞれ減額し、工事請負費は、新型コロナウイルス感染症対策として、発芽胚芽米等の米の飲食店等での需要が減少し個人消費が伸びていることに伴い、温度変化等による米の品質の劣化を防ぎ、安全、安心な町産米への販売を推進するための西川町発芽胚芽米製造施設保管用倉庫空調設備設置工事請負費128万4,000円を追加し、同じく新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大

により肉用牛の価格下落に伴う肉用牛肥育経営緊急支援事業費補助金、20ページをお開きいただきまして、33万2,000円を追加するものであります。

さらに、農地の貸し借りを担っている農地中間管理機構の事業見込み額の確定に伴い、地域集積協力金135万円、経営転換協力金135万円をそれぞれ減額し、熊及びイノシシの出没が多発し実施隊の出動が増加していることに伴い、西川町鳥獣被害防止対策協議会へ補助する有害鳥獣捕獲補助金42万6,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、町内産品販売の出展に係る農山漁村振興交付金210万円、山形県機構集積協力金事業補助金270万円をそれぞれ減額することで、国県支出金480万円を減額するものであります。

第5目畜産振興費につきましては、山形県畜産経営競争力強化支援事業費補助金事業が不採択となったことに伴い、畜産経営競争力強化支援事業費補助金2,364万1,000円を減額するものであります。

第7目農地費につきましては、令和2年度、国の第3次補正予算成立に伴い、ため池整備事業負担金420万円、本道寺マンホールポンプ場水位計更新工事に伴い、農業集落排水事業特別会計繰出金28万1,000円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、地方債420万円を追加するものであります。

第2項第2目林業振興費につきましては、ナラ枯れ被害木伐採処理事務事業の執行見込み額の確定に伴い、森林病虫害防除業務委託料48万2,000円、令和2年7月豪雨災害に代表される豪雨等の影響などで事業が未実施となったことに伴い、原木きのご等栽培施設整備費補助金25万円、事業補助金の申請がなかったことに伴い、薪ストーブ等利用拡大支援事業補助金100万円をそれぞれ減額するものであります。

特定財源につきましては、林道の橋梁の点検事業費にかかる山形県民有林林道等整備事業補助金220万円を環境譲与税振替、また、山形県総合交付金ナラ枯れ等森林被害対策事業46万8,000円を減額することで、国県支出金266万8,000円を減額するものであります。

21ページをご覧いただきまして、第7款第1項第2目商工振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年12月の第4回定例会で議決いただきました地域振興券交付事業第3弾としての町民1人につき3,000円の飲食店等共通商品券交付事業の実施に際して、商品券啓発用チラシ及び店舗用ポスターを印刷し、町民へ配布すべく準備いたしておりましたが、12月、その後の山形県内の感染拡大等を考慮し、配布を見送っていたために再度印刷する必要が生じたことに伴う印刷製本費41万1,000円、西川町商工業団体等支援事業補助金90万円、プレミアム付商品券発行補助金429万円をそれぞれ追加し、執行見込み

額の確定に伴い、起業支援事業補助金300万円、同じく執行見込み額の確定に伴い小規模事業者商店等リフォーム補助金200万円、同じく執行見込み額の確定に伴い、持続化給付金400万円をそれぞれ減額し、新型コロナウイルス感染症の影響が特に大きい飲食業者のうち、従業員の雇用継続を維持するなどして新生活様式に合った事業展開している事業者の経営継続支援制度の創設に伴い、飲食業経営支援補助金460万円をそれぞれ追加し、執行見込み額の確定に伴い、融資制度等利子補給金及び保証料補給金積立金1,353万3,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、山形県事業継承・雇用継続奨励事業費補助金75万円を減額するものであります。

第3目観光費につきましては、月山夏スキーのPRのためにソーシャルネットワークシステム、いわゆるSNS広告の実施に伴い、費用弁償5万6,000円、普通旅費8万3,000円、計13万9,000円を広告料へ組み替え、普通旅費の残る30万円の減額は、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、台湾師範大学研究発表会の中止に伴うものであります。工事請負費327万3,000円の減額は、日暮沢駐車場整備工事、ブナの泉埋設導水管修繕工事及び観光周知看板設置工事の事業費の確定に伴うものであります。

月山スキー場休日無料シャトルバスの運行見込みがなくなったことに伴い、月山スキー場休日シャトルバス運行負担金40万円、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、道の駅にしかわ冬まつりの中止に伴い、月山の冬イベント事業補助金10万円、月山志津温泉の雪旅籠の灯りが観光庁の補助事業に採択されたことに伴い、フルーツライン左沢線活用協議会負担金100万円をそれぞれ減額し、弓張平パークプラザの除雪費用の実費負担精算に伴い、弓張平パークプラザ冬期活用補助金56万5,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、地方創生推進交付金50万円を減額するものであります。

22ページをお開きいただきまして、第8款第1項第1目土木総務費につきましては、山形県建設事業費確定に伴う県単独事業負担金290万円を追加するものであります。

第2項第2目道路維持費につきましては、マイロード整備事務事業の重機賃借料不足に伴い、原材料30万円を賃借料へ組み替えるものであります。

第4項第2目公共下水道費につきましては、ストックマネジメント実施計画策定業務委託料及び浄化センター実施設計業務委託料の増額に伴い、公共下水道事業特別会計繰出金1,082万4,000円を追加するものであります。

23ページをご覧くださいまして、第9款第1項第1目常備消防費につきましては、西村山広域行政事務組合の消防費の執行見込み額の確定に伴い、西村山広域消防費分担金233万

8,000円を減額するものであります。

第10款第1項第3目教育振興費につきましては、スクールバスの修繕料の増嵩に伴い修繕料60万円を追加し、新型コロナウイルス感染症対策として、GIGAスクールの学習ソフトの令和3年度予算措置に伴い使用料536万8,000円を減額するものであります。

第3項第1目学校管理費につきましては、西川中学校の電気料の執行見込み額の確定に伴い、光熱水費16万1,000円、同じく執行見込み額の確定に伴い、印刷機賃借料5万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

24ページをお開きいただきまして、第4項第1目社会教育総務費につきましては、西川交流センターあいべの宿直、日直及び町立図書館の司書の勤務の執行見込み額の確定に伴い、会計年度任用職員報酬11万2,000円を追加し、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、令和2年度の成人式を3年度に開催することに延期したことに伴い、記念品代及び写真代としての賞賜金17万円、会場装飾用花代としての消耗品費1万5,000円、実行委員会負担金としての諸負担金12万円をそれぞれ減額するものであります。

第2目公民館費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として実施した公民館等空調設備設置事業補助金の執行見込み額の確定に伴い、公民館等施設整備事業補助金155万円を減額するものであります。

第4目社会体育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、小学校カヌー教室の開催日数の減少に伴い、報償金の講師謝礼1万円、また、トレーニング器具購入に係る附属軽備品を器具とセットで備品購入費として購入したことに伴い80万円、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、壮年バレーボール大会、家庭婦人バレーボール大会及び町民スキー大会の中止に伴い、町大会事業委託料11万7,000円、カヌー運搬用トラックの賃借期間を1か月短縮したことに伴い、賃借料14万円、月山湖カヌースプリント競技場1,000メートルコース整備事業の完了に伴い工事請負費116万6,000円、トレーニング設備整備事業の完了に伴い、トレーニング設備購入費145万円、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、大江町スポーツ少年団との合同交流スポーツ教室の中止に伴い、西川町スポーツ少年団育成補助金、25ページをご覧いただきながら3万円、同じく新型コロナウイルス感染症感染防止のために、山形県縦断駅伝競走大会が中止され、寒河江西村山チーム実行委員会負担金が減額となったことに伴い、山形県縦断駅伝競走大会負担金7万4,000円、東京オリンピック2020のホストタウン実行委員会の活動実績に伴い、西川町ホストタウン推進事業実行委員会負担金525万円、東京2020オリンピック聖火リレー実行委員会の活動実績に伴

い、東京2020オリンピック聖火リレー西川町実行委員会負担金300万円、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、山形県スポーツ推進委員研究大会、東北地区スポーツ推進委員研修会及び村山地区女性スポーツ推進委員研修会の中止に伴い、諸負担金2万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

第5項第1目保健体育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、西川小学校調理室の手洗い機修繕に伴い、修繕料47万4,000円を追加するものであります。

第2目体育施設費につきましては、西山杉を使用した展示棚、いわゆるショーケースの町民体育館ロビーへの設置が完了したことに伴い、備品購入費9万6,000円を減額するものであります。

第11款第1項第2目公共土木施設災害復旧費につきましては、特定財源の補正であります。公共土木施設災害復旧費国庫補助金1,335万6,000円、地方債3,500万円をそれぞれ追加するものであります。

26ページをお開きいただきまして、第2項第1目農業用施設災害復旧費につきましては、令和2年7月豪雨災害で被災した農業施設の復旧工事事業費の精算に伴い、農業施設災害復旧工事請負費500万円を追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金として、山形県耕地災害復旧事業補助金145万9,000円、山形県小規模農地等災害復旧事業費補助金70万円をそれぞれ減額することで、国県支出金215万9,000円、地方債550万円をそれぞれ減額し、その他の欄に記載いたしております15万5,000円の追加は、農業施設災害復旧事業分担金の追加であります。

第2目林業施設災害復旧費につきましては、令和2年7月豪雨災害で被災した林道の復旧工事事業費の精算に伴い、委託料1,447万円、工事請負費1億8,815万2,000円、負担金、補助及び交付金1,500万円をそれぞれ減額するものであります。特定財源につきましては、国県支出金として、山形県民有林道災害復旧事業補助金1億7,437万円、山形県林道等小規模災害復旧事業補助金9,000円をそれぞれ減額することで、国県支出金1億7,437万9,000円、地方債1,970万円をそれぞれ減額するものであります。

第13款第1項第1目町有林造成費につきましては、事業の完了に伴い造林委託料340万9,000円を減額するものであります。特定財源につきましては、林業施業支援事業補助金244万4,000円を減額するものであります。

第2目基本財産取得費につきましては、令和3年2月9日、さがえ西村山農業協同組合から14万円の寄附金をいただいたことに伴い、地域福祉基金積立金14万円を追加するものであ

ります。

以上が歳出であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が1,090万6,000円の追加、令和2年7月豪雨災害対策に係る経費が2億1,262万2,000円の減額、その他、新型コロナウイルス感染症感染防止のために事業やイベントなどが中止、延期となったことや各種事務事業の完了などに係る経費が3,113万3,000円の減額、差引き計2億3,284万9,000円の減額であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。11ページ、2、歳入をご覧ください。

ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事務事業の実施などに伴い、第2款地方譲与税84万4,000円、第12款分担金及び負担金15万5,000円、12ページをお開きいただきまして、第13款使用料及び手数料118万1,000円、第14款国庫支出金900万円、13ページをご覧くださいまして、第16款財産収入197万6,000円、14ページをお開きいただきまして、第17款寄附金14万円、15ページをご覧くださいまして、第21款町債406万4,000円をそれぞれ追加し、11ページにお戻りいただきまして、第1款町税、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により630万円、12ページをお開きいただきまして、第15款県支出金2億839万2,000円、14ページをお開きいただきまして、第18款繰入金3,251万7,000円、第20款諸収入300万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、繰越明許費についてご説明を申し上げます。6ページ、第2表、繰越明許費をご覧ください。

令和3年度に繰り越して使用いたします繰越明許費につきましては、第2款総務費では、コンビニ収納事業をはじめ3事務事業726万円、第3款民生費では、PCR検査支援事業90万円、第4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業3,210万円、第6款農林水産業費では、園芸振興対策事業221万円、第7款商工費では、商工業団体支援事業をはじめ4事務事業2,905万5,000円、第8款土木費では、社会資本整備総合交付金事業をはじめ2事務事業2,600万円、第11款災害復旧費では、公共土木施設災害復旧事業をはじめ3事務事業4億4,883万6,000円、合計15事務事業5億4,636万1,000円であります。

次に、債務負担行為の変更についてご説明を申し上げます。

7ページ、第3表、債務負担行為の補正をご覧ください。

債務負担行為の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策商工業資金利子補給については、限度額3,275万円を4,317万7,000円に、新型コロナウイルス感染症対策商工業資金保証料補給については、限度額1,177万7,000円を1,488万4,000円にそれぞれ変更するも

のであります。

最後に、地方債の追加及び変更について、ご説明を申し上げます。

8ページ、第4表、地方債の補正をご覧ください。

地方債の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、地方消費税交付金が減少したことに伴い、減収補てん債を発行することとし、限度額556万4,000円、歳出でご説明を申し上げました、ため池整備事業負担金に係る農村地域防災減災事業、限度額420万円をそれぞれ追加し、歳出でご説明を申し上げましたとおり、総合がん健診事業については限度額2,500万円を950万円に、公共土木災害復旧事業については限度額8,890万円を1億2,390万円に、農業用施設災害復旧事業については、限度額3,840万円を3,290万円に、林業施設災害復旧事業については、限度額6,530万円を4,560万円に、それぞれ変更するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 2点お聞きしたいと思います。

1点目は、予算書の13ページと16ページの関係でありますけれども、町有地売払い地元分、配分金がございます。これは八幡坂ということがございますけれども、この面積と売払いの収入197万6,000円の内訳、地元配分金の内訳の関係を教えていただきたいのと、第2表の繰越明許費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、今年度中はワクチンが入ってこないということで、接種できないということであるんでしょうけれども、4月から始められるのか、今分かっている段階で、日程等、接種人数等分かれば教えていただきたいと思います。

以上2点です。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 荒木議員のご質問にお答えいたします。

町有地の売払い収入ということで、通称八幡坂の売払いの面積についてのご質問でありますけれども、私どものほうといたしましては、面積は1万6,000平方メートルということで整理いたしておるところでございます。

地元、本道寺地区会のほうへの配分というようなことになりまして、町有地としての120

円に1万6,404円を掛けた金額を売払いとして考えてございまして、地元のほうには所定の率9割方、90%の率で配分するというような形で考えておるところでございます。

以上、私のほうからは、1点目の質問についてお答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

古澤議長 もう一点のほうは、飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 コロナウイルスワクチンの接種の関係についてお答えいたします。

現在分かっている接種の状況でございますけれども、ワクチンが入ってくるのが4月末の週ぐらいというような情報になってきております。

準備といたしましては、連休明けあたりから接種というようなことで、現在準備のほうは進めているところであります。

接種の人数につきましては、先般お話ししました令和3年度中に65歳以上となる者が対象というようなことで進めておりますけれども、一番最初に入ってくるワクチンに対しましては、1バイアル当たり975人ほどというようなことになっておりまして、2回接種となると400人以上ぐらいになるというような予定でございます。

入ってくる個数に関しては、ただいま情報等はないというような状況でございますけれども、1箱入ってくれば四百三、四十人はできるというような状況になるかと思えます。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 町有地の売払いの部分で収入と支出、地元への配分金の、この関係と、5,000平米を超える場合の議決というのは関係ないのかどうか、確認をさせてください。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えいたします。

用地、いわゆる財産の売払い、処分等の議決要件についてのご質問ということでありまして、私どものほうといたしましては、議決要件として定められているのは、面積の件と、それに合わせて、いわゆるそれを売ることによっての収入、この2つが一緒になったときというふうを考えておりまして、1つには面積、これが今、議員からもご指摘がありましたように5,000平米ということであって、なおかつ売却金額が700万以上というような形で、2つの要件がある場合は議決要件として、議会のほうの上程というような形で考えてございます。

今回申し上げましたとおり、収入として売却代金が入ってくるのが要件に至っております。

るので、議決要件ではないというふうに考えておるところでございますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

以上であります。

大変失礼しました。加えて、地区会への全体で入ってくる収入が、およそ197万円弱ということで、地元配分金が178万円ほど、177万2,000円ですか、そのような形で金額のほうは整理いたしておるところでございます。

以上であります。

古澤議長 ほか、ございませんか。

4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 私から3点ほど、分からないので教えていただきたい。

最初に、6ページの明許費の災害復旧に伴う工事の大きいのが3つありますけれども、これは入札は多分まだだと思ひますが、来年度に入つてすぐ着工できるような体制で件数が非常に多いので、なるべく早めに着工の入札を行つていただきたいという要望と、それから18ページの保健衛生に関する健康委託、いわゆる説明、検査の中止というんですか、1,550、2,000万かな、これは減額だったんですけれども、この説明に当たる年の方は健康診断が受けられなかったというようなことですが、この方というのは来年度に持ち越ししても検査は大丈夫だという体制になっているのか。いや、これはまだ5年後ですから待つて下さいとなるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思ひます。

あと、もう一つだけ、すみません。25ページです。オリンピックの聖火実行負担金が300万、今年はなかったということですが、来年度の予算を見ると250万ですよね。だから、1年精査して来年度はこれだけ縮小するよというふうなものが、まだ実行のあれが何も見えていませんので、1年で50万も安くなるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思ひます。

この前の説明会では、教育委員会とか区長さんとか町内会長さんとかいろいろな方が集まって、実行委員会をこれからするというお話だったんですけれども、その辺も併せてお聞きしたいと思ひます。

古澤議長 1点目は、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 菅野議員のご質問にお答えいたします。

予算書6ページの第2表、繰越明許費の下のほうにございます第11款災害復旧費、3事務事業、今回は繰り越しさせていただきたいということで記載いたしておりますけれども、議

員ご指摘のとおり、この中には、これまでに発注している工事等もございます。

当然、これから令和3年度になってから発注する工事等もあるわけでございますけれども、議員からお話があったように、私どものほうでも3年度に入りましたら、早い段階での発注というものを心がけてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

古澤議長 2点目は、飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 今年度実施できませんでした節目健診の件でございますが、来年度は今年度の方に関しても加えて実施するというようなことで考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 3点目は、奥山生涯学習課長。

奥山生涯学習課長 オリンピック聖火リレーでの今回の300万円の減額と令和3年度の予算の関係でございます。

令和2年度の補正予算で減額します300万円等につきましては、役場前で行うイベントといたしまして、ステージ音響設備などで160万円ほどを見ておりました。そのほかに、あいべ、体育館の予約、全館貸切りとなりますので、そちらのほうでの75万円ほど、それからサポートランナーの方へTシャツ、それから太鼓の演奏などのイベントなどに対しましても21万円などを見ているところでございます。

令和3年度250万ということですが、これらを基本としますが、様々イベントでのステージ、音響を絞った形で令和3年度要求をしておりますので、このような額になっているということをご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 明許費については、なるべく早くということですので雪が降る前にできれば終わるような形で入札していただければいいかなと思います。雪が降っても除雪をしながら工事を進めるというのは、非常に見ていると大変みたいなところがありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

あと、節目健診については来年度持ち越しで受けられるというふうなことでするので、その辺についてもお知らせで徹底していただければ、町民の方も安心できるのではないかなと。

でない、コロナで運が悪かったという、ただ片づけられてはちょっと困るかなというふう  
に思ったので、よろしくお願いします。

あと、オリンピックの聖火については、なるべく早く実行委員会を開催していただいて、  
町民に早く全体像はこういうふうにするんだというようなものをお示しいただければありが  
たいというふうな気がします。福島でも、やらないというふうなこともいろいろ飛び交っ  
ていますので、町としてはどういう方向でやるのかというふうなものについて皆さん興味があ  
りますので、ぜひ早めに知らせていただければというふうに思います。

以上です。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 私から何点かお願いします。

17ページの民生費の老人福祉費で、除雪の補助ということで93万あります。これは来年の  
当初予算にも300万、屋根の雪下ろしとかの補助で見えていますけれども、今年度も見ていま  
す。これに対する同じ項目の補正、追加補正という考えでよろしいのかどうか、まず1点で  
す。

あと観光費、21ページです。商工費の振興費ですが、まず1点目はプレミアムの商品券  
429万があります。明許費にもあります。ということは、今年度も間もなく終わりですけれ  
ども、今年はこれで2回やる予定だというような認識でいいのか、ちょっとお聞きします。

あと、飲食業の支援補助460万です。私、聞き逃したのかどうか分かりませんが、この内  
容をちょっとお願いしたいと思います。

あと、三角で200万のリフォームの補助があります。小規模事業者の出店等のリフォーム、  
これは事業主に対する外壁とか何かのリフォーム等に予定していたお金が余ったという認識  
でよろしいのか、一応お願いします。

古澤議長 1点目は、飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 佐藤仁議員のご質問でありますけれども、高齢者世帯等除雪支援事業補  
助金ということで93万ということで補正予算を計上しておりますが、これにつきましては毎  
年、来年も予算要求しております。300万円と同じ事業となっております。

今年度につきましても300万というようなことで当初予算のほうを計上しておりましたが、  
12月、1月の大雪で予算のほう不足の見込みとなりましたために、93万のほうを補正す  
るものでありますので、よろしくお願いします。

以上であります。

古澤議長 次に、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 佐藤仁議員から3点についてのご質問でございます。

まず第1点目でございますが、プレミアム付商品券発行補助429万円でございます。本事業につきましては今年度2回実施をさせていただき、商工会さんのほうで実施する分に対しまして町が補助をしているというようなものであります。今年度、第1弾、第2弾、実施させていただきました。

今回要求させていただいておりますのが、繰越明許費にもございますとおり、実施時期につきましては、年度を越して、商工会さんの予定からいきますとゴールデンウィーク明け頃に実施をしていきたいというような考え方をお持ちのようであります。

現在、飲食等商品券配布をさせていただきまして、5月末までというようなところでご利用いただくことにしておりますけれども、それに続く形で実施をしていきたいというふうなことで考えているというふうに聞いているところであります。

それから2番目でございますが、飲食業経営支援補助金460万円でございます。これにつきましては、内容としては3項目ほどを考えているところであります。対象とする事業者につきましては、主たる事業を飲食業とする事業者というふうに考えてございます。

補助いたします背景といたしましては、周知のとおりでございますが、収束が見込めずに長引く新型コロナウイルスの影響、それから12月からの第3波による緊急事態宣言などによりまして、町内の商工観光関係事業、特に飲食を主とする事業者さんにつきましては、本当に窮地に立たされているというふうな状況になっております。推計で数字も押さえているところでありますけれども、なかなか回復が見られないというふうなところがあります。

そして、数字的にはそんなに変わっておりませんが、この状況が長引くというふうなことに伴いまして、固定費がかかってきているというふうなところがありまして、長引くことでかなり経営が圧迫しているというふうなところで、非常に厳しい状況にあるというふうに思っております。

そういった中においても、また特に町外とか県外からの観光客の方々を当てにして、売上げを当てにしている方、事業者につきましては、観光客が激減していると。そして、緊急事態宣言も、まだそういった状況にあるという中では、そういった中でも特に外からの収入を得られている事業者の方については、本当に厳しいというふうな状況であるというふうに思っているところであります。

また、もう一つの観点から言えば、夜の飲食業を営んでおられる方につきましては、宴会、

飲み会等がなくなっているというような状況で、特に年末年始にかけては、ほとんどないというような状況があるというふうに推測をさせていただきますけれども、そういった事業者の方々に対して、町として支援をしていきたいというようなところで考えているところであります。

3つほどと申し上げましたが、1つとしては、昨年12月から1月、2月にかけて売上げが3割以上落ちているというふうな、特に飲食業を営む方の中で、そういった中においても常時雇用する従業員の方が10名以上というようなことで、そういう状況にありながらも地域の雇用を確保されているというような事業者さんに対しまして、その減少額を基準にしまして、上限100万円の支援を考えていきたいと。想定としては、2つほどの大きな飲食業さんということで想定をしております。

それからもう一つの観点としては、そういった状況にありながらも、前向きに新生活様式にのっとった形の販売拡大をされているというふうなところで、そのために広告宣伝を県外等にもされていると、何とか今の状況を回復したいということで前向きに取り組んでおられる事業者さんに対しまして、そういった広告宣伝費、かかった経費の2分の1、上限100万円を支援したいというふうに考えております。これにつきましても、2つの事業者さんなどを想定をさせていただいております。

もう一つが、通常は昼間の営業は行わずに夜間の飲食営業、これを事業の柱としておられる事業者さんが、同じく売上げ30%以上減少していると。昼間については、町内の飲食などを見込めるわけでありまして、夜の飲食につきましては、なかなか見込めない。そういった事業者さんについて、減少額に応じまして30万円を上限に支援したいというふうなところで、事業者数につきましては2つの事業者さんを想定しながら、併せまして460万円をお願いできないかというふうな提案でございます。

3つ目のご質問であります。小規模事業者商店等リフォーム補助金200万円の減額でございます。

この事業につきましては、町内の商店のリフォームを行う際に100万円を上限に補助するというふうな制度となっております。今年度この事業で1事業者さんが現在リフォームを行っておりますけれども、2つの事業所さんからも要望があったわけでありまして、その後のいろいろな諸般の事情で、そういった事業ができないというふうなところで、2つの事業者さんから、できないというふうなことがございましたので、200万円の減額とさせていただいたところであります。

なお、先ほど商品券の関係でちょっと間違っただけをしたかというふうに思いますが、現在、飲食店等商品券、町民の皆さんに3,000円ずつ配布させていただいておりますけれども、この使用期限につきましては5月30日までということになってございますので、訂正させていただきますと思います。

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 1番目の雪下ろし関係の補助です。

遑って責めるとか、あまり言いたくはないんですが、12月の補正のときに、一般の道路とか何かの除雪の足りないところで補正が上がってきたときに、一般の老人宅の屋根の雪下ろし関係で状況はどうなんだと、必要ないのかと言ったら、今のところ必要ないといった答弁があったと思います。

約半月後には足りないからと、今から補正が決まって申請をもらって、今からは雪はほとんど降らないわけですので、ちょっとタイミングが非常にずれているのかなという、申請があるから、今からそれに対して払うんだから、足りないんだというのはそれはいいんですけども、何かちょっとずれがある、あんまり前のことを責めるとか何か言いたくはありませんが、一旦あのときに私は業者のほうに対してではなくて、個人に対するあれはないのかといった場合にそういう話でしたので、申請があつて、それに対する補助であればそれはそれで構いませんが、今後、的確にタイムリーに対応していただきたいなというふうに思います。

あと、志田課長のほうからの答弁ですけれども、プレミアムの明許費があつて今回の補正があるということは、2つやるんですかというふうなことを聞いたんです。だから、繰り越して行くわけです。これを繰り越して行くのか、ではないわけですね。そういうことを聞いたつもりだったんです。明許費としてはもう上がっている、今回の補正にあるので、それをどうするのかということ聞いたんです。あと、私の認識が間違っているのか分かりませんよ。ただ、そういうふうに思ったので聞きました。

460万に関しては、全くそのとおりだと思います。私も非常に見ている、国道を走っていると、ラーメン屋さんなんかは意外といいんですけども、やはりさっき言われた6つの業者、大体想像はつくかと思いますが、非常に大変かなと。コロナが収束したときには、もう西川町の事業者の方が、極端な話、大分減っていたというようなことがあつてはならないわけなので、今まで一生懸命、補助とか支援をしてきて、コロナが収束したときには、コロナが始まる前の状態で維持をしてもらおうということなので、それはそれで構いません。

あと、リフォームに関しては、例えば外壁を直す場合に塗装はいいとか張り替えは駄目だとか、そういう非常にややこしい規制があるような話を聞いておりますので、同じ外壁を直すのに何で違うのかなとか、それで取りやめたとか、いやしようがないから自分で負担をしたと。蓋を開けてみると減額になっているということなので、今後、もうちょっとフレキシブルに補助の対象を、同じ外壁を直すのであれば、そういうところをもう少し考えてもらって、なるべく有効活用して直していただけるような方向にならないのかなというふうに思っています。

以上、お願いします。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 プレミアム付商品券の関係でございますが、今回3月の補正に上げさせていただいておる金額429万円でございますが、この事業につきまして、年度を越して6月以降に使わせていただきたいということで繰越明許費に上げてございますので、新年度において1回分というようなところで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それからリフォームの関係でございますけれども、これを採択するにおいては審査会なども設定しながらであります、恐らくケース・バイ・ケースだというふうに思いますけれども、例えば住居と店舗が一体的にあるというような形からすると、なかなか住居に係る部分については補助対象にできないということもあまして、基本的には、その店舗に係る部分のリフォーム経費ということで見させていただいているものがございますけれども、いろいろケース・バイ・ケースだと思いますけれども、基本的にはその考え方でさせていただいているところであります。

よろしくお願いします。

古澤議長 2点目のほうは、飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 2月の議会の答弁の関係でございます。私も舌足らずなところがあったかと思うんですけれども、2月現在で支出に関しては、予算的にはまだ大丈夫だというようなこととお話したと思っているんですが、申請のほうにずれがございまして、2月時点ですと1月の集計等がまだ出ていないような状況でございまして、不足するようであれば次回の補正でお願いするというようなことで答弁したような記憶でございますので、今回3月に補正していただいたというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。なるべく切り詰めた話でお願いいたします。

2番（佐藤 仁議員） リフォームに関しては、特別委員会でもどちらか忘れましたが、建設課か商工課、どちらかに聞いたと思います。住宅と商店のあれで色分けしているのか、そうですということだったんです。

今お話のように、大概は住宅と店舗というのは大体一緒のところが多いわけです。行ったらできないと。こっちのほうに行ったら、いやそっちは商工のほうだと。行ったり来たりしている建て主、事業者、あとは業者の方も。だけど、駄目だったというような話もあるわけなので、そこはやはり同じ課同士で話が来たのであれば、今後はやはりフレキシブルに対応していただかないと、自宅があって、事業者がそういう人ばかりではないので、せっかくの予算を立てているので有効に使っていけるような体制を、受け入れる側はしていただきたいというふうに思いますので、終わります。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 ただいまの小規模リフォーム、それから住宅リフォームの審査会をやっておりまして、議員のただいまご質問の小規模リフォームのほう、店舗兼併用住宅、そういうものが何点かやはりございまして、これは建設水道と、それから商工観光と打合せをしながらやってほしいというようなことも指示をしておったつもりですけれども、もしそういうようなことがあるということであれば、今後注意したいと思いますし、それからそういう店舗等の併用住宅等の場合の補助の仕方についても、なお検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 ここで、昼食のため休憩をいたします。

再開は1時といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

質疑ありませんか。

7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 19ページになりますけれども、第6款農林水産業費の農業振興費なんですけれども、工事請負費が128万4,000円ほどあるんですけれども、工事請負費の下に啓

啓翁桜園地造成工事というふうには書いてあるんですけども、先ほどの説明なり確認しますと、発芽胚芽米の製造施設の空調設備設置工事だというふうなお話なんですけれども、これはここに書いてある啓翁桜というのはどういう意味なのかなと思って、ちょっと確認させてください。

それからもう一つは、次のページになりますけれども、畜産振興費ですけれども、畜産経営競争力強化支援事業費補助ということで、この補助金の中身と、先ほどの説明では不採択になったためにというお話がありましたけれども、なぜ不採択になったのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 お答えいたします。

まずは工事請負費の関係ですが、啓翁桜園地造成工事ということで、ここに記載があります。同じ園芸振興対策事業の中で、実は工事費が、この中に啓翁桜関連の工事費と、さらにはブドウの造成工事、2つ事業費が入っております。

その中で、細々節の問題になるわけですが、記載項目に工事請負費というのが、ブドウ関連の工事請負費になっておりまして、啓翁桜造成工事というのが、もう一つ、細々節になっております。

このたび、工事の中でブドウ関連のものを80万円プラスをし、啓翁桜関連の工事が80万円減というようなことにさせていただいたところ、差引きゼロになるわけですが、ここに啓翁桜造成工事ということで金額がない、どちらも金額はありませんが、そこで出てきたというふうなことでございまして、数字は載っておりませんが、そのような関係で、ここに計上されたというようなことでございます。

工事請負費の128万4,000円のみが、今回、米月山の保管庫倉庫の空調設備関連のものが128万4,000円というようなことで出させていただいておりますが、その部分だけの数字として上がってきているというようなことで、ちょっとお分かりになるかどうかあれですが、その関連の中でここに出ているというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、畜産経営競争力強化支援事業費補助金でございます。これにつきましては、当初、福寿館の畜舎の増設が終了しましたので、今年度、外構工事につきまして県の補助金をいただいて、この整備をする予定にしておりました。ただ、これは県単の補助金でございますが、非常に枠が少ない補助金でございました。

それで、不採択というようなことで総務課長が説明いたしましたが、まさに外構工事とほかの事業が別の畜舎増築というようなことでやっている他の市町村の事業がございまして、そちらのほうが優先されたというようなことでございました。

したがいまして、外構工事については優先度が低いというふうに評価されまして、その分が補助金の整備ができなかったというようなことでございます。

この外構工事につきましては、福寿館単独で今年度実施をし、終了しているところでございますので、その分、減額というようなことでさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今説明を聞いて分かったんですけど、やはりこの書き方ですと、工事請負費で下にある啓翁桜の園地造成というので、この分かなというふうに思っているわけですけども、先ほどの総務課長の説明でも、発芽胚芽米の空調設備というお話がありましたし、これだけ見ると非常に分かりにくいですよ。やはりその辺の表示の仕方だと思いますけれども、内容的には分かりました。

それで、発芽胚芽米の製造施設、つまり米月山でしょうけれども、米月山に対して、どこまで町が設備等も含めて出すのかどうか。その辺、米月山の経営状況を見ますと、黒字になってきているという非常に経営努力は認めるわけですけども、やはり普通の会社ではちょっと考えられないことなんですよ。こうやって設備費を町のほうで出していると。どの程度までというか、程度があるかどうか分かりませんが、そういうふうな助成はどのように考えればよろしいんでしょうか。今回のやつは、120万上がっているわけですけども、今後もこのようなことがずっと続くんでしょうか。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 このたび発芽胚芽米製造工場の保管用倉庫の空調設備というようなことで128万を計上させていただきましたが、米月山の工場の倉庫の部分につきましては、一番最後の倉庫の部分、製品を保管していく場所が空調設備がもともとございませんでした。したがいまして、今、大量に出荷、出しているわけですが、保管する場所が、空調がないために、その製品をしっかりとした製品管理ができないというようなことでございます。

さらには、工場内で働いている方々につきましても、非常に条件的に悪いというようなこ

とでございました。そんな関係から、このたびコロナ対策というふうなことから、コロナ対策の支援をいただいたものを活用させていただいて、この整備というようなこととさせていただきます。

米月山につきましては、町があその場所に設置させていただきましたが、必要最低限、できるだけ費用をかけないような形ですべきだというふうに担当としても考えておりますが、このたびにつきましては、製品を保管するためにも、品質のいい商品を出すためにも、ぜひ必要なものだというようなこととさせていただきますので、その辺ぜひご理解をいただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） コロナ対策も含めてということなので、それを聞くと理解できるんですけども、ただ先ほど言いましたように、今後もこのような設備が必要だということ、町のほうで施設を増設したりしていくのかどうかというふうに思うわけですけども、その辺が本当に金額の問題ではなくてどこまでなのかなというような、今回ばかりじゃなくて、米月山に関してはいろいろな予算をつぎ込んできているわけですよね。そういうことを考えますと、果たしてどこまでというか、その辺の基準なんかはあるかどうかですけども、米月山はたしか町長が産業振興課長の時代あたりから米月山ということをやったと思うんですけども、その辺は力入れは分かるし当然必要だとは思いますが、その辺の線引きなんかは、どうなんですかね、町長。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 米月山につきましては、町の特産品をつくるというようなことで6次化産業というような、当時はまだそういった6次化産業という言葉もなかったんですが、そういった意味で総合産業という名目で、加工して常時その素材が入手できる、そういったものを町の特産品として加工して販売するというような、そういったことで始めたわけでありまして、

それが一番の米だということで、吉川の米を何とか世に出して、そのうまさを皆さんに知ってもらおうというようなことで始めたわけでありまして、議員おっしゃるように、当時はいつ、本当にこれは採算ベースに合うのかというような、いろいろな議論がありまして、当時も申し上げたんですが、これはなかなか採算ベースに上げるまで非常に困難だというふうなことで、5年、また10年待ってほしいというようなことで、やっと10年目にして累積赤字もなくなったということでありまして、今、議員おっしゃるように、今後その設備投資等も含めて、この経営の経常的な利益をどう確保できるのかも含めて、株式会社との協議も進めてい

ければなと思っていますので、よろしくお願いします。

ただ、やはり米月山の場合、社員も五、六名おりますが、なかなかこれまでボーナスも払えないような状態で、やっとボーナスも若干払えるような状況になってきたということでもありますので、そういったものも含めてだと思いますが、確かに議員おっしゃるとおりでありますので、よろしくお願いします。

古澤議長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第10号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第11号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第11号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,954万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,123万4,000円といたすものであります。

6ページをご覧ください。

歳出から申し上げます。

1款1項1目一般管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症及びマイナンバー関連の普通調整交付金システムの様式等の改修に伴い、12節委託料6万6,000円を追加し、2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、療養給付費が増加していることから、18節負担金、補助及び交付金3,000万円を追加するとともに、6款1項1目保健衛生普及費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、笑顔満開！にしかわ健康まつりや各種保健事業の実施ができなくなったことから、7節報償費、事業の実施に関わる講師に対する謝礼など報償金14万8,000円、笑顔満開！にしかわ健康まつり景品などの賞賜金6万9,000円、

計21万7,000円、18節負担金、補助及び交付金、各地区健康まつりの実施に関わる健康づくり推進活動補助金36万円、計57万7,000円を減額し、9款1項8目返還金につきましては、相続登記未了の資産に係る固定資産税課税更正の確定に伴いまして、平成27年度課税分の国民健康保険税資産割分の返還金及び還付加算金相当額、22節償還金、利子及び割引料6万円を追加するものであります。

5ページをご覧ください。

詳細につきましては、国庫補助金の交付確定に伴い、4款1項1目国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金44万円、8款1項1目繰越金51万7,000円をそれぞれ減額し、一般被保険者療養給付費の追加に伴いまして、5款1項1目県補助金、保険給付費等交付金、普通交付金3,000万円、7款1項1目一般会計繰入金50万6,000円を充てるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第11号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第12号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第12号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,164万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億821万7,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。

5ページをご覧ください。

2款1項1目管渠管理費、下水道の管渠及びマンホールポンプの施設の長期的な管理を行うために、ストックマネジメント実施計画を策定するための費用1,360万円を追加し、2款1項2目処理場管理費に、浄化センターの機械設備等の更新を行うための実施設計策定費用800万8,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、公共下水道事業国庫補助金1,082万4,000円、一般会計繰入金1,082万4,000円を充てるものであります。

この補正につきましては、3ページ、第2表、繰越明許費にありますように、令和3年度に繰り越しして執行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第12号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第13号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第13号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,924万7,000円とするものであります。

歳出からご説明いたします。

4ページをご覧ください。

2款1項1目集落排水施設管理費につきまして、本道寺マンホールポンプ場の水位計の不具合により更新工事を行うため、工事請負費に28万1,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金28万1,000円を充てるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第13号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第14号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

松田病院事務長。

〔病院事務長 松田憲州君 登壇〕

松田病院事務長 議第14号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出については、既決予定額に209万円を追加し、収入支出とも7億4,647万1,000円とするものであります。

4ページをご覧ください。

支出の内訳といたしまして、1款1項3目経費に、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認の導入に必要な資格確認端末及びネットワーク環境の整備に38万5,000円、既存の医事会計システムの改修費用170万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

収益につきましては、1款1項2目外来収益は、患者数の減少見込みにより2,342万5,000円を減額し、2款2項2目他会計負担金は、経営の安定化を図るため一般会計繰入金2,000万円を追加し、6目県補助金に、新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金として187万2,000円、7目国庫補助金に、発熱外来診療体制確保支援補助金として155万3,000円、医療情報化支援基金補助金として209万円を見込むものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第14号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで、日程の順序を変更し、追加日程第7、議第25号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、追加日程第8、議第26号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第11号）、追加日程第9、議第27号 令和2年度西川町水道事業会計補正予算（第2号）、追加日程第10、議第28号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、追加日程第11、議第29号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算（第4号）を議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第7、追加日程第8、追加日程第9、追加日程第10、追加日程第11を直ちに議題とすることに決定しました。

5議案の提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第25号につきましては、西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和2年7月豪雨災害の復旧工事が令和3年度に本格化することに加え、豪雨災害や豪雪災害が頻発化し厳しい財政状況にあることを考慮し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、町長、副町長及び教育長の給料を削減するため提案するものであります。

議第26号につきましては、令和2年度西川町一般会計補正予算（第11号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億294万1,000円といたすものであります。

補正の内容は、今冬の豪雪による町道除雪委託料の増嵩に対応するための追加であります。歳出から申し上げます。

第10款土木費につきましては、町道除雪委託料5,000万円を追加するものであります。

歳入につきましては、第10款地方交付税4,399万6,000円、第14款国庫支出金600万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

議第27号につきましては、令和2年度西川町水道事業会計補正予算（第2号）であります。

収益的支出の第1款水道事業費用に新たに第4項特別損失を追加し、第1款第1項営業費用を380万円減額し、第1款第4項特別損失に380万円を追加するものであります。

議第28号につきましては、令和2年度西川国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,261万円といたすものであります。

事業勘定の歳出につきましては、直営診療施設勘定繰出金に137万6,000円を追加し、歳入につきましては、保険給付費等交付金に同額追加し、直営診療施設勘定の歳入につきましては、後期高齢者診療報酬収入を14万7,000円減額し、事業勘定繰入金に同額追加するものであります。

議第29号につきましては、令和2年度西川町病院事業会計補正予算（第4号）であります。

資本的収入の既決予定額に111万8,000円を追加し、総額1,843万6,000円といたすものであります。

補正の内容といたしましては、山形県国民健康保険保険給付費等交付金直営診療施設整備分として、CT装置購入に係る補助金が増額になったため追加するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 追加日程第7、議第25号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第25号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書、そしてさらには次のページに新旧対照表をつづってございますので、ご覧いただきたいと存じます。

この条例は、町長、副町長及び教育長の給料月額削減について規定するものであります。

附則に第22項を加え、町長、副町長及び教育長の給料月額を令和3年4月から4年3月までの間、それぞれ10%、5%、3%削減するものであります。ただし、手当の額に用いる月額は、基礎額とするものであります。

議案書の附則をご覧いただきたいと存じます。

この条例の施行期日は、令和3年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 去年もこういう条例の改正があって、ちょっと質問した記憶があるんですが、7月の災害云々ということで、でも単純に考えると職員もそうなんでしょうけれども、そういう災害とかいろいろな予期しないものが出てくると、通常業務にプラスアルファして仕事の量というのは増えてくると思うんですよね。

ですから、何もそういうものでなくて、やはりしなくても、そういう例に向かって、ますますもらえるお金で頑張ってもらおうというような姿勢のほうが本来はいいのかなとは思っています。

町長の場合は1か月ほとんど、トータルすれば無給で働くというようなことになるわけですので、でも、トータル的に返納するというんだから、はいというのが筋なのかもしれませんが、でも基本的にはやはりそういうふうにして、逆に仕事量が増える、悩み事が増える、それに対して町でのお支払いするお金で一生懸命、三役も職員もやっていただくというのは本来あっていいのかなというふうに思うんですが、ちょっと偉そうなことを言ったようですが、でも、町長の考えを1回だけお願いして終わりにします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 特別職の報酬の関係であります、これはリーマンショックのときに国のほうが

ら、行政改革というようなことで、特に国の補助金がいるというようなこともあって、行政改革をやりながら歳出等も踏まえて、予算編成、行政執行をやりというような、そういった通達と申しますか、ありまして、そのときに全国各地の自治体の首長さんが、それぞれこういった措置があったわけでありまして、それはこれまで西川町はずっと続けてありまして、ほかの市町村ではもうやめた市町村もございますが、町のほうでは、まずいろいろな事情もあるし、特に今回につきましては、先ほど言いましたように災害等もありますので、町民の皆さんとその痛みを分かち合うというわけではありませんが、そういったことで、今回は提出させていただいたわけございまして、大変ご心配ありがとうございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今回の提案については毎年ずっとやられてきたということですが、けれども、この改正10の1、100分の10とか下げることに、基本的には、不祥事があったとか、そういうわけでもないですし、株式会社であれば大赤字だから下げるということもありますけれども、流れとして今こういう世の中にはなっていますけれども、先ほど佐藤議員も言ったように、仕事の量はかなり増えていますので、何もよその市町村をまねしなくても正々堂々といただいて仕事を一生懸命していただければ、何もそんなに問題はないのではないかと私は思っておりますので、今回は下げるというんだから、ああそうですかとさっきもなったけれども、そうは思いますが、あえてこういうのは出さないような形で、見える仕事を一生懸命してもらえば、町民というのは納得するんじゃないでしょうか。

町長、どうですか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 先ほどの佐藤議員同様に、大変ご心配をおかけしましてありがとうございます。

議員おっしゃるように、いろいろなそういった社会背景を捉えながら、むしろ大変ではないかというようなことでもありますが、そういったこともありますが、これまでもそういったことで町民、町のほうの財政事情等もあるということもありますし、町民の皆さんと手を取り合っというようなことでもありますので、今後、お二方のご意見を参考にさせていただきながら今後取り組みたいと思いますので、よろしくお願いします。

古澤議長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第25号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第 8、議第26号 令和 2 年度西川町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第26号 令和 2 年度西川町一般会計補正予算（第11号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書、議第26号ということでホチキスでとじてある予算書、さらには、この後のほうには後ほどの議題の議第27号をつづっておりまして、さらには別に28号、29号と予算書をつづってございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

お手元の議案書の議第26号の予算書につきまして、ご覧いただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億294万1,000円といたすものであります。

補正の内容は、今冬の豪雪による町道除雪委託料の増嵩に対応するために追加するものであります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の 5 ページ、3、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。主に、補正内容の説明並びに補正額の財源内訳の特定財源の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

第 8 款第 1 項第 2 目除雪費につきましては、町道除雪委託料4,099万4,000円を追加するものであります。

第 2 項第 3 目道路新設改良費につきましては、町道除雪委託料900万6,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、国庫支出金の社会資本整備総合交付金600万4,000円を追加するものであります。

この社会資本整備総合交付金の追加については、去る 2 月12日に補正予算（第 9 号）をご可決いただいた後、2 月16日に山形県知事を通じて国土交通事務次官から内示があったとこ

るであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

4ページ、2、歳入をご覧ください。

ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げましたとおり、第14款国庫支出金600万4,000円を追加し、それでも不足する財源については、第10款地方交付税4,399万6,000円を充てるものであります。

なお、私のただいまの補足説明の中で、冒頭、補正予算（第11号）と申し上げましたが、補正予算の第11号、このとおりでオーケーでございます。大変失礼しました。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第26号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第9、議第27号 令和2年度西川町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第27号 令和2年度西川町水道事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

3ページをご覧くださいと思います。

収益的支出ですが、第1款水道事業費、水道事業費用に新たに第4項特別損失を追加し、第1款第1項営業費用を380万円減額し、第1款第4項特別損失に380万円を追加し、支出の組替えを行うものであります。

有限会社ブナの森へ貸付地及びその貸付地に附随する用地を売却するための不動産鑑定委

託を行ったところ、不動産鑑定価格と水道事業会計で取得した価格、当初に取得した価格ですが、その差額が特別損失に当たるということから補正を行うものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第27号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第10、議第28号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第28号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書をご覧ください。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,261万円といたすものであります。

事業勘定の歳出から申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

各事業の実績及び補助基準額の見直しなどによりまして、国民健康保険調整交付金、保健事業分、僻地直営診療所運営費及び直営診療所の運営に係る特別に要した経費に対する交付金につきまして、3月1日付で交付の確定及び確定見込みとなったことに伴いまして、9款2項1目直営診療施設勘定繰出金につきまして、岩根沢、大井沢診療所及び大井沢歯科診療時のへき地診療所運営費補助分繰出金9万5,000円、町立病院での総合相談、健康相談、往診、訪問看護、訪問リハビリなどの在宅サービスの実施に伴う直営診療施設健康管理事業補助分繰出金3万円、町立病院のCT装置導入に対する病院医療機器等整備事業費補助分繰出

金111万8,000円、町立病院での救急患者受入体制支援事業分13万3,000円をそれぞれ増額し、計137万6,000円を追加するものであります。

事業勘定の繰入金につきましては、第5款1項1目保険給付費等交付金、2節特別交付金の特別調整交付金分(市町村分)137万6,000円を増額するものであります。

6ページをご覧ください。

直営診療施設勘定、大井沢歯科診療所会計の歳入につきまして、1款1項3目後期高齢者診療報酬収入14万7,000円を減額し、3款2項1目事業勘定繰入金を同額増額するものでございます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第28号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第11、議第29号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

松田病院事務長。

〔病院事務長 松田憲州君 登壇〕

松田病院事務長 議第29号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第4号)につきまして、補足説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

資本的収入の既決予定額に111万8,000円を追加し、1,843万6,000円といたすものであります。

3ページをご覧ください。

補正の内容といたしましては、山形県国民健康保険保険給付費等交付金、直営診療施設整備分として、CT装置購入に係る補助金が増額になったため追加するものであります。

増額となった理由につきましては、ＣＴ装置の規格区分をその他の医療機械器具から県の精査により、診断用レントゲン装置に修正し該当することになったため、当該区分の補助基準額が高くなったことによるものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第29号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 予算特別委員会審査報告書の提出

古澤議長 日程第2、予算特別委員会審査報告書の提出についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、荒木俊夫議員。

〔予算特別委員長 荒木俊夫議員 登壇〕

予算特別委員長（荒木俊夫議員） 予算特別委員会に付託されました議第15号 令和3年度西川町一般会計予算から、議第24号 令和3年度西川町水道事業会計予算は、お手元にお配りしてある審査報告書のとおりであります。朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会は、付託された令和3年度西川町一般会計・特別会計・企業会計予算について審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第75条の規定により報告します。

#### 1 付託案件

議第15号 令和3年度西川町一般会計予算、議第16号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計予算、議第17号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計予算、議第18号 令和3

年度西川町農業集落排水事業特別会計予算、議第19号 令和3年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算、議第20号 令和3年度西川町後期高齢者医療特別会計予算、議第21号 令和3年度西川町介護保険特別会計予算、議第22号 令和3年度西川町宅地造成事業特別会計予算、議第23号 令和3年度西川町病院事業会計予算、議第24号 令和3年度西川町水道事業会計予算

## 2 委員長及び副委員長の互選

互選の結果、次のとおり決定した。

委員長、荒木俊夫、副委員長、伊藤哲治

## 3 審査期間

令和3年3月2日 全体審査、特別会計、企業会計担当課長説明、審査。

令和3年3月8日 全体審査、一般会計担当課長説明、審査。

令和3年3月9日 全体審査、一般会計担当課長説明、審査。

令和3年3月10日 全体審査、10会計予算の審査・採決。

## 4 審査の方法

一般会計款項目並びに特別会計及び企業会計部門ごとに、全体で内容を審査した。

## 5 審査の結果

議第15号 令和3年度西川町一般会計予算、全員賛成。

議第16号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計予算、全員賛成。

議第17号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計予算、全員賛成。

議第18号 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計予算、全員賛成。

議第19号 令和3年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算、全員賛成。

議第20号 令和3年度西川町後期高齢者医療特別会計予算、全員賛成。

議第21号 令和3年度西川町介護保険特別会計予算、全員賛成。

議第22号 令和3年度西川町宅地造成事業特別会計予算、全員賛成。

議第23号 令和3年度西川町病院事業会計予算、全員賛成。

議第24号 令和3年度西川町水道事業会計予算、全員賛成。

以上10会計予算については、原案のとおり可決された。

以上のとおり報告申し上げます。

予算案の審議・採決

古澤議長 日程第3、予算の審議・採決を行います。

議第15号 令和3年度西川町一般会計予算から議第24号 令和3年度西川町水道事業会計予算までの10会計予算について、審議・採決を行います。

なお、質疑については、予算特別委員会で十分なる審査が尽くされておりますので、質疑を省略し討論のみ行います。

議第15号 令和3年度西川町一般会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第16号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第17号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の

議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第18号 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第19号 令和3年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第20号 令和3年度西川町後期高齢者医療特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第21号 令和3年度西川町介護保険特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第22号 令和3年度西川町宅地造成事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第23号 令和3年度西川町病院事業会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第24号 令和3年度西川町水道事業会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、令和3年度一般会計、特別会計、企業会計予算案は全て原案のとおり可決されました。

#### 請願の審査報告

古澤議長 日程第4、請願の審査報告を議題とします。

請願第1号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」を求めることに関する請願書については、お手元に配付しております総務厚生常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、総務厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

請願第2号 「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、伊藤哲二議員。

〔総務厚生常任委員長 伊藤哲治議員 登壇〕

総務厚生常任委員長（伊藤哲治議員） 総務厚生常任委員会に付託されました請願について、審査報告を申し上げます。

お手元にお配りしてある審査報告書のとおりですが、朗読して委員長報告に代えさせてい

たきます。

1 件名

請願第2号 「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願

2 付託年月日

令和3年3月2日

3 審査の結果

願意は不相当と認め「不採択」

4 委員会の意見

本委員会において慎重に審議した結果、賛成少数をもって上記のとおり処理することを適当と認める旨決しました。

以上のとおり報告申し上げましたが、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑なしと認め、これから討論を行います。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

3番、佐藤光康議員。

〔3番 佐藤光康議員 登壇〕

3番（佐藤光康議員） 「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願の賛成討論を行います。

一昨年の消費税増税は、景気を大きく悪化させました。山形の老舗のデパート大沼が自己破産したのも消費税増税で売上げが大きく減少したことが原因だったと言われています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大が追い打ちをかけ、町民の業者さんの皆さんのご苦労も大変なものがあります。

宿泊業を営んでいるある方は「もうやめようと思ったけれども、常連のお客さんからコロナが収まったら必ず行くからという声に励まされて、削れるものは全て削って頑張っている」と語っています。

商店を営んでいる方は「お店に来る方は、切り詰めて必要なものだけを買おうとしているのがよく分かる。私たちも町から商品券などを出してもらって本当にありがたいと思ってい

る。町も頑張っているんだから、経済がもっと回るように、国も消費税を下げてくださいを応援してほしい」、そう語っています。

コロナで仕事がなくなったり減ったりして、必要なものも買えない方も増えています。特に多くの女性の方が、小売業、飲食業、宿泊業などでパート、アルバイトなど不安定な非正規で働き、今大変な困窮に陥っています。子どもの貧困も深刻です。7人に1人の子どもが貧困の下に置かれています。そういう厳しい生活に追い込まれている人にも、国は、毎日の食料を買いに行けば10%の消費税を課しています。あまりにもひどい仕打ちではないでしょうか。

これだけ失業や貧困が問題になっている一方で、大金持ちも、日本の資産1,000億円以上の超富裕層の資産総額は12.2兆円から24.4兆円に、この1年間で約2倍に膨らんでいます。この人たちの所得のほとんどが株式譲渡所得です。また、企業は巨額の内部留保をため込んでいます。こういう人たちにこそ、その力にふさわしい負担をしてもらうことが必要ではないでしょうか。

寒河江西村山地区の業者さんの消費税5%以下への引下げの請願は、一人一人の生活がかかっている切実な問題です。願いです。厳しい業者さんの状況、そしてコロナ禍で厳しい生活を強いられている人たちの現状を推察していただいて、この請願に賛成していただきますようお願いしまして、この請願に対する賛成討論を終わります。

古澤議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

4番、菅野邦比克議員。

〔4番 菅野邦比克議員 登壇〕

4番（菅野邦比克議員） 「消費税5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願について、反対の意見を述べさせていただきます。

令和元年10月1日から、消費税8%から10%に引上げが行われました。内訳は、消費税6.3%から7.8%、地方消費税1.7%から2.2%に引上げが行われております。このときに、消費税の用途の明確化が打ち出されており、消費税法第1条第2項で「消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」とうたわれております。

社会保障・税一体改革により、消費税率引上げによる増収を含む消費税、国、地方消費税率1%の地方消費税は除きますが、全て社会保障財源に充てるとされています。しかしなが

ら、社会保障経費の合計は足りていません。

令和2年度の消費税の国の予算、国、地方10%は27.5兆円です。国の7.8%の税収は17.5兆円です。それに対して、年金13.1兆円、医療12.2兆円、介護3.4兆円、子ども・子育て支援3兆円、合計で31兆7,000億円となっております。14兆2,000億円の不足になっています。

1%下げると2兆7,500億円、5%引き下げると13兆7,500億円の減収になり、社会保障の維持ができなくなります。

引下げを行った場合、年金の引下げや医療や介護の在り方の見直しを余儀なくされます。その財源不足分を毎年国債で賄うとすれば、後世の子どもたちに大きな負担を強いることになりかねません。

これ以上、後世の子どもたちに負担を増やす恐れのある今回の消費税引下げ請願については、以上の理由から反対の意見を述べさせていただきます。

古澤議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第2号 「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

#### 議員派遣について

古澤議長 日程第5、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定しました。

#### 閉会中の継続調査申出

古澤議長 日程第6、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長、総務厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び広報公聴常任委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。  
お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、東日本大震災が発生して、本日でちょうど10年が経過し、私どもの町も本日と同じように10年前は最終議会でありました。

この東日本大震災で多くの方が犠牲になり、お亡くなりになりました方々に追悼の意を表し、心からご冥福をお祈りするため黙禱をささげたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。

黙禱、始め。

〔黙 禱〕

古澤議長 黙禱、終わります。

ありがとうございました。ご着席お願いします。

#### 閉議・閉会の宣告

古澤議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和3年西川町議会第1回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員